

【公開版】

提出年月日	令和2年8月21日 R14
日本原燃株式会社	

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る  
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

第9条：外部からの衝撃による損傷の防止  
(外部火災)

# 目 次

## 1 章 基準適合性

### 1. 基本方針

- 1. 1 要求事項の整理
- 1. 2 要求事項に対する適合性
- 1. 3 規則への適合性

### 2. 安全設計方針

### 3. 設計対処施設

### 4. 森林火災

- 4. 1 概 要
- 4. 2 森林火災の想定
- 4. 3 評価対象範囲
- 4. 4 入力データ
- 4. 5 延焼速度及び火線強度の算出
- 4. 6 火炎到達時間による消火活動
- 4. 7 防火帯幅の設定
- 4. 8 危険距離の確保及び熱影響評価について
- 4. 9 異種の自然現象の重畳及び設計基準事故との組合せ

### 5. 近隣の産業施設の火災及び爆発

- 5. 1 概 要
- 5. 2 石油備蓄基地火災
- 5. 3 敷地内のMOX燃料加工施設以外の危険物貯蔵施設等の火災  
及び爆発
- 5. 4 近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳評価

## 6. 航空機墜落による火災

### 6. 1 概 要

### 6. 2 航空機墜落による火災の想定

### 6. 3 墜落による火災を想定する航空機の選定

### 6. 4 航空機墜落地点の設定及び離隔距離の設定

### 6. 5 設計対処施設への熱影響評価について

### 6. 6 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳について

## 7. 危険物貯蔵施設等への熱影響

### 7. 1 概 要

### 7. 2 評価対象

### 7. 3 熱影響について

### 7. 4 近隣の産業施設の爆発の影響について

## 8. 二次的影響評価

### 8. 1 ばい煙の影響

### 8. 2 有毒ガスの影響

## 9. 消火体制

## 10. 火災防護計画を策定するための方針

## 11. 手順等

## 2章 補足説明資料

事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表

## 1章 基準適合性

## 1. 基本方針

### 1. 1 要求事項の整理

外部からの衝撃による損傷の防止について、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「事業許可基準規則」という。）とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設安全審査指針（以下「MOX指針」という。）の比較により、事業許可基準規則第九条において追加された要求事項を整理する。（第9.1表（外部火災））

第9. 1表（外部火災） 事業許可基準規則第九条とMOX指針 比較表（1 / 5）

事業許可基準規則 第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）	MOX指針	備考
<p>1 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>（解釈）</p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p>	<p>指針1. 基本的条件</p> <p>事故の誘因を排除し、災害の拡大を防止する観点から、MOX燃料加工施設の立地地点及びその周辺における以下の事象を検討し、安全確保上支障がないことを確認すること。</p> <p>1. 自然環境</p> <p>(1)地震、津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等の自然現象</p> <p>(2)地盤、地耐力、断層等の地質及び地形等</p> <p>(3)風向、風速、降雨量等の気象</p> <p>(4)河川、地下水等の水象及び水理</p>	<p>追加要求事項</p>

第9. 1表（外部火災） 事業許可基準規則第九条とMOX指針 比較表（2 / 5）

事業許可基準規則 第九条（外部からの衝撃による損傷の防止）	MOX指針	備 考
	<p>指針14. 地震以外の自然現象に対する考慮</p> <p>1. MOX燃料加工施設における安全上重要な施設は、MOX燃料加工施設の立地地点及びその周辺における自然環境をもとに津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等のうち予想されるものを設計基礎とすること。</p> <p>2. これらの設計基礎となる事象は、過去の記録の信頼性を十分考慮のうえ、少なくともこれを下回らない苛酷なものであって、妥当とみなされるものを選定すること。</p> <p>3. 過去の記録、現地調査の結果等を参考にして必要のある場合には、異種の自然現象を重畳して設計基礎とすること。</p>	<p>前記のとおり</p>

第9. 1表 (外部火災) 事業許可基準規則第九条とMOX指針 比較表 (3 / 5)

事業許可基準規則 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>4 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果、最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>	<p>指針14. 地震以外の自然現象に対する考慮</p> <p>1. MOX燃料加工施設における安全上重要な施設は、MOX燃料加工施設の立地地点及びその周辺における自然環境をもとに津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等のうち予想されるものを設計基礎とすること。</p> <p>2. これらの設計基礎となる事象は、過去の記録の信頼性を十分考慮のうえ、少なくともこれを下回らない苛酷なものであって、妥当とみなされるものを選定すること。</p> <p>3. 過去の記録、現地調査の結果等を参考にして必要のある場合には、異種の自然現象を重畳して設計基礎とすること。</p>	<p>追加要求事項</p>



第9. 1表 (外部火災) 事業許可基準規則第九条とMOX指針 比較表 (4 / 5)

事業許可基準規則 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの (故意によるものを除く。) に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象 (地震及び津波を除く。) に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含む。</p> <p>6 第3項は、設計基準において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの (故意によるものを除く。) に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</p>	<p>指針1 基本的条件 事故の誘因を排除し、災害の拡大を防止する観点から、MOX燃料加工施設の立地地点及びその周辺における以下の事象を検討し、安全確保上支障がないことを確認すること。</p> <p>2. 社会環境 (1) 近接工場における火災・爆発等 (2) 航空機事故等による飛来物等 (3) 農業、畜産業、漁業等食物に関する土地利用及び人口分布</p> <p>(解説) 社会環境に関する事象として注目すべき点は、近接工場における事故及び航空機に係る事故である。 近接工場における事故については、事故の種類と施設までの距離との関連においてその影響を評価した上で、必要な場合、安全上重要な施設が適切に保護されていることを確認すること。 航空機に係る事故については、航空機に係る施設の事故防止対策として、航空機の施設上空の飛行制限等を勘案の上、その発生の可能性について評価した上で、必要な場合は、安全上重要な施設のうち特に重要と判断される施設が、適切に保護されていることを確認すること。</p>	<p>追加要求事項</p>

第9. 1表 (外部火災) 事業許可基準規則第九条とMOX指針 比較表 (5 / 5)

事業許可基準規則 第九条 (外部からの衝撃による損傷の防止)	MOX指針	備考
<p>7 第3項に規定する「加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの (故意によるものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物 (航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等をいう。なお、上記の「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」 (平成14・07・29原院第4号 (平成14年7月30日原子力安全・保安院制定)) 等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p>		<p>前記のとおり</p>

## 1. 2 要求事項に対する適合性

### (1) 外部からの衝撃による損傷の防止

安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。

なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

上記に加え、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。

また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）

（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。

なお、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される人為事象のうち、ダムの崩壊及び船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。

自然現象及び人為事象の組み合わせについては、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。これらの事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。

ここで、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。また、人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。想定される自然現象及び人為事象の発生により、MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工程停止等、MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。

### （3） 外部火災の影響

安全機能を有する施設は、想定される自然現象並びに人為事象による火災及び爆発（以下「外部火災」という。）において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。

外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061912号 原子力規

制委員会決定）（以下「外部火災ガイド」という。）を参考として、森林火災，近隣の工場，石油コンビナート等特別防災区域，危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。

自然現象として想定される森林火災については，敷地への延焼防止を目的として，MOX燃料加工施設の敷地周辺の植生を確認し，作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に解析によって求めた最大火線強度（9128kW/m）から算出される防火帯（幅25m以上）を敷地内に設ける。

防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし，防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には，延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに，不燃性シートで覆う等の対策を実施する。

また，森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても，離隔距離の確保等により，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。

人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発，敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ（以下「危険物貯蔵施設等」という。）の火災及び爆発の影響については，離隔距離の確保等により，安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。

航空機墜落による火災については，対象航空機が安全機能を有する施設を収納する建屋の直近に墜落する火災を想定し，火

炎からの輻射強度の影響により、建屋外壁の温度上昇を考慮した場合においても、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること、若しくはその火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、換気設備等に適切な防護対策を講じることで、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。

また、有毒ガスによる影響については、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。

### 1. 3 規則への適合性

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

#### 適合のための設計方針

##### 第1項及び第2項について

安全機能を有する施設に対しては、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対してMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。また、安全上重要な施設は、想定される自然現象により作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮する設計とする。

##### (1) 森林火災

安全機能を有する施設は、森林火災の影響が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とすること、若しくは森林火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

森林火災については、森林火災シミュレーション解析コード（以下「FARSITE」という。）による影響評価により算出される最大火線強度に基づいた防火帯幅を敷地内に確保する設計とする。また、火炎からの離隔距離の確保等により、外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋外壁等の温度を許容温度以下とすることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

上記に含まれない安全機能を有する施設については、森林火災により損傷した場合を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障が生じない期間に修理を行うこと又はそれらを組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

森林火災により発生するばい煙の発生に伴う影響に対して、外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋は、換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備のフィルタ及び手動ダンパによりばい煙の侵入を防止する設計とする。外気を設備内に取り込む外部火災防護対象施設の非常用所内電源設備の非常用発電機については、フィルタによりばい煙の侵入を防止する設計とする。

また、外部火災により発生する有毒ガスが、中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。

### 第3項について



安全機能を有する施設は、設計基準において想定される人為事象に対してMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

想定される人為事象は、国内外の文献を参考に人為事象を抽出し、MOX燃料加工施設の立地及び周辺環境を踏まえてMOX燃料加工施設の安全性に影響を与える可能性のある事象を選定した上で、設計上の考慮が必要な人為事象を想定する。

#### (1) 爆 発

安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される爆発に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは爆発による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

敷地周辺 10km の範囲内に存在する石油コンビナートとしては、むつ小川原国家石油備蓄基地（以下「石油備蓄基地」という。）があるが、危険物のみを有する施設であり、爆発の影響評価の対象となる高圧ガスを貯蔵していない。

敷地周辺 10km の範囲内に存在する高圧ガス貯蔵施設としては、敷地内に設置される再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋のプロパンボンベ庫のプロパンボンベ並びにMOX燃料加工施設の高圧ガス貯蔵施設である第1高圧ガストレーラ庫及びLPGボンベ庫を対象とする。

再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋のプロパンボンベ庫のプロパンボンベは、屋内に収納し、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場

合においても滞留しない構造として設計することから、外部火災防護対象施設を収納する建屋に対して影響を与えない。また、外部火災防護対象施設を収納する建屋は危険限界距離以上の離隔を確保し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

第1 高压ガストレーラ庫は、高压ガス保安法に基づき、着火源を排除するとともに、可燃性ガスが漏えいした場合でも滞留しない構造とすること及び爆発したときに発生する爆風や飛来物が上方向に解放される構造として設計する。

LPG ボンベ庫の貯蔵容器は、ボンベ庫内に収納され、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造として設計する。

また、外部火災防護対象施設を収納する建屋は、第1 高压ガストレーラ庫及び LPG ボンベ庫の爆発源から危険限界距離以上の離隔距離を確保し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

## (2) 近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災

### ① 近隣の産業施設の火災

安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される近隣の産業施設の火災に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは近隣の産業施設の火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

敷地周辺 10km の範囲内に存在する石油コンビナートとしては、

MOX燃料加工施設に与える影響が大きい石油備蓄基地（敷地西方向約 0.9km）を対象とする。石油備蓄基地の原油タンク火災による輻射強度を考慮した場合においても、離隔距離の確保により、外部火災防護対象施設を収納する建屋外壁等の温度を許容温度以下とすることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災による輻射強度を考慮した場合においても、外部火災防護対象施設を収納する建屋の外壁温度を許容温度以下とすることにより外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

## ② 航空機墜落による火災

安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される航空機墜落による火災に対して安全機能を損なわない設計とすること、若しくは航空機墜落による火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。

航空機墜落による火災については、対象航空機が外部火災防護対象施設を収容する建屋等への影響が厳しい地点に墜落した場合を想定し、火災からの輻射強度の影響により、建屋外壁及び建屋内の温度上昇を考慮した場合においても、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

さらに、航空機墜落による火災と危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮した場合においても、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

### ③ 二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）

安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺において想定される近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災により発生する二次的影響（ばい煙及び有毒ガス）に対して安全機能を損なわない設計とする。

近隣の産業施設の火災及び航空機墜落による火災により発生するばい煙の影響に対しては、外気を取り込む施設について適切な防護対策を講じることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。外気を取り込む設備である燃料加工建屋の換気設備の給気設備については、フィルタ及び手動ダンパを設置する。外気を取り込む外部火災防護対象施設である非常用所内電源設備の非常用発電機については、フィルタを設置する。

また、有毒ガスが中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。

## 2. 安全設計方針

原子力規制委員会の定める「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年12月6日原子力規制委員会規則第十七号）」第九条では、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしている。

安全機能を有する施設は、外部火災の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により、外部火災に対して安全機能を損なわない設計とする。

その上で、外部火災により発生する火炎及び輻射熱からの直接的影響並びにばい煙等の二次的影響によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、MOX燃料加工施設の全ての安全機能を有する構築物及び設備・機器とする。外部火災防護対象施設は、安全評価上その機能を期待する構築物及び設備・機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物及び設備・機器を抽出し、外部火災により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。

上記に含まれない安全機能を有する施設については、外部火災に対して機能を維持すること、若しくは外部火災により損傷した場合を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障が生じない期間での修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。

ここでの外部火災としては、外部火災ガイドを参考として、森林火災、近隣の産業施設の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。また、危険物貯蔵施設等については、外部火災源としての影響及び外部火

災による影響を考慮する。ただし、地下に設置する重油タンク並びに再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備、第2非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備、重油貯槽、第1軽油貯槽、第2軽油貯槽、硝酸ヒドラジン受入れ貯槽、TBP 受入れ貯槽及びn-ドデカン受入れ貯槽については、熱影響を受けないことから危険物貯蔵施設等の対象から除外する。

さらに、近隣の産業施設の火災においては、外部火災ガイドを参考として、近隣の産業施設周辺の森林へ飛び火することによりMOX燃料加工施設へ迫る場合を想定し、近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳を考慮する。また、敷地内への航空機墜落による火災を想定することから、航空機墜落による火災と危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳を考慮する。

外部火災の影響評価は、外部火災ガイドを参考として実施する。

外部火災にて想定する火災及び爆発を第9.2表（外部火災）に、評価内容を第9.3表（外部火災）に示す。また、危険物貯蔵施設等を第9.4表（外部火災）に、危険物貯蔵施設等の配置を第9.1図（外部火災）に示す。

【補足説明資料2-1】

第9. 2表 (外部火災) 外部火災にて想定する火災及び爆発

種別	考慮すべき火災及び爆発
森林火災	敷地周辺 10km の範囲内に発火点を設定したMOX燃料加工施設に迫る火災
近隣の産業施設の火災及び爆発	敷地周辺 10km の範囲内に存在する石油備蓄基地の火災
	敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設等の火災
	敷地内の危険物貯蔵施設等の水素ガス及びプロパンガスの爆発
	MOX燃料加工施設のエネルギー管理建屋に隣接する第1 高圧ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫の爆発
航空機墜落による火災	敷地内への航空機墜落時の火災

第9. 3表 (外部火災) 外部火災における影響評価概要

種別	考慮すべき火災及び爆発	評価内容	評価項目
森林火災	敷地周辺 10km の範囲内に発火点を設定したMOX燃料加工施設に迫る火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FARSITE を用いた森林火災評価</li> <li>・ 森林火災評価に基づき設計対処施設への影響評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火炎の到達時間</li> <li>・ 防火帯幅</li> <li>・ 熱影響</li> <li>・ 危険距離</li> <li>・ 二次的影響 (ばい煙及び有毒ガス)</li> </ul>
近隣の産業施設の火災及び爆発	敷地周辺 10km の範囲内に存在する石油備蓄基地の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計対処施設との距離を考慮した設計対処施設への影響評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険輻射強度</li> <li>・ 熱影響</li> <li>・ 二次的影響 (ばい煙及び有毒ガス)</li> </ul>
	敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設等の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物貯蔵施設等の火災による設計対処施設への影響評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱影響</li> <li>・ 二次的影響 (ばい煙及び有毒ガス)</li> </ul>
	敷地内の危険物貯蔵施設等の水素ガス及びプロパンガスの爆発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆発に対する設計を考慮した設計対処施設への影響評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆発に対する設計方針</li> <li>・ 危険限界距離</li> </ul>
	MOX燃料加工施設のエネルギー管理建屋に隣接する第1 高圧ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫の爆発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆発に対する設計を考慮した設計対処施設への影響評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 爆発に対する設計方針</li> <li>・ 危険限界距離</li> </ul>
航空機墜落による火災	敷地内への航空機墜落時の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機落下の発生確率が<math>10^{-7}</math>回/年となる地点における航空機墜落による火災を想定した設計対処施設への影響評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱影響</li> <li>・ 二次的影響 (ばい煙及び有毒ガス)</li> </ul>
	航空機墜落火災と危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機墜落による火災と危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重畳による設計対処施設への影響評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 熱影響</li> <li>・ 危険限界距離</li> </ul>

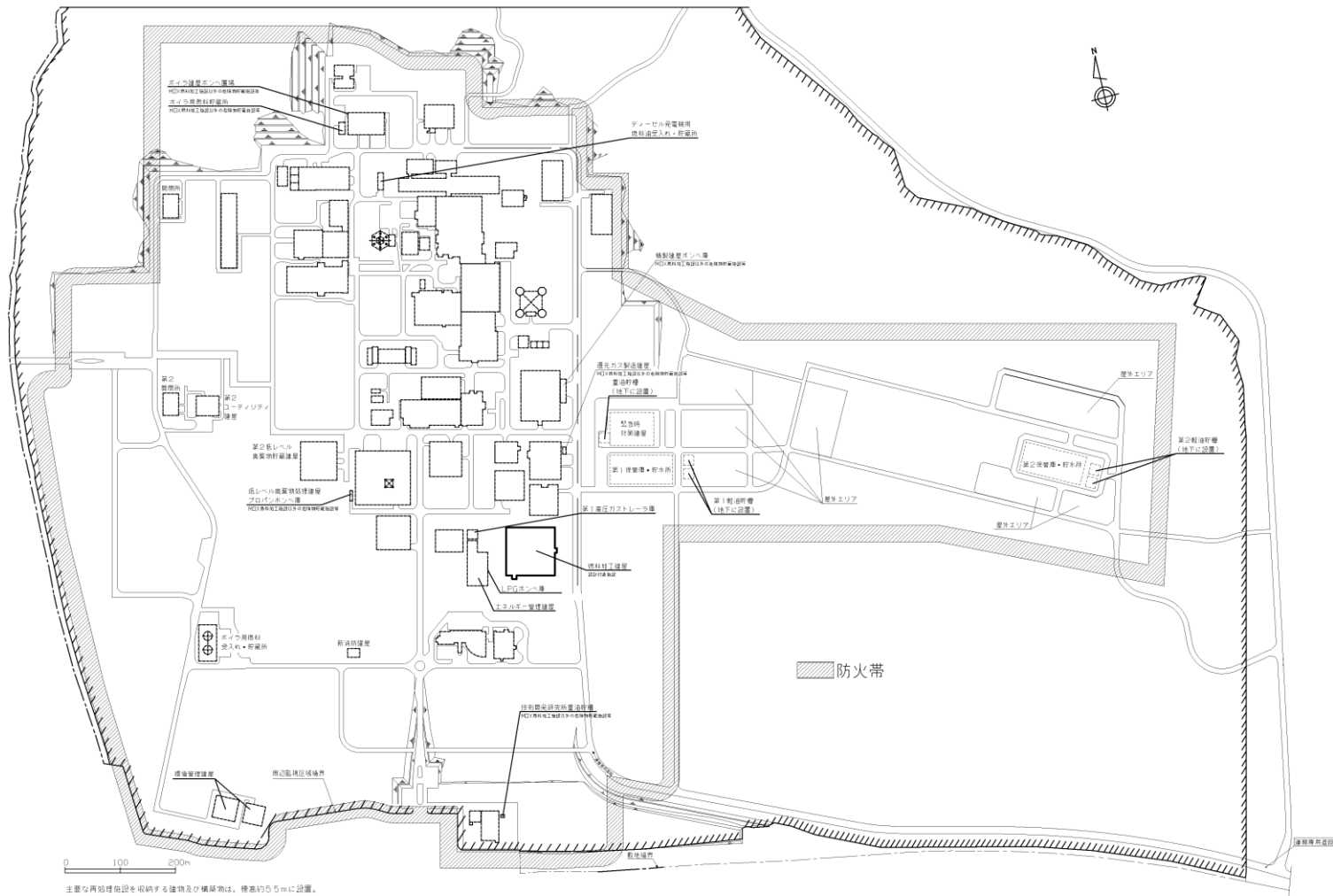


第9. 4表 (外部火災) 敷地内に存在する危険物貯蔵施設等

敷地内の危険物貯蔵施設等	貯蔵物
第1 高圧ガストレーラ庫	水素ガス
LPG ボンベ庫	LP ガス
ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所 <sup>*1</sup>	重油
ボイラ用燃料貯蔵所 <sup>*2</sup>	重油
ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所 <sup>*1</sup>	重油
技術開発研究所重油貯槽 <sup>*2</sup>	重油
精製建屋ボンベ庫 <sup>*2</sup>	水素
還元ガス製造建屋 <sup>*2</sup>	水素
ボイラ建屋 ボンベ置場 <sup>*2</sup>	プロパン
低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫 <sup>*2</sup>	プロパン

<sup>\*1</sup> 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用

<sup>\*2</sup> 再処理施設の危険物貯蔵施設等



第9. 1図 (外部火災) 設計対処施設, 危険物貯蔵施設等を設置する施設及び防火帯の配置図

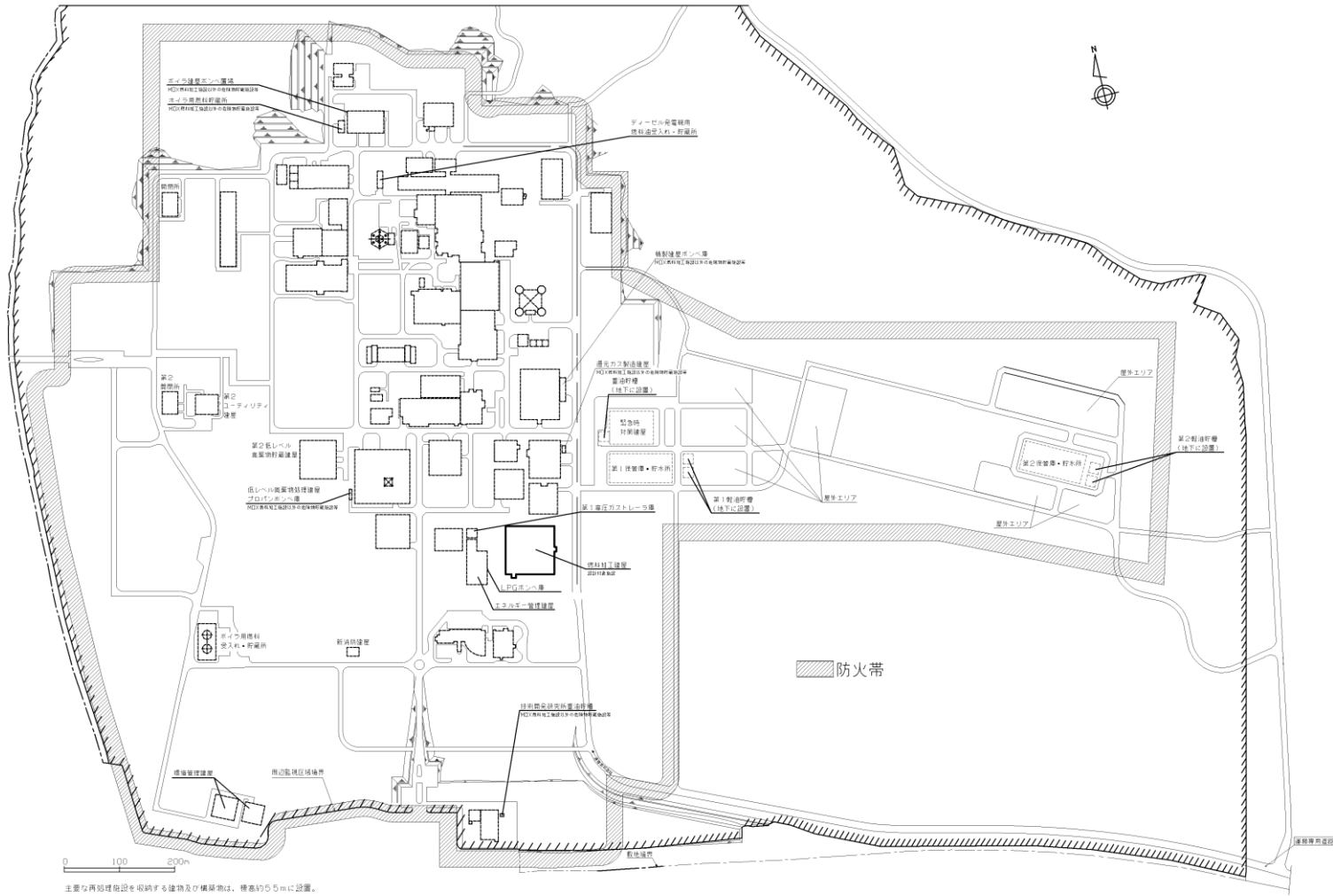
### 3. 設計対処施設【補足説明資料3-1, 補足説明資料3-2】

MOX燃料加工施設において、屋外に設置する外部火災防護対象施設はないことから、外部火災防護対象施設を収納する建屋を設計対処施設とする。

外部火災防護対象施設は、全て燃料加工建屋（外壁厚さ 1.3m）内に収納されるため、燃料加工建屋を設計対処施設として選定する。設計対処施設の配置を第9.2図（外部火災）に示す。

また、二次的影響として、火災に伴い発生するばい煙を抽出し、その上で、安全機能を有する施設のうち外気を取り込むことにより外部火災防護対象施設の安全機能が損なわれるおそれがある設備を以下のとおり選定する。

- (1) 換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備
- (2) 非常用所内電源設備の非常用発電機



第9. 2図 (外部火災) 設計対処施設, 危険物貯蔵施設等を設置する施設及び防火帯の配置図

## 4. 森林火災

### 4. 1 概 要

想定される森林火災については、外部火災ガイドを参考として、初期条件（可燃物量（植生）、気象条件及び発火点）を、MOX燃料加工施設への影響が厳しい評価となるように設定し、FARSITE を用いて影響評価を実施する。

この影響評価の結果に基づき、必要な防火帯及び離隔距離を確保することにより、設計対処施設の温度を許容温度以下とし、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

### 4. 2 森林火災の想定

想定する森林火災については、外部火災ガイドを参考として、初期条件（可燃物量（植生）、気象条件（湿度、温度、風速、風向）及び発火点）を、工学的判断に基づいてMOX燃料加工施設への影響が厳しい評価となるように以下のとおり設定する。

- (1) 森林火災における各樹種の可燃物量は、青森県の森林簿及び森林計画図のデータによる現地の植生を用いるとともに、敷地内の各樹種の可燃物量は現地調査により、現地の植生を用いる。また、樹種及び林齢を踏まえ、可燃物量が多くなるように植生を設定する。
- (2) 気象条件は、立地地域及びその周辺地域における過去10年間の気象条件を調査し、青森県の森林火災の発生頻度を考慮して、最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。
- (3) 風向は、最大風速記録時の風向から卓越風向を設定する。
- (4) 発火点は、青森県の森林火災の発生原因で最多となっている煙草及びたき火を踏まえて、MOX燃料加工施設から直線距離10kmの範囲における人為的行為を考慮し、火を取り扱う可能性のある箇所での火災の

発生頻度が高いと想定される居住地域近傍の道路沿い及び人の立ち入りがある作業エリアまでの道路沿いを候補とし、卓越方向から施設の風上となることも考慮し外部火災の発生を想定したときにMOX燃料加工施設への影響評価の観点で、FARSITE より出力される火線強度及び反応強度（火炎輻射強度）の影響が厳しい評価となるよう、以下のとおり設定する。発火点の位置を第9. 3図（外部火災）に示す。

- ① 森林火災の発生原因として多い人為的な火災発生の可能性があり、可燃物量（植生）及び卓越風向「西北西」を考慮し、敷地西側に位置（約 9.5km）する横浜町吹越地区の居住区域近傍の道路沿いを「発火点1」として設定する。
  - ② 森林火災の発生原因として多い人為的な火災発生の可能性があり、可燃物量（植生）及び卓越風向「東南東」を考慮し、敷地東側に位置（約7km）するむつ小川原国家石油備蓄基地（以下「石油備蓄基地」という。）の中継ポンプ場及び中継ポンプ場までのアクセス道路沿いを「発火点2」として設定する。
  - ③ 森林火災の発生原因として多い人為的な火災発生の可能性があり、可燃物量（植生）、卓越風向「西北西」及びMOX燃料加工施設までの火炎の到達時間が最短であることを考慮し、敷地西側に位置（約0.9km）する石油備蓄基地及び石油備蓄基地までのアクセス道路沿いを「発火点3」として設定する。
- (5) 太陽光の入射により、火線強度が増大することから、日照による火線強度の変化を考慮し、火線強度が最大となる時刻を発火時刻として設定する。

【補足説明資料4-1】

#### 4. 3 評価対象範囲

評価対象範囲は、外部火災ガイドを参考として、森林火災の発火想定地点を敷地周辺の10km以内とし、植生、地形及び土地利用データは発火点までの距離に安全余裕を考慮し、南北12km及び東西12kmとする。

【補足説明資料4-2】

#### 4. 4 入力データ

FARSITEの入力データは、外部火災ガイドを参考に、以下のとおりとする。

##### (1) 地形データ

敷地内及び敷地周辺の土地の標高及び地形のデータについては、現地状況をできるだけ模擬するため、10mメッシュの「基盤地図情報 数値標高モデル」を用いる。

##### (2) 土地利用データ

敷地周辺の土地利用データについては、現地状況をできるだけ模擬するため、100mメッシュの「国土数値情報 土地利用細分メッシュ」を用いる。

##### (3) 植生データ

植生データについては、現地状況をできるだけ模擬するため、敷地周辺の樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿及び森林計画図の空間データを使用する。ここで、森林簿の情報をを用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種及び林齢によりさらに細分化する。

また、敷地内の樹種や生育状況に関する情報は、実際の植生を調査し、その調査結果を使用する。

植生が混在する場合は、厳しい評価となるように可燃物量、可燃物の高さ及び可燃物熱量を考慮して入力する植生データを設定する。

#### (4) 気象データ

気象条件については、外部火災ガイドを参考とし、過去10年間を調査し、森林火災の発生頻度が年間を通じて比較的高い3月から8月の最高気温、最小湿度及び最大風速の組合せを考慮し、風向は卓越方向を考慮する。MOX燃料加工施設の最寄りの気象官署としては、気候的に敷地に比較的類似している八戸特別地域気象観測所及びむつ特別地域気象観測所があり、敷地近傍には六ヶ所地域気象観測所がある。最高気温、最小湿度及び最大風速については、気象条件が最も厳しい値となる八戸特別地域気象観測所の過去10年間の気象データから設定する。風向については、MOX燃料加工施設の風上に発火点を設定する必要があることから、敷地近傍にある六ヶ所地域気象観測所の過去10年間の気象データから、最大風速時の風向の出現回数及び風向の出現回数を調査し、卓越方向を設定する。

青森県の森林火災発生状況（2003年から2012年）及び気象データ（最高気温、最小湿度及び最大風速）（2003年から2012年）について、第9.4表（外部火災）に示す。

気象データ（卓越風向）（2003年から2012年における3月から8月の期間）について、第9.5表（外部火災）に示す。

FARSITEによる評価に当たっては、厳しい評価となるよう以下のとおり、風向、風速、気温及び湿度による影響を考慮する。

- ① 風向及び風速については、火災の延焼性を高め、また、敷地側に対する風の影響を厳しく想定するため、風速は最大風速で一定とし、風向は卓越風向とする。
- ② 気温については、可燃物の燃焼性を高めるため、最高気温で一定とする。



- ③ 湿度については、可燃物が乾燥し燃えやすい状態とするため、最小湿度で一定とする。

【補足説明資料4－2】

4. 5 延焼速度及び火線強度の算出

外部火災ガイドを参考として、ホイヘンスの原理に基づく火炎の拡大モデルを用いて、評価結果が厳しくなるよう火炎をモデル化した上で、上記の設定を基にFARSITEにて、延焼速度(平均0.04m/s(発火点3))、火線強度及び火炎輻射強度を算出する。各発火点からの延焼速度及び最大火線強度を第9.6表(外部火災)に示す。また、最大延焼速度の分布図を第9.4図(外部火災)に示す。

4. 6 火炎到達時間による消火活動

外部火災ガイドを参考として、FARSITEにより、発火点から防火帯までの火炎到達時間(5時間1分(発火点3))を算出する。敷地内には、消火活動に必要な消火栓等の消火設備の設置及び大型化学消防車等を配備することで、森林火災が防火帯に到達するまでの間に敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班による消火活動が可能であり、万一の飛び火等による火災の延焼を防止することで設計対処施設への影響を防止し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。各発火点からの火炎の到達時間を第9.6表(外部火災)に示す。また、火炎到達時間が最短となる発火点3の火炎の到達時間分布を第9.5図(外部火災)に示す。

【補足説明資料4－3】

安全機能を有する施設のうち防火帯の外側に位置する放射線管理施設の環境モニタリング設備のモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計については、森林火災発生時は、自衛消防隊の消火班による事前

散水により延焼防止を図ること及び代替設備を確保することにより、その機能を維持する設計とする。

【補足説明資料4－4】

#### 4. 7 防火帯幅の設定

FARSITE による影響評価により算出される最大火線強度（9128kW/m（発火点2））に対し、外部火災ガイドを参考として、風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯の関係から、必要とされる最小防火帯幅24.9mを上回る幅25m以上の防火帯を確保することにより、設計対処施設への延焼を防止し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

各発火点からの最大火線強度を第9.6表（外部火災）に示す。また、最大火線強度となる発火点2の火線強度の分布を第9.6図（外部火災）及び設置する防火帯の位置を第9.7図（外部火災）に示す。

【補足説明資料4－3】

#### 4. 8 危険距離の確保及び熱影響評価について

##### (1) 森林火災の想定

森林火災を以下のとおり想定する。

- ① 外部火災ガイドを参考に、森林火災による熱を受ける面と森林火災の火炎の地点は同じ高さにあると仮定する。
- ② 外部火災ガイドを参考に、森林火災の火炎は、円筒火炎モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。
- ③ 円筒火炎モデル数は、火炎最前線のセルごとに設定する。
- ④ 設計対処施設への熱影響が厳しくなるよう、火炎最前線のセルから、最大の火炎輻射強度（750kW/m<sup>2</sup>（発火点3））となるセルを評価対象の最短として配置し、火炎最前線の火炎が到達したセルを横一列に並

べて、全てのセルからの火炎輻射強度を考慮する。熱影響評価における火炎到達幅分のセルの配置概要を第9. 8図（外部火災）に示す。

## （2） 危険距離

最大の火炎輻射強度を踏まえた輻射強度に基づき、防火帯の外縁（火炎側）から設計対処施設までの離隔距離を、外壁表面温度がコンクリートの圧縮強度が維持できる温度である200℃となる危険距離23m以上確保することで、設計対処施設への延焼を防止し、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

危険距離については、設計対処施設が受ける輻射強度の影響が最大となる発火点3の森林火災に基づき算出する。

【補足説明資料4－5】

## （3） 設計対処施設への熱影響について

外部火災ガイドを参考として、熱影響評価を実施する。

### ① 外部火災防護対象施設を収納する建屋

設計対処施設である燃料加工建屋外壁（防火帯外側からの離隔距離約226m）が受ける輻射強度（ $910\text{W/m}^2$ （発火点3））については、外部火災ガイドを参考とし、設計対処施設への輻射強度の影響が最大となる発火点3の森林火災に基づき算出する。この輻射強度に基づき算出する燃料加工建屋の外壁表面温度を、コンクリートの許容温度200℃以下とすることで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。評価結果を第9. 7表（外部火災）に示す。

【補足説明資料4－5， 補足説明資料4－6】

## ② 非常用所内電源設備の非常用発電機への影響

非常用所内電源設備の非常用発電機は、建屋内に収納し、建屋の外気取入口から空気を取り込み、その空気を非常用発電機に取り込む設計とする。

そのため、非常用所内電源設備の非常用発電機を収納する設計対処施設の外気取入口から流入する空気の温度が森林火災の熱影響によって上昇したとしても、空気温度を許容温度以下とすることで、非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。

空気温度の評価については、可燃物量が多く、火災の燃焼時間が長く輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡される。

【補足説明資料4－5】

## 4. 9 異種の自然現象の重畳及び設計基準事故との組合せ

森林火災と同時に発生する可能性がある自然現象としては、風（台風）及び高温が考えられる。森林火災の評価における気象条件については、外部火災ガイドを参考とし、過去10年間を調査し、森林火災の発生頻度が年間を通じて比較的高い月の最高気温及び最大風速の組合せを考慮している。そのため、風（台風）及び高温については、森林火災の評価条件として考慮されている。

設計対処施設への森林火災の影響については、設計基準事故時に生ずる荷重の組合せを適切に考慮する設計とする。すなわち、森林火災により設計対処施設に作用する荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせで設計する。また、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる森林火災の荷重と設計基準事故時に生ずる荷重を適切に考慮す

る設計とする。

設計対処施設は、森林火災に対して安全機能を損なわない設計とすることから、森林火災と設計基準事故は独立事象である。また、設計基準事故発生時に、森林火災が発生した場合、安全上重要な施設に荷重を加える設計基準事故である「露出した状態でMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を保有しているグローブボックスにおいて火災が発生し、容器内のMOX粉末が飛散し、外部に放射性物質が放出される事象」による荷重との組み合わせが考えられる。この設計基準事故により荷重を受ける安全上重要な施設であるグローブボックスは、森林火災の影響を受けることは無いため、設計基準事故時荷重と森林火災の組合せは考慮しない。

第9. 4表 (外部火災) 青森県の森林火災発生状況 (2003年～2012年) 及び気象データ (最高気温, 最小湿度及び最大風速) (2003年～2012年)

月	青森県月別 森林火災 発生件数	八戸特別地域気象観測所		
		最高気温(°C)	最小湿度(%)	最大風速 (m/ s)
1月	1	10.2	32	20.3
2月	1	19.0	21	23.6
3月	25	20.8	16	23.2
4月	133	25.7	12	25.9
5月	123	31.5	11	24.0
6月	22	33.1	17	19.6
7月	4	35.9	30	24.0
8月	21	36.7	30	21.7
9月	7	35.4	19	20.4
10月	1	26.3	27	20.4
11月	7	24.9	25	21.4
12月	6	16.9	28	23.5

第9. 5表 (外部火災) 気象データ (卓越風向) (2003年～2012年における3月～8月の期間)

六ヶ所地域気象観測所		
風向	最大風速における風向の出現回数	最多風向の出現回数
北	17	6
北北東	15	1
北東	18	2
東北東	149	100
東	77	357
東南東	534	384
南東	177	96
南南東	16	21
南	27	29
南南西	0	6
南西	5	4
西南西	39	31
西	231	208
西北西	343	363
北西	152	216
北北西	40	15

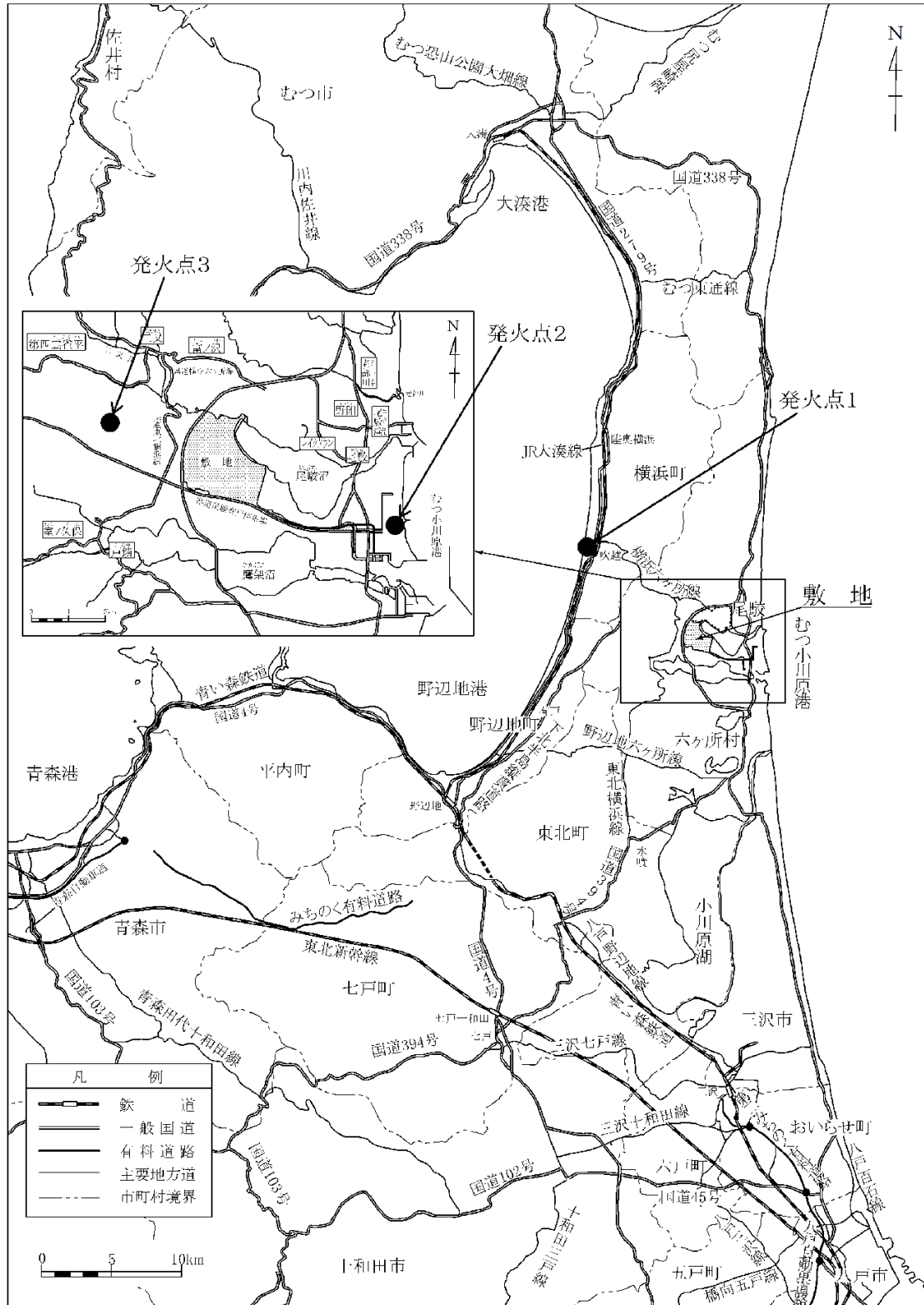
第9. 6表 (外部火災) FARSITE による結果

項目	内容	解析結果
延焼速度	全燃焼セルにおける延焼速度	発火点1 : 最大 4.7m/s 平均 0.07m/s 発火点2 : 最大 5.3m/s 平均 0.08m/s 発火点3 : 最大 3.5m/s 平均 0.04m/s
最大火線強度	火線最前線の最大火線強度(防火帯幅算出に用いる)	発火点1 : 1527kW/m 発火点2 : 9128kW/m 発火点3 : 2325kW/m
火炎の到達時間	発火から敷地内に最も早く到達する時間	発火点1 : 30 時間 1 分 発火点2 : 18 時間 37 分 発火点3 : 5 時間 1 分
輻射強度	<u>設計対処施設が</u> 受ける輻射強度(熱影響評価に用いる発火点の選定)	発火点1 : <u>363 W/m<sup>2</sup></u> 発火点2 : <u>472 W/m<sup>2</sup></u> 発火点3 : <u>910 W/m<sup>2</sup></u>

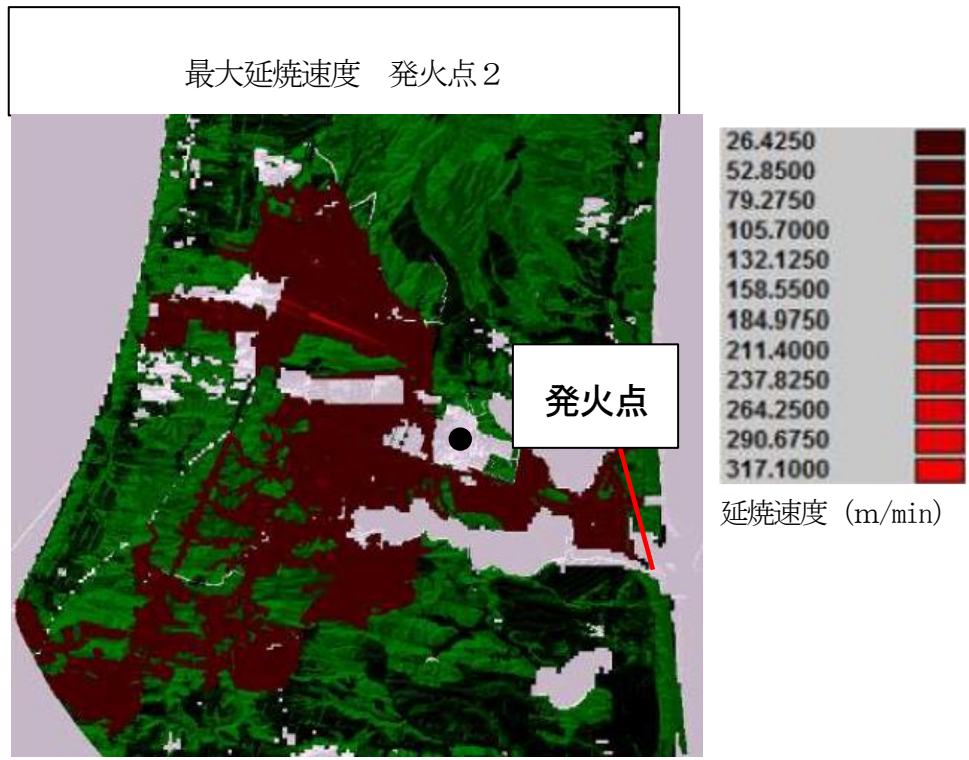


第9. 7表 (外部火災) 森林火災による外壁の熱影響評価の結果

対象施設	外壁表面温度 (°C)	コンクリート許容温度 (°C)
燃料加工建屋	58	200

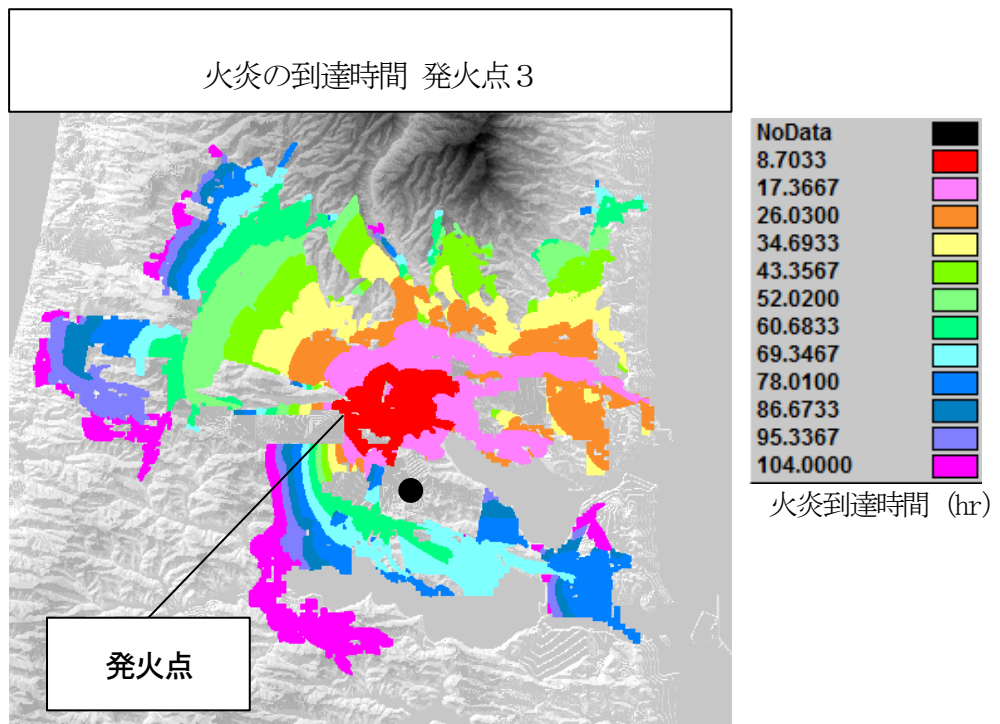


第9. 3図 (外部火災) 発火点位置図



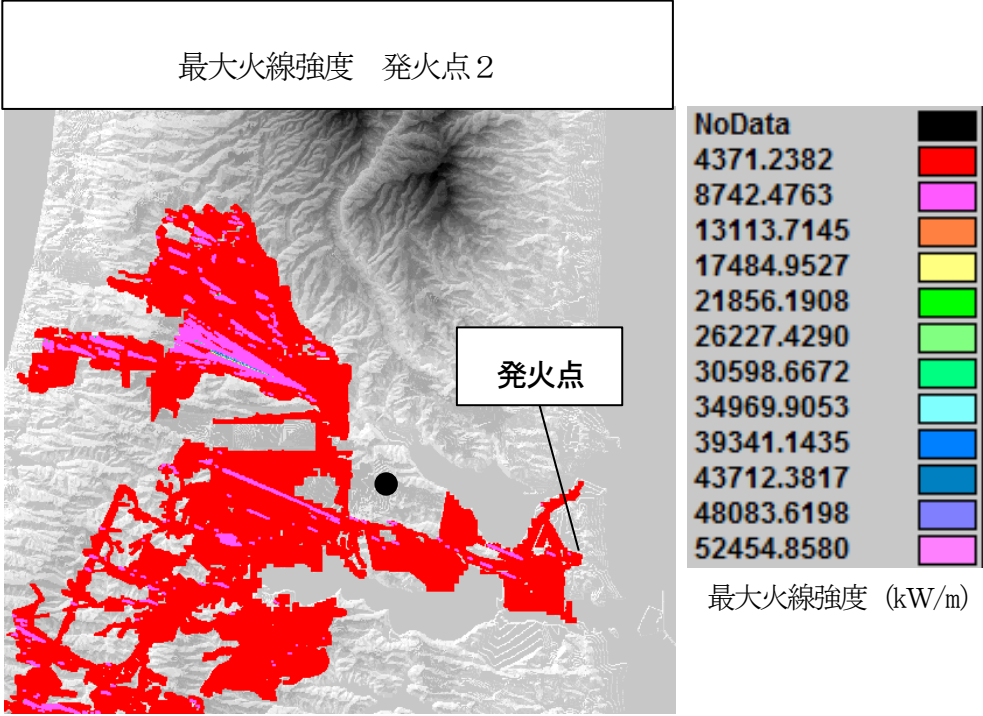
● : MOX燃料加工施設

第9. 4 図 (外部火災) 発火点 2 の延焼速度



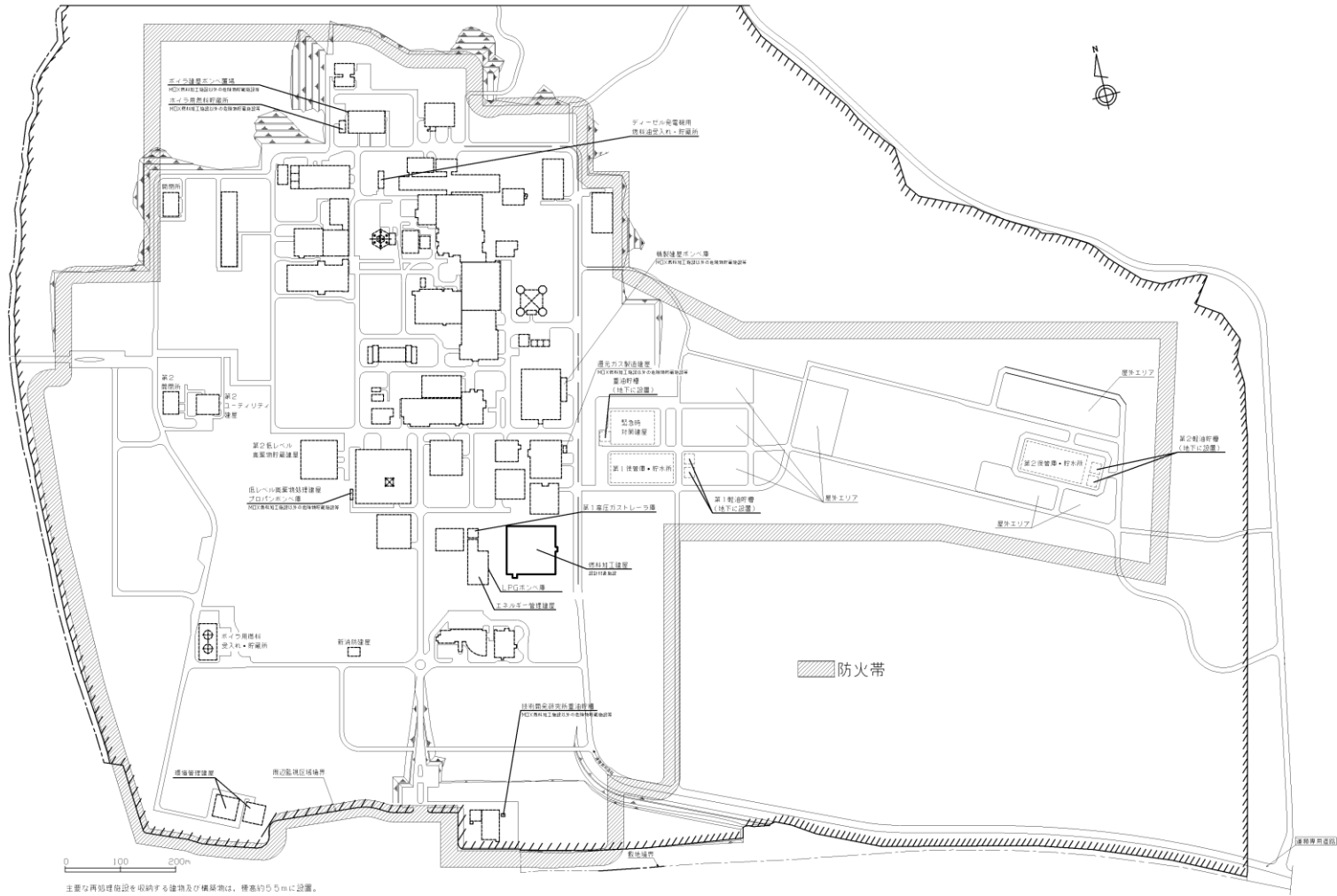
● : MOX燃料加工施設

第9. 5 図 (外部火災) 発火点 3 の火炎到達時間分布

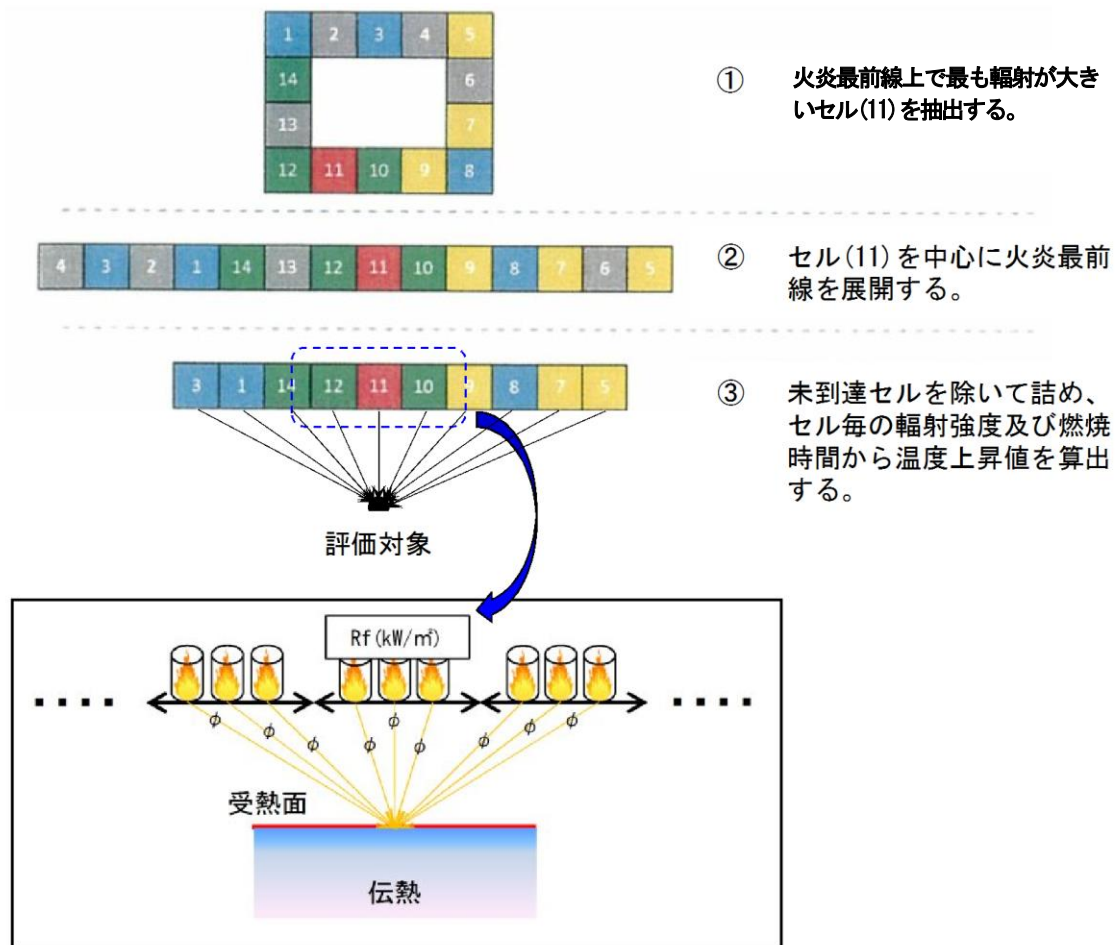


● : MOX燃料加工施設

第9.6図 (外部火災) 発火点2の火線強度の分布



第9. 7図 (外部火災) 設計対処施設, 危険物貯蔵施設等を設置する施設及び防火帯の配置図



第9. 8図 (外部火災) 熱影響評価における火炎到達幅分のセルの配置概要

## 5. 近隣の産業施設の火災及び爆発

### 5. 1 概 要

近隣の産業施設の火災及び爆発については、外部火災ガイドを参考として、敷地周辺 10km 範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等を網羅的に調査し、石油備蓄基地（敷地西方向約 0.9km）の火災、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を対象とする。

敷地周辺 10km 範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等の位置を第 9. 1 図（外部火災）及び第 9. 9 図（外部火災）～第 9. 11 図（外部火災）に示す。

また、敷地周辺に国道 338 号線及び県道 180 号線があることから、燃料輸送車両の火災による影響が想定される。燃料輸送車両は、消防法令において移動タンク貯蔵所の上限が定められており、公道を通行可能な上限のガソリンが積載された状況を想定した場合でも、貯蔵量が多く設計対処施設までの距離が近い敷地内に存在する危険物貯蔵施設（重油タンク）火災の評価に包絡されることから、燃料輸送車両の火災による影響は評価の対象外とする。

漂流船舶の影響については、再処理事業所は海岸から約 5 km 離れており、敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから、評価の対象外とする。

#### 【補足説明資料 5－1】

設計対処施設である外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋については、外部火災ガイドを参考として、建屋の外壁で受ける火災から算出された輻射強度を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、コンクリートの許容温度となる輻射強度（以下「危険輻射強度」という。）以下とすることで、危険距離以上の離隔を確保する設計とし、

建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

近隣の産業施設の火災により周辺の森林へ飛び火し敷地へ火炎が迫ることを想定し、近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳評価においては、外部火災ガイドを参考として、影響評価により算出される輻射強度に基づき、設計対処施設の温度を許容温度以下とすることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

危険物貯蔵施設等の火災については、外部火災ガイドを参考として、影響評価により算出される輻射強度に基づき、設計対処施設の温度を許容温度以下とすることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

MOX燃料加工施設の第1 高圧ガストレーラ庫、LPG ボンベ庫及び敷地内に存在するMOX燃料加工施設以外の危険物貯蔵施設等の爆発については、設計対処施設への影響がなく外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

## 5. 2 石油備蓄基地火災【補足説明資料5－2】

石油備蓄基地火災については、外部火災ガイドを参考として、以下のとおり石油備蓄基地火災を想定し、設計対処施設への熱影響評価を実施する。

### (1) 石油備蓄基地火災の想定

- ① 気象条件は無風状態とする。
- ② 石油備蓄基地に配置している51基の原油タンク(約11.1万m<sup>3</sup>/基)の原油全てが防油堤内に流出した全面火災を想定し、原油タンクから流出した石油類は全て防油堤内に留まるものとする。



③ 火災は原油タンク 9 基（3 列× 3 行）又は 6 基（2 列× 3 行）を 1 単位とした円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の 3 倍とする。円筒火災モデルの概念図を第 9. 12 図（外部火災）に示す。

④ 原油タンクは、燃焼半径が大きく、燃焼時に空気供給が不足し、大量の黒煙が発生するため、輻射発散度の低減率（0.3）を考慮する。

(2) 設計対処施設への熱影響について

① 外部火災防護対象施設を収納する建屋（燃料加工建屋）

外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋（石油備蓄基地からの距離（約 1970m））は、外部火災ガイドを参考とし、想定される石油備蓄基地火災により建屋外壁で受ける火炎からの輻射強度を算出する。この輻射強度を危険輻射強度（ $2.3\text{kW/m}^2$ ）以下とすることで、危険距離以上の離隔を確保する設計とする。また、危険輻射強度以下とすることで外壁表面温度をコンクリートの許容温度  $200^\circ\text{C}$  以下とし、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。評価結果を第 9. 8 表（外部火災）に示す。

② 非常用所内電源設備の非常用発電機

非常用所内電源設備の非常用発電機は、建屋内に収納し、建屋の外気取入口から空気を取り込み、その空気を非常用発電機に取り込む設計とする。

そのため、非常用所内電源設備の非常用発電機を収納する設計対処施設の外気取入口から流入する空気の温度が石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても、空気温度を許容温度以下とすることで、非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。

評価対象は、石油備蓄基地からの距離が約 1970mとなる非常用所内電源設備の非常用発電機を収納する燃料加工建屋を対象とする。評価については、想定される石油備蓄基地火災により、建屋外壁等がコンクリートの許容温度 200℃に上昇した状態を想定し、建屋外壁等からの熱伝達により、燃料加工建屋の外気取入口から流入する空気の温度を算出する。この空気温度を許容温度以下とすることで、非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。評価結果を第9.9表（外部火災）に示す。

### 5.3 近隣の産業施設の火災と森林火災の重畳評価【補足説明資料5-2】

石油備蓄基地火災においては、防油堤外部へ延焼する可能性は低いが、外部火災ガイドを参考として、石油備蓄基地周辺の森林へ飛び火することによりMOX燃料加工施設へ迫る場合を想定し、石油備蓄基地火災と森林火災の重畳を想定する。

燃料加工建屋は、建屋外壁が受ける輻射強度を外部火災ガイドを参考として算出する。この輻射強度に基づき算出する外壁表面温度をコンクリートの許容温度 200℃以下とすることで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。評価結果を第9.10表（外部火災）示す。

### 5.4 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発

敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から、貯蔵量、配置状況及び設計対処施設への距離を考慮し、設計対処施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。敷地内の危険物貯蔵施設等を第9.11表（外部火災）に示す。

## (1) 危険物貯蔵施設等の火災

敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災による熱影響評価は、輻射強度が最大となる火災を想定するため、貯蔵量が最も多く、燃料加工建屋から近い、ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所（以下「貯蔵所」という。）に設置する重油タンクの火災を対象とする。

### ① 貯蔵所火災の想定

貯蔵所の火災は、外部火災ガイドを参考とし以下のとおり想定する。

- a. 気象条件は無風状態とする。
- b. タンク内の重油全てが防油堤内に流出した全面火災を想定し、流出した重油は全て防油堤内に留まるものとする。
- c. 火災は円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。
- d. 輻射発散度の低減は考慮しない。

### ② 評価対象施設

評価対象施設は、設計対処施設である燃料加工建屋を対象とする。

### ③ 設計対処施設への熱影響について

設計対処施設への熱影響は、外部火災ガイドを参考として評価を実施する。

貯蔵所から約550m離れている燃料加工建屋は、建屋外壁が受ける火炎からの輻射強度（ $0.098\text{kW/m}^2$ ）を外部火災ガイドを参考として算出する。この輻射強度に基づき算出する外壁表面温度を、コンクリートの許容温度 $200^\circ\text{C}$ 以下とすることで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。評価結果を第9.12表（外部火災）に示す。

【補足説明資料5-2】

## (2) 外危険物貯蔵施設等の爆発

敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の爆発については、MOX燃料加工施設の第1 高压ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫並びにMOX燃料加工施設以外の危険物貯蔵施設等として、設計対処施設との離隔距離が最短となる再処理施設の還元ガス製造建屋における水素ボンベ及び可燃物の貯蔵量が最も多い低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫のプロパンボンベを対象とする。

#### ① MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の爆発

MOX燃料加工施設の第1 高压ガストレーラ庫は、高压ガス保安法に基づき、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすること及び爆発時に発生する爆風や飛来物が上方向に開放される構造として設計する。MOX燃料加工施設のLPG ボンベ庫の貯蔵容器は、ボンベ庫内に収納され、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とし、爆発を防止する設計とする。

また、第1 高压ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫は、外部火災ガイドを参考に危険限界距離を算出する。設計対処施設である燃料加工建屋は、第1 高压ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫から危険限界距離以上の離隔を確保することで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。評価結果を第9. 13 表（外部火災）に示す。

#### 【補足説明資料5－4】

#### ② 再処理施設の危険物貯蔵施設等の爆発

再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫のプロパンボンベは屋内に収納され、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造として設計することから、設計対処施設への影響はなく、外部

火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、設計対象施設は、第9.14表（外部火災）のとおり対象とした危険物貯蔵施設等の爆発に対する危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。

**【補足説明資料5－3】**

第9. 8表 (外部火災) 石油備蓄基地火災における熱影響評価結果

評価対象	石油備蓄基地からの離隔距離 (m)	輻射強度 (kW/m <sup>2</sup> )	危険輻射強度 (kW/m <sup>2</sup> )
燃料加工建屋	1970	1.1	2.3

第9. 9表 (外部火災) 非常用所内電源設備の非常用発電機の流入空気  
の温度評価

(石油備蓄基地火災)

評価対象	評価結果 (°C)	許容温度 (°C) *
燃料加工建屋 外気取入口の流入空気	30	35

\* : 空気が流入する温度 (設備設計上の最高温度より設定)

第9. 10表 (外部火災) 石油備蓄基地火災及び森林火災の重畳における  
熱影響評価結果

評価対象	石油備蓄基地からの離隔距離 (m)	外壁表面温度 (°C)	コンクリート許容温度 (°C)
燃料加工建屋	1970	130	200

第9. 11 表 (外部火災) 敷地内の危険物貯蔵施設等

敷地内の危険物タンク等	貯蔵物
第1 高圧ガストレーラ庫	水素ガス
LPG ボンベ庫	LP ガス
ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所*1	重油
ボイラ用燃料貯蔵所*2	重油
ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所*1	重油
技術開発研究所重油貯槽*2	重油
精製建屋ボンベ庫*2	水素
還元ガス製造建屋*2	水素
ボイラ建屋 ボンベ置場*2	プロパン
低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫*2	プロパン

\*1 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用

\*2 再処理施設の危険物貯蔵施設等

第9. 12 表 (外部火災) 貯蔵所火災による設計対処施設への熱影響  
評価結果

(外壁表面温度評価)

評価対象	貯蔵所からの離隔距離 (m)	評価結果 (°C)	許容温度 (°C)
燃料加工建屋	550	66	200

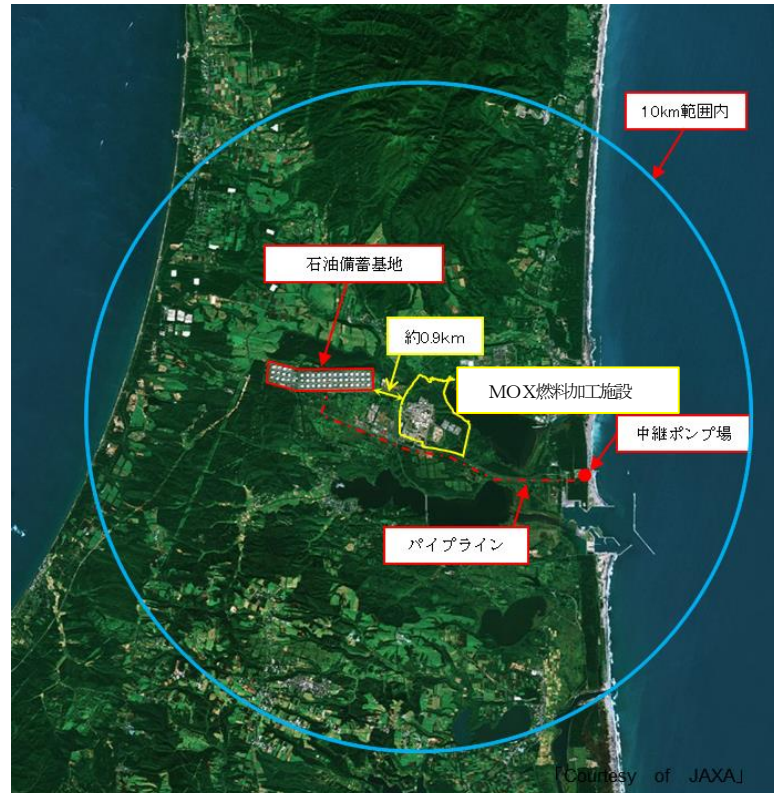
第9. 13表 (外部火災) 危険限界距離の評価結果

危険物貯蔵施設等	設計対処施設	危険限界距離 (m)	離隔距離 (m)
第1 高圧ガストレーラ庫	燃料加工建屋	55	62
LPG ボンベ庫		26	33

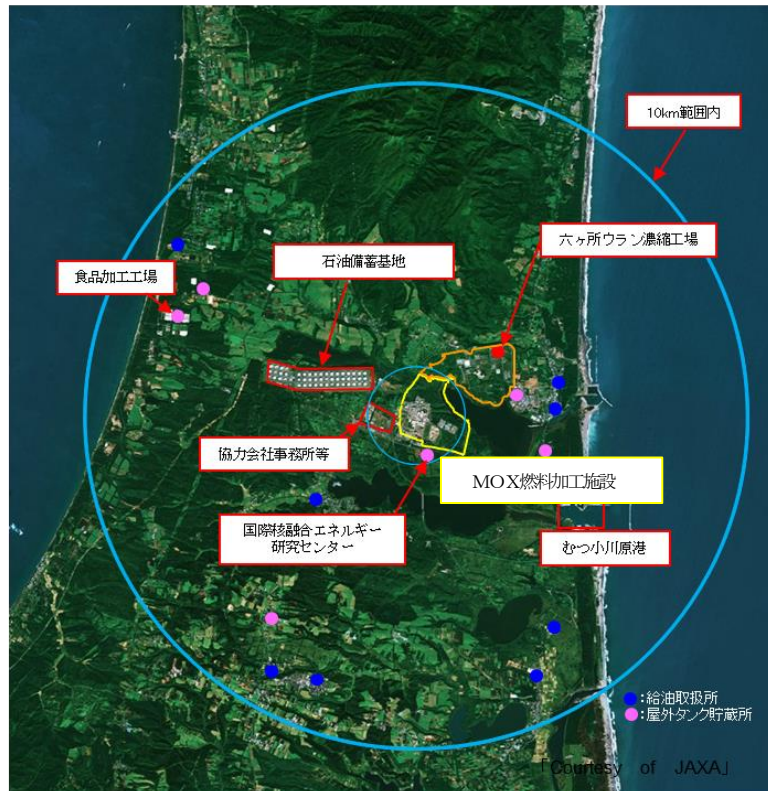
第9. 14表 (外部火災) 危険限界距離の評価結果

危険物タンク等	設計対処施設	危険限界距離 (m)	離隔距離 (m)
低レベル廃棄物処理建屋 プロパンボンベ庫	燃料加工建屋	67	280
還元ガス製造建屋		24	130

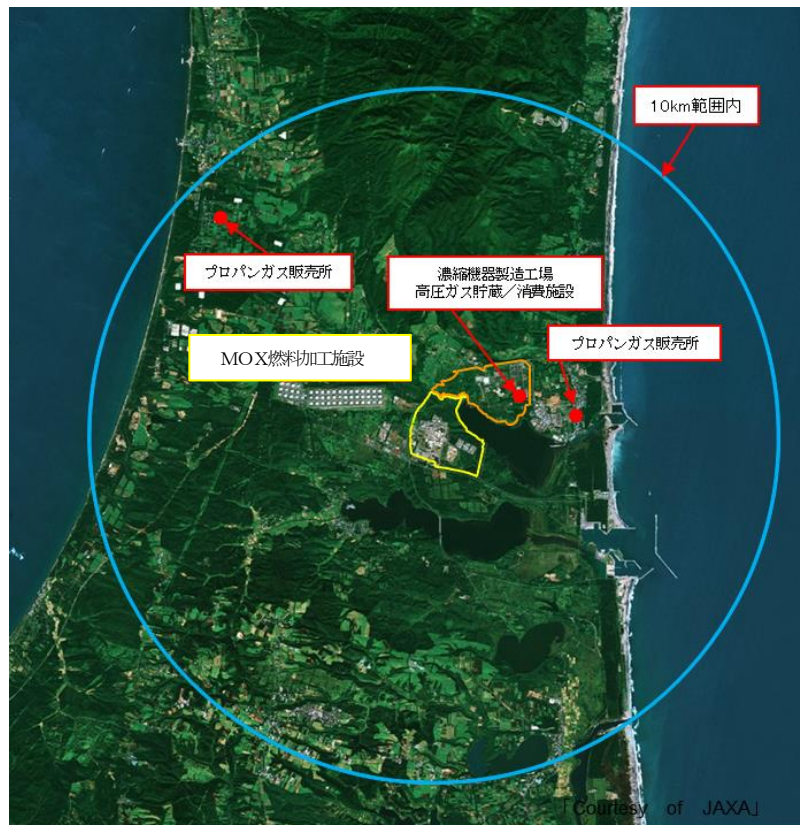




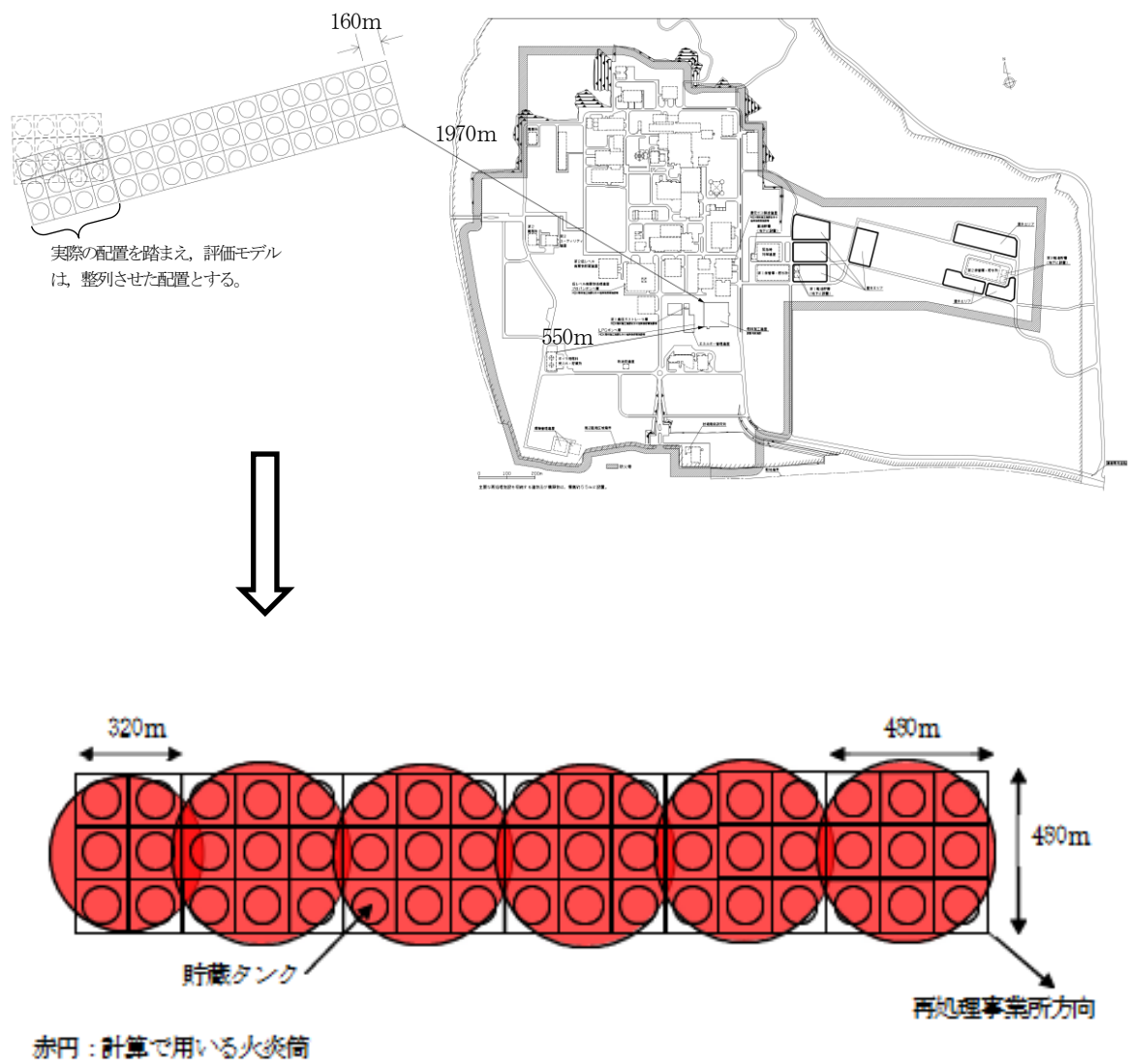
第9. 9図 (外部火災) 石油コンビナート等特別防災区域内の配置概要図



第9. 10 図 (外部火災) 石油備蓄基地以外の産業施設の配置概要図



第9. 11 図 (外部火災) 高圧ガス貯蔵施設の配置概要図



第9. 12 図 (外部火災) 円筒火災モデルのイメージ

## 6. 航空機墜落による火災

### 6.1 概 要

航空機墜落による火災については、外部火災ガイド及び「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率評価について(平成21年6月30日 原子力安全・保安院)」(以下「航空機落下評価ガイド」という。)を参考として、航空機墜落による火災の条件となる航空機の選定を行う。また、航空機墜落地点については、建屋外壁等で火災が発生することを想定する。この航空機墜落による火災の輻射強度を考慮した場合において、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

### 6.2 航空機墜落による火災の想定【補足説明資料6-1】

航空機墜落による火災の想定は、以下のとおりとする。

- (1) 航空機は、対象航空機を種類別に分類し、燃料積載量が最大の機種とする。
- (2) 航空機は、燃料を満載した状態を想定する。
- (3) 航空機墜落地点は、建屋外壁等の設計対処施設への影響が厳しい地点とする。
- (4) 航空機の墜落によって燃料に着火し、火災が起こることを想定する。
- (5) 気象条件は無風状態とする。
- (6) 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。
- (7) 油火災において任意の位置にある輻射強度を計算により求めるには、半径が1.5m以上の場合で火炎の高さを半径の3倍にした円筒火災モデルを採用する。



### 6.3 墜落による火災を想定する航空機の選定【補足説明資料6-1】

外部火災ガイドを参考に、航空機墜落による火災の対象航空機については、航空機落下評価ガイドの落下事故の分類を踏まえ、以下の航空機の落下事故における航空機を選定する。

#### (1) 自衛隊機又は米軍機の訓練空域内を訓練中及び訓練空域周辺を飛行中の落下事故

外部火災ガイドを参考として、燃料積載量が最大の自衛隊機であるKC-767を選定する。

また、三沢対地訓練区域を訓練飛行中の自衛隊機又は米軍機のうち、当社による調査結果から、自衛隊機のF-2又は米軍機のF-16を選定する。さらに、今後、訓練飛行を行う主要な航空機となる可能性のあるF-35についても選定する。

#### (2) 計器飛行方式民間航空機の空路を巡航中の落下事故

直行経路を巡航中の計器飛行方式民間航空機の落下事故については、「安全審査 整理資料 第9条：外部からの衝撃による損傷の防止（航空機落下）」の「5. MOX燃料加工施設への航空機落下確率」に示す計器飛行方式民間航空機の航空機落下確率の評価式を用いると、航空機落下の発生確率が $10^{-7}$ 回/年となる範囲が敷地外となる。

敷地外における外部火災については、「5. 近隣の産業施設の火災及び爆発」で、石油備蓄基地に配置している51基の原油タンク（約 $11.1$ 万 $m^3$ /基）の原油全てが防油堤内に流出した全面火災を想定している。計器飛行方式民間航空機の墜落による火災について、厳しい条件となる最大燃料積載量の多い機種（燃料積載量約 $240m^3$ ）を対象としても、石油備蓄基地の原油量と比較すると火災源となる可燃物量が少ないこと

から、計器飛行方式民間航空機の墜落による火災は、近隣の産業施設の火災影響評価に包絡される。

#### 6.4 航空機墜落地点の設定【補足説明資料6-1】

再処理施設は、敷地内に放射性物質を取り扱う建屋が多く、面的に広く分布し、建屋が隣接している。そのため、再処理事業変更許可申請書（令和2年7月29日変更許可）において再処理施設は、離隔距離を想定しない航空機墜落による火災としてとらえ、航空機墜落地点は、建屋外壁等の設計対処施設への影響が厳しい地点としている。

MOX燃料加工施設は再処理施設に隣接していることから、再処理施設と同様に、航空機墜落地点は、建屋外壁の設計対処施設への影響が厳しい地点とする。また、航空機墜落事故として単独事象を想定する。

設計対処施設の建屋については、外壁の至近に円筒火災モデルを設定し、火災の発生から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度を与えるものとして熱影響を評価する。

## 6.5 設計対処施設への熱影響評価について【補足説明資料6-2】

### (1) 外部火災防護対象施設を収納する建屋

設計対処施設の建屋については、建屋外壁が受ける火災からの輻射強度を外部火災ガイドを参考として算出する。この輻射強度に基づき算出される外壁及び建屋内の温度上昇により建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない及び建屋外壁が要求される機能を損なわない設計とする。

## 6.6 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重畳について【補足説明資料6-3】

設計対処施設の建屋については、航空機墜落による火災とMOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等による火災が重畳した場合の熱影響に対して、建屋の外壁温度が、熱に対するコンクリートの強度が維持できる温度以下とし、かつ、建屋内の温度上昇により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

さらに、設計対処施設は、航空機墜落による火災とMOX燃料加工施設の可燃性ガスを貯蔵する貯蔵容器の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して、外部火災ガイドを参考として危険限界距離を算出し、可燃性ガスを貯蔵する貯蔵容器までの離隔距離を確保し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。

### (1) 火災の重畳

航空機墜落による火災に対する危険物貯蔵施設等の火災の影響については、発生熱量が大きく設計対処施設に与える影響が大きい事象を想定する。発生熱量が一番大きくなる想定として、重油タンクが航空機墜落により火災を発生させることを想定する。

航空機が危険物貯蔵施設等に直撃し、危険物及び航空機燃料による重畳火災を想定したとしても、貯蔵量が最も多く、燃料加工建屋から近い、ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所の重畳火災により、燃料加工建屋が受ける輻射強度は $1\text{ kW/m}^2$ 程度であり、設計対処施設の直近での航空機墜落による火災を想定した場合の輻射強度 ( $30\text{ kW/m}^2$ ) よりも小さく、設計対処施設の直近における航空機墜落による火災評価に包絡される。

## (2) 爆発の重畳

航空機墜落による火災に対する第1 高圧ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫の爆発については、外部火災ガイドを参考に危険限界距離を算出する。設計対処施設の建屋は、第1 高圧ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫から危険限界距離以上の離隔距離を確保することで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。危険限界距離の評価結果を第9. 15表 (外部火災) に示す。



第9. 15表 (外部火災) 危険限界距離の評価結果

危険物貯蔵施設等	設計対処施設	危険限界距離 (m)	離隔距離 (m)
第1 高圧ガストレーラ庫	燃料加工建屋	55	62
LPG ボンベ庫		26	33

## 7. 危険物貯蔵施設等への熱影響【補足説明資料7-1】

### 7. 1 概 要

危険物貯蔵施設等への熱影響については、森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定しても、敷地内のMOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度を許容温度以下とすることで、危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止し、設計対処施設への影響を与えない設計とする。また、近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても、危険物貯蔵施設等の爆発を防止し、設計対処施設へ影響を与えない設計とする。

### 7. 2 熱影響の評価対象

評価対象は、「2. 安全設計方針」の第9.4表（外部火災）に示すMOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等を対象とし、防火帯及び石油備蓄基地からの距離が最短となる危険物貯蔵施設等とする。ただし、森林火災又は石油備蓄基地火災の発生を想定しても、建物及び構築物により火災の輻射の受熱面がない場合には、その危険物貯蔵施設等は、当該火災評価の際の評価対象としない。

森林火災及び近隣の産業施設の火災における評価対象を第9.16表（外部火災）に示す。

### 7. 3 熱影響について

#### (1) 森林火災

森林火災においては、ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所、第1高圧ガストレーラ庫の水素ガスの貯蔵容器及びLPGボンベ庫のLPガスの貯蔵容器に対し、火災の燃焼時間を考慮し、一定の輻射強度でこれらの貯蔵容器が加熱されるものとして、内部温度を算出する。算出される内部温度を貯蔵物の許容温度以下とすることで、危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止し、設計対処施設へ影響を与えない設計とする。評価

結果を第9.17表（外部火災）に示す。

## （2） 近隣の産業施設の火災

石油備蓄基地火災においては、ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所及び第1 高圧ガストレーラ庫の水素ガスの貯蔵容器が受ける火災からの輻射強度に基づき、重油タンク及び水素ガスの貯蔵容器の表面での放熱量と入熱量の関係から、表面温度を算出する。算出した表面温度を貯蔵物の許容温度以下とすることで、危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止し、設計対処施設へ影響を与えない設計とする。評価結果を第9.17表（外部火災）に示す。

## 7. 4 近隣の産業施設の爆発の影響について

敷地内に存在するMOX燃料加工施設以外の危険物貯蔵施設等として選定した還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫については、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造として設計することから、MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等に対して影響を与えない設計とする。

また、MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は、選定した還元ガス製造建屋（危険限界距離24m）及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫（危険限界距離67m）に対する危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。

第9.16表 (外部火災) 森林火災及び近隣の産業施設の火災における影響  
評価の対象となる危険物貯蔵施設等

種別	危険物タンク等	貯蔵物	離隔距離 (m)
森林火災	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所*1	重油	206
	第1 高圧ガストレーラ庫 水素ガスの貯蔵容器	水素	366
	LPG ボンベ庫 LP ガスの貯蔵容器	LP ガス	347
近隣の産業 施設の火災 *2	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所*1	重油	1570
	第1 高圧ガストレーラ庫	水素	1910

\*1 MOX燃料加工施設の重油タンクのうち、防火帯又は石油備蓄基地から最短となる重油タンクを選定している。

\*2 LPG ボンベ庫は、石油備蓄基地との間にエネルギー管理建屋があり、石油備蓄基地火災に対して受熱面を有していないため、評価対象にしない。

第9. 17表 (外部火災) 評価結果

事象	評価対象	貯蔵物	表面温度又は内部温度	許容温度
森林火災	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	重油	80℃	200℃
	第1 高压ガストレーラ庫 水素ガスの貯蔵容器	水素	40℃	571.2℃
	LPG ボンベ庫 LP ガスの貯蔵容器	LP ガス	47℃	405℃
近隣の産業施設の火災	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	重油	180℃	200℃
	第1 高压ガストレーラ庫 水素ガスの貯蔵容器	水素	140℃	571.2℃

## 8. 二次的影響評価【補足説明資料8-1, 8-4, 8-5】

ばい煙及び有毒ガスによる影響については、外部火災ガイドを参考として第9.18表（外部火災）の設備を対象とし、ばい煙及び有毒ガスの侵入に対して、適切な対策を講ずることで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし、他に二次的影響が想定される爆風については、「5. 近隣の産業施設の火災及び爆発」で示す。

### 8. 1 ばい煙の影響

#### (1) 換気設備の給気設備

外気を取り込む設備・機器である燃料加工建屋の換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備については、ばい煙の侵入に対して、フィルタを設置し、一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲するとともに、給気設備及び非管理区域換気空調設備の送風機の停止及び手動ダンパの閉止の措置を講ずる設計とする。

#### (2) 非常用所内電源設備の非常用発電機

非常用所内電源設備の非常用発電機については、ばい煙の侵入に対して、フィルタを設置することで、安全機能を損なわない設計とする。

### 8. 2 有毒ガスの影響

外部火災により発生する有毒ガスが、中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備するものとする。

【補足説明資料8-5】

第9. 18表 (外部火災) ばい煙及び有毒ガスの設計対処施設

	分類	設計対処施設
機器への 影響	外気を取り込む 空調系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換気設備の給気設備</li> <li>・非管理区域換気空調設備</li> </ul>
	外気を取り込む 機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用所内電源設備の非常用発電機</li> </ul>

## 9. 消火体制

MOX燃料加工施設は、再処理事業所内にある再処理施設及び廃棄物管理施設とともに自衛消防組織を編成し消火活動にあたる。

外部火災発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置し、MOX燃料加工施設への影響を軽減するため、自衛消防隊の消火班により事前散水を含む消火活動を実施する。

外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動のための要員として自衛消防隊の消火班のうち消火専門隊は敷地内に常駐する運用とする。



10. 火災防護計画を策定するための方針

外部火災に対する対策を実施するため、以下の内容を含めた火災防護計画を定める。

- (1) 外部火災に対する消火設備の選定方針，設置目的及び運用方法
- (2) 外部火災に対する消火活動を実施するための消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車，消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車の配備
- (3) 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る体制及び手順
- (4) 初期消火活動及びその後の消火活動に係る体制並びに火災時の装備
- (5) MOX燃料加工施設が影響を受けるおそれがある場合の工程停止等の措置
- (6) 計画を遂行するための体制の整備（責任の所在，責任者の権限，体制の運営管理，必要な要員の確保に係る事項を含む）並びに教育及び訓練
- (7) 外部火災発生時の対応，防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応に係る手順
- (8) 外部火災発生時におけるMOX燃料加工施設の保全のための活動を行う体制の整備

11. 手順等【補足説明資料 11－1】

外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び外部火災発生時の対策を実施するために必要な手順を定める。

以下に外部火災に対する必要な手順等を示す。

- (1) 防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。
- (2) 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する手順を整備する。
- (3) 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時に、MOX燃料加工施設に影響があると判断される場合は、全工程停止及び送排風機の停止を実施する手順を整備する。また、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。
- (4) 敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動については、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が実施する手順を整備する。また、消火活動に必要な消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車、化学粉末消防車及びその他資機材の配備を実施する。
- (5) 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る手順を整備する。
- (6) 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に

関する教育並びに総合的な訓練を定期的に実施する手順を整備する。

- (7) 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備する。また、FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する手順を定める。

**【補足説明資料 11-2】**

- (8) 外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する手順を定める。
- (9) 敷地内の外部火災が発生した場合は、MOX燃料加工施設の全工程停止等の措置を講ずる手順を整備する。また、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、MOX燃料加工施設が影響を受ける場合には全工程停止の措置を講ずる手順を整備する。ただし、核燃料物質の入った容器を貯蔵設備に戻すなどの対応は状況に応じて実施する。さらに、必要に応じて運転員が消火活動の支援を行えるよう、手順を整備する。

## 2 章 補足説明資料

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト  
 第9条:外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料2-1	外部火災ガイドへの適合性	8/21	8	
補足説明資料3-1	外部火災に対する防護対象及び熱影響評価について	5/25	6	
補足説明資料3-2	熱影響評価建屋の選定について	5/25	4	
補足説明資料4-1	森林火災における発火点の設定について	5/25	2	
補足説明資料4-2	森林火災シミュレーション解析コードへの入力条件について	5/25	3	
補足説明資料4-3	森林火災シミュレーション解析の結果及び防火帯の設定について	8/21	3	
別紙1	防火帯エリアに係る設計方針について	5/25	3	
別紙2	防火帯内側の植生による評価対象施設への火災影響について	2/7	2	
別紙3	斜面に設定している防火帯の地盤安定性について	5/25	1	
補足説明資料4-4	外部火災発生時の環境モニタリング設備への対応について	5/25	1	
別紙1	防火帯外側のモニタリングポストへの消火活動訓練	12/13	0	
補足説明資料4-5	森林火災による設計対処施設への熱影響評価について	5/25	5	
別紙1	森林火災評価における火災最前線のセルの配置設定の概要	12/13	0	
別紙2	建屋外壁表面温度の許容温度200°Cの根拠について	12/13	0	
別紙3	天井スラブへの影響	5/25	1	
別紙4	設計対処施設以外の施設への影響について	5/25	4	
別紙5	可搬型重大事故等対処設備及びアクセスルートへの影響について	12/13	0	
補足説明資料4-6	屋内に設置する外部火災防護対象施設に対する熱影響について	5/25	2	

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト  
第9条:外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料5-1	近隣工場等の火災及び爆発に係る評価対象の選定について	5/25	5	
別紙1	燃料輸送車両の火災・爆発について	5/25	2	
別紙2	漂流船舶の火災・爆発について	5/25	1	
別紙3	敷地内における危険物貯蔵施設等の火災及び爆発	8/21	5	
別紙4	敷地内危険物タンク等における延焼の危険性について	5/25	2	
別紙5	重油タンク等の地下化について	12/13	0	
別紙6	受電変圧器の防火対策	5/25	1	
補足説明資料5-2	近隣工場等の火災に係るMOX燃料加工施設への熱影響評価について	5/25	6	
別紙1	天井スラブへの影響	5/25	1	
別紙2	熱影響評価における制限値について	5/25	1	
補足説明資料5-3	再処理施設の還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫の爆発に対する影響について	7/22	4	
補足説明資料5-4	敷地内の危険物タンク等の爆発に対する影響について	7/22	4	
補足説明資料6-1	航空機落下による火災影響評価条件について	5/25	6	
別紙1	対象航空機の選定について	2/25	2	
別紙2	三沢対地訓練区域での訓練回数の調査方法について	12/13	0	
別紙3	評価対象とする訓練空域周辺を飛行中の落下事故	2/25	1	
別紙4	評価対象とする航空機落下事故の選定結果	2/17	1	
別紙5	航空機燃料による燃焼時間の検討	3/24	0	新規追加

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料リスト  
 第9条:外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)

MOX燃料加工施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料6-2	航空機落下による熱影響評価について	5/25	6	
補足説明資料6-3	航空機墜落による火災と敷地内の危険物タンク等の重畳について	5/25	6	
補足説明資料6-4	評価対象とする航空機落下事故の選定結果	2/7	0	記載内容を踏まえて補足説明資料6-1の別紙4に移動する。
補足説明資料7-1	危険物タンク等における熱影響評価について	5/25	7	
補足説明資料8-1	ばい煙の影響について	5/25	4	
補足説明資料8-2	二次的影響(ばい煙及び有毒ガス)について(中央監視室への影響)	12/13	0	MOX燃料加工施設は、居住性の維持が不要のため。
補足説明資料8-3	緊急時対策所の居住性について	12/13	0	MOX燃料加工施設は、居住性の維持が不要のため。
補足説明資料8-4	外部事象に対する加工運転の停止について	8/21	6	
補足説明資料8-5	二次的影響(有毒ガス)への対処について	8/21	1	新規追加
補足説明資料11-1	運用、手順説明資料 外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災)	2/25	1	
補足説明資料11-2	森林火災評価に係る植生確認プロセスについて	5/25	1	

補足説明資料2-1 (9条 外部火災)



外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>1. 序文</p> <p>1. 1 外部火災とは</p> <p>外部火災とは、原子力発電所（以下「発電所」という。）敷地外で発生する火災であり、地震以外の自然現象として森林火災、また、外部人為事象（偶発事象）として近隣の産業施設（工場・コンビナート等）の火災・爆発、航空機墜落による火災等がその代表的なものである。</p> <p>原子力規制委員会の定める「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第6条において、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならないとしており、敷地及び敷地周辺から想定される自然現象又は人為事象として森林火災、近隣産業施設の火災・爆発等の影響を挙げている。外部火災影響評価（以下「本評価」という。）ガイドは、要求される外部火災防護に関連して、発電所敷地外で発生する火災が原子炉施設（本評価ガイドにおける「原子炉施設」は、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）へ影響を与えないこと及び発電所敷地外で発生する火災の二次的影響に対する適切な防護対策が施されていることについて評価するための手順の一例を示すものである。また、本評価ガイドは、外部火災影響評価の妥当性を審査官が判断する際に、参考とするものである。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>考慮すべき外部火災として、森林火災、近隣の産業施設の火災又は爆発、航空機落下による火災及び敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ（以下「危険物貯蔵施設等」という。）の火災又は爆発を選定し、二次的影響としてばい煙及び有毒ガスによる影響を想定する。</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地及び敷地周辺で想定される外部火災の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により、外部火災に対して安全機能を損なわないことを確認する。</p>

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>2. 外部火災による影響</p> <p>2. 1 外部火災負荷とその特性</p> <p>外部火災による原子炉施設への影響については、以下を考慮する必要がある。</p> <p>(1) 火災の規模（輻射エネルギー、火炎の強度・面積・形状、伝播速度）</p> <p>(2) 二次的影響の有無（煙、ガス、爆発による飛来物等）</p> <p>2. 2 施設への影響形態</p> <p>森林火災については、発電所に到達する火災の原子炉施設に対する火炎、輻射熱の影響及び発生ばい煙の原子炉施設の換気設備への影響が考えられる。近隣の産業施設等の火災・爆発については森林火災と同様の火炎、輻射熱の影響、発生ばい煙の影響の他に燃料タンク爆発等による飛来物の影響が考えられる。</p> <p>航空機墜落に対する影響は大量の燃料放出・発火にともなう火炎、輻射熱の影響及び発生ばい煙の影響が考えられる。</p> <p>3. 外部火災の防護</p> <p>3. 1 設計目標・確認事項</p> <p>(1) 想定火災発生時の安全性の評価においては、原子炉施設に対する最大熱流束を特定し、建屋の外側（コンクリート、鋼、扉、貫通部で形成される障壁）の耐性を確認する。</p> <p>(2) 施設の所要の安全機能を発揮するために必要なすべてのディーゼル発電機への適切な空気の供給を確保できることを確認する。</p>	<p>2. 外部火災による影響</p> <p>2. 1 外部火災負荷とその特性</p> <p>外部火災ガイドに基づき、火災の規模及び二次的影響を考慮している。</p> <p>2. 2 施設への影響形態</p> <p>森林火災については、MOX燃料加工施設敷地に到達する火災の設計対処施設に対する火炎、輻射熱の影響及び火災により発生するばい煙の換気設備等への影響について検討している。</p> <p>近隣の産業施設等の火災及び爆発については、敷地外の10km以内に存在する石油コンビナート、危険物貯蔵所等の調査を行い、むつ小川原国家石油備蓄基地（以下「石油備蓄基地」という。）を対象とし、設計対処施設への火災の影響について検討している。</p> <p>また、敷地内には再処理施設の所有する危険物貯蔵施設等が存在するため、これらの火災及び爆発の影響について検討している。</p> <p>航空機墜落による火災は、建屋外壁等への影響が厳しい地点に墜落した場合を想定し、発火にともなう火炎、輻射熱の影響及び発生ばい煙の影響について検討している。</p> <p>3. 外部火災の防護</p> <p>3. 1 設計目標・確認事項</p> <p>設計対処施設の建屋については、外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を行わないことを確認している。</p> <p>非常用所内電源設備の非常用発電機を収納する設計対処施設の外気取入口の空気の温度を最高温度以下とすることで、空気を取り込む非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわないことを確認している。</p>

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>3. 2 防護手段</p> <p>(1) 外部火災に対する原子炉施設の防護は、外部火災による発電所内における火災の発生可能性の最小化、及び火災に対する障壁を強化することによって実現される。</p> <p>安全系の多重性、離隔、耐火区画、固有の障壁による物理的分離、さらには火災感知および消火設備の使用など、その他の設計特性も備える。</p> <p>(2) 構造物固有の耐性が十分でない場合、障壁の追加や距離による離隔を行う。曝露される構造物コンクリートの厚さを増加することが、想定負荷に対する耐性向上に寄与する場合は、これを検討してもよい。</p> <p>(3) 換気系統は、ダンパを用いて外気から系統を隔離すること等によって外部火災から防護する。</p> <p>(4) 煙や埃に対して脆弱な安全保護系の設備等について適切な防護対策を講じる。</p> <p>4. 外部火災の影響評価</p> <p>4. 1 考慮すべき発電所敷地外の火災</p> <p>考慮すべき発電所敷地外の火災として以下を検討すること。ただし、航空機墜落による火災について、発電所敷地内に航空機墜落が想定される場合には、その発火点は敷地内とする。</p> <p>(1) 森林火災</p> <p>発電所敷地外の 10km 以内を発火点とした森林火災が発電所に迫った場合でも、原子炉施設が、その影響を受けないよう適切な防護措置が施されており、その二次的な影響も含めて、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。(解説-1)</p> <p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>近隣の産業施設で発生した火災・爆発により、原子炉施設が、その影響を受けないよう適切な防護措置が施されており、その二次的な影響も含めて、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。なお、発電所敷地外の 10km 以内を発火点とし、森林等に延焼することによって発電所に迫る場合は(1)の森林火災として評価する。(ただし、発電所敷地内に存在する石油類やヒドラジンなどの危険物タンク火災については、(3)の</p>	<p>3. 2 防護手段</p> <p>設計対処施設の建屋については、外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とすることで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を行わないことを確認している。</p> <p>設計対処施設である建屋内に収納する換気設備の給気系統にはフィルタを設置し、<u>一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲する。</u></p> <p>外部火災により発生する有毒ガスにより、<u>中央監視設等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備するものとする。</u></p> <p>4. 外部火災の影響評価</p> <p>4. 1 考慮すべき発電所敷地外の火災</p> <p>(1) 森林火災</p> <p>敷地外の 10km 以内でかつ地形、気象等を考慮し設定した発火点からの森林火災がMOX燃料加工施設敷地に迫った場合でも、外部火災防護対象施設が、その影響を受けないよう適切な防護措置が施され、二次的な影響も含めて、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>(2) 近隣の産業施設の火災及び爆発</p> <p>近隣の産業施設等の火災については、敷地外の 10km 以内に存在する石油備蓄基地の火災が発生したとしても、外部火災防護対象施設が、その影響を受けないよう適切な防護措置が施され、二次的な影響も含めて、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計としている。また、石油備蓄基地周辺の森林へ飛び火することによりMOX燃料加工施設敷地へ迫る場合を想定し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計とする。</p>

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>航空機墜落と同様に原子炉施設への熱影響評価等を行う。)</p> <p>(3) 航空機墜落による火災</p> <p>航空機の墜落に伴う火災により、原子炉施設が、その影響を受けないよう適切な防護措置が施されており、その二次的な影響も含めて、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。(解説-2)</p> <p>(解説-1) 発火点の設定について米国外部火災基準(NUREG-1407)において、発電所から5マイル以内の火災の影響を評価するとしていることを参考として設定。</p> <p>(解説-2) 航空機墜落の評価について旧原子力安全・保安院が平成14年7月30日付で定め、平成21年6月30日付で改正した「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率に対する評価基準について」(平成21・06・25 原院第1号(平成21年6月30日原子力安全・保安院制定))等に基づき、原子炉施設の敷地広さを考慮して、評価の要否について判断する。</p> <p>4. 2 発電所敷地外での火災影響の検討</p> <p>4. 2. 1 火災の規模</p> <p>火災の規模として、輻射熱、火炎の強度・面積・形状、伝播速度を考慮する。</p> <p>(1) 森林火災</p> <p>可燃物の量(植生)、気象条件、風向き、発火点等の初期条件を、工学的判断に基づいて原子炉施設への影響を保守的に評価するよう設定する。</p> <p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>発電所近隣の産業施設の特徴から、火災・爆発の規模を工学的判断に基づいて、原子炉</p>	<p>さらに、MOX燃料加工施設敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災又は爆発に対して、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>なお、地下に設置する危険物貯蔵施設等については、熱影響を受けないことから危険物貯蔵施設等の対象から除外している。</p> <p>(3) 航空機墜落による火災</p> <p>航空機落下による火災については、対象航空機が外部火災防護対象施設を収納する建屋の近傍に墜落する火災を想定しても、外部火災防護対象施設が、その影響を受けないよう適切な防護措置が施され、二次的な影響も含めて、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことのない設計としている。</p> <p>4. 2 発電所敷地外での火災影響の検討</p> <p>4. 2. 1 火災の規模</p> <p>(1) 森林火災</p> <p>可燃物の量(植生)、気象条件、風向き、発火点等の初期条件を、工学的判断に基づいてMOX燃料加工施設への影響を保守的に評価するよう設定している。</p> <p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>敷地外の10km以内に存在する石油備蓄基地の火災については、工学的判断に基づいて設計対処施設への影響を保守的に評価するよう設定している。</p>

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>施設への影響を保守的に評価するよう設定する。</p> <p>(3) 航空機墜落による火災</p> <p>発電所の敷地内であって航空機墜落の可能性を無視できない範囲の最も厳しい場所に航空機搭載の燃料の全部が発火した場合の火災を、工学的判断に基づいて原子炉施設への影響を保守的に評価するよう設定する。</p> <p>4. 2. 2 二次的影響の検討</p> <p>(1) 森林火災</p> <p>火災の二次的影響として以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ばい煙等による安全上重要な設備に対する影響等</li> </ul> <p>(燃焼生成物の換気又は空気供給系からの侵入による電気故障、非常用ディーゼル発電機の故障、有毒ガスによる影響等)</p> <p>注) 飛び火等による発電所敷地内への延焼対策については、別途火災防護計画に定める。</p>	<p>また、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災については、工学的判断に基づいて設計対処施設への影響を保守的に評価するよう設定している。</p> <p>また、MOX燃料加工施設の第1 高压ガストレーラ庫、LPG ボンベ庫及びMOX燃料加工施設以外の危険物貯蔵施設等の爆発については、爆発に対する設計方針を確認するとともに、工学的判断に基づいて設計対処施設への影響を保守的に評価するよう設定している。</p> <p>(3) 航空機墜落による火災</p> <p>航空機落下による火災については、対象航空機が外部火災防護対象施設を収納する建屋等の直近に墜落する火災を想定し、航空機搭載の燃料の全部が発火した場合の火災を、工学的判断に基づいて設計対処施設への影響を保守的に評価するよう設定している。</p> <p>4. 2. 2 二次的影響の検討</p> <p>(1) 森林火災</p> <p>火災により発生するばい煙及び有毒ガスに対しては、外部火災防護対象施設の安全機能への影響を考慮している。</p>

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>火災の二次的影響として以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆風等によるプラントの安全上重要な外部機器の破損</li> <li>・ばい煙等による安全上重要な設備に対する影響等</li> </ul> <p>(燃焼生成物の換気又は空気供給系からの侵入による電気故障、非常用ディーゼル発電機の故障、有毒ガスによる影響等)</p> <p>(3) 航空機墜落による火災</p> <p>火災の二次的影響として以下を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばい煙等による安全上重要な設備に対する影響等</li> </ul> <p>(燃焼生成物の換気又は空気供給系からの侵入による電気故障、非常用ディーゼル発電機の故障、有毒ガスによる影響等)</p> <p>4. 3 火災の影響評価</p> <p>火災の影響評価では以下を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災の規模に対する原子炉施設の十分な防火機能</li> <li>・想定される二次的影響に対する防護対策</li> </ul> <p>(1) 森林火災</p> <p>評価パラメータとして以下を評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火線強度 (想定火災の火炎強度に対する原子炉施設の防火帯幅評価)</li> </ul> <p>発電所敷地外の 10km 以内を発火点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輻射強度 (想定火災の輻射熱に対する原子炉施設の熱影響評価)</li> <li>・防火帯幅 (延焼防止に必要な防火帯の幅)、危険距離 (延焼防止に必要な距離)</li> <li>・延焼速度及び発火点から発電所までの到達時間</li> <li>・ばい煙等への対策</li> </ul> <p>森林火災の評価 (ばい煙等への対策を除く。) については附属書Aに示す。</p> <p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p>	<p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <p>敷地内の危険物貯蔵施設等の爆風等に対して、外部火災防護対象施設の安全機能への影響を考慮している。</p> <p>火災により発生するばい煙及び有毒ガスに対して、外部火災防護対象施設の安全機能への影響を考慮している。</p> <p>(3) 航空機墜落による火災</p> <p>火災により発生するばい煙及び有毒ガスに対しては、外部火災防護対象施設の安全機能への影響を考慮している。</p> <p>4. 3 火災の影響評価</p> <p>(1) 森林火災</p> <p>外部火災ガイドに基づき、評価パラメータとして以下を評価している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火線強度 (想定火災の火炎強度に対するMOX燃料加工施設の防火帯幅評価)</li> </ul> <p>敷地外の 10km 以内を発火点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輻射強度 (想定火災の輻射熱に対するMOX燃料加工施設の熱影響評価)</li> <li>・防火帯幅 (延焼防止に必要な防火帯の幅)、危険距離 (延焼防止に必要な距離)</li> <li>・延焼速度及び発火点から敷地までの到達時間</li> <li>・ばい煙等への対策</li> </ul> <p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p>

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

評価パラメータとして以下を評価する。

- ・ 輻射強度（想定火災の輻射熱に対する原子炉施設の危険距離評価）。ただし、発電所敷地外の 10km 以内を発火点とし、森林等に延焼することによって発電所に迫る場合は森林火災として評価する。

- ・ 危険距離（延焼防止に必要な距離）、危険限界距離（ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離）

- ・ ばい煙等への対策

- ・ 爆発規模から想定される爆風と飛来物への対策

石油コンビナート等火災・爆発の評価（ばい煙等への対策を除く。）については附属書 B に示す。

外部火災ガイドに基づき、評価パラメータとして以下を評価している。

- ・ 輻射強度。また、敷地外の 10km 以内を発火点とし、森林等に延焼することによって敷地に迫る場合も想定し、石油備蓄基地火災と森林火災の重畳を評価している。

- ・ 輻射熱に対する設計対処施設の建物の危険輻射強度を評価し、設計対処施設が受ける輻射強度が危険輻射強度以下となり、必要な離隔距離を確保していることを評価している。

- ・ 設計対処施設は、再処理施設の還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫に対する危険限界距離以上の離隔距離を確保していること及び爆発による飛来物の影響を確認している。

- ・ MOX 燃料加工施設の所有する第 1 高圧ガストレーラ庫及び LPG ボンベ庫の爆発に対しては、危険限界距離以上の離隔距離を確保することを評価している。

- ・ ばい煙等への対策

(3) 航空機墜落による火災

評価パラメータとして以下を評価すること。

- ・ 輻射強度（想定火災の輻射熱に対する原子炉施設の熱影響評価）

- ・ ばい煙等への対策

航空機墜落による火災の評価（ばい煙等への対策を除く。）については附属書 C に示す。

(3) 航空機墜落による火災

外部火災ガイドに基づき、評価パラメータとして以下を評価している。

- ・ 輻射強度（想定火災の輻射熱に対する原子炉施設の熱影響評価）

- ・ ばい煙等への対策

4. 4 火災の影響評価判断の考え方

(1) 森林火災

- ・ 原子炉施設の外壁、天井スラブが想定される森林火災の熱影響に対して許容限界温度以下である。

- ・ 想定される森林火災に対して、火災の到達時間を考慮して発電所の自衛消防隊による対

4. 4 火災の影響評価判断の考え方

(1) 森林火災

- ・ 設計対処施設の建屋については、外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下とし、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないこと。

- ・ 想定される森林火災に対して、発火点から MOX 燃料加工施設敷地までの到達時間を考

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>応が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防火帯幅が想定される森林火災に対して、評価上必要とされる防火帯幅以上である。</li> <li>発電所に設置される防火帯の外縁（火炎側）から原子炉施設との離隔距離が、想定される森林火災に対して、評価上必要とされる危険距離以上である。</li> <li>原子炉施設の換気系統へのばい煙の影響がダンパの設置等により考慮されていること。</li> <li>有毒ガスの発生が想定される場合、居住空間へ影響を及ぼさないように対策が考慮されている。</li> </ul> <p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定される石油コンビナート等の火災に対して、石油コンビナート等の施設から原子炉施設までの離隔距離が評価上必要とされる危険距離以上である。</li> <li>想定される石油コンビナート等のガス爆発に対して、石油コンビナート等の施設から原子炉施設までの離隔距離が評価上必要とされる危険限界距離以上である。</li> <li>火災とガス爆発が同時に起こると想定される場合には、より長い方の離隔距離が確保されているかどうかにより判断する。</li> <li>原子炉施設の換気系統へのばい煙の影響がダンパの設置等により考慮されていること。</li> <li>有毒ガスの発生が想定される場合、居住空間へ影響を及ぼさないように対策が考慮されている。</li> </ul>	<p>慮して、自衛消防隊の消火班による消火活動の対応が可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林火災に対して、評価上必要とされる防火帯幅以上である。</li> <li>防火帯の外縁（火炎側）から設計対処施設との離隔距離が、想定される森林火災に対して、評価上必要とされる危険距離以上であること。</li> <li>安全機能を有する施設のうち、外気を取り込むことにより、外部火災防護対象施設の安全機能が損なわれるおそれがある換気設備等を抽出し、ばい煙の影響がフィルタの設置等により考慮されていること。</li> <li>有毒ガスの発生が想定される場合、中央監視室等の居住性への影響を踏まえた対策が考慮されていること。</li> </ul> <p>(2) 近隣の産業施設の火災・爆発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計対処施設の建物については、必要な離隔距離を確保するため、外壁で受ける輻射強度がコンクリートの許容温度となる危険輻射強度以下となること。また、建屋内に<u>収納</u>する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないこと。</li> <li>再処理施設の還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫の爆発に対して、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とし、爆発に至らないことを確認している。さらに、再処理施設の還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫から設計対処施設までの離隔距離が危険限界距離以上であること。</li> <li>MOX燃料加工施設の第1 高圧ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫の爆発については、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造であり爆発にいたらない設計であること。また、第1 高圧ガストレーラ庫は、爆発時に発生する爆風が上方向に開放されることを妨げない設計であること。さらに、第1 高圧ガストレーラ庫及びLPG ボンベ庫から設計対処施設までの離隔距離が危険限界距離以上であること。</li> <li>安全機能を有する施設のうち、外気を取り込むことにより、外部火災防護対象施設の安全機能が損なわれるおそれがある換気設備等を抽出し、ばい煙の影響がフィルタの設置</li> </ul>



外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>(3) 航空機墜落による火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉施設の外壁、天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界値以下であること。</li> <li>原子炉施設の換気系統へのばい煙の影響がダンパの設置等により考慮されていること。</li> <li>有毒ガスの発生が想定される場合、居住空間へ影響を及ぼさないように対策が考慮されていること。</li> </ul> <p>5. 附則</p> <p>この規定は、平成25年7月8日より施行する。</p> <p>評価方法は、本評価ガイドに掲げるもの以外であっても、その妥当性が適切に示された場合には、その方法を用いることを妨げない。また、本評価ガイドは、今後の新たな知見と経験の蓄積に応じて、それらを適切に反映するように見直して行くものとする。</p>	<p>等により考慮されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有毒ガスの発生が想定される場合、<u>中央監視室等の居住性への影響を踏まえた対策が考慮されていること。</u></li> </ul> <p>(3) 航空機墜落による火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計対処施設の建屋については、熱影響評価により、外壁の温度上昇により屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないこと、建屋外壁が要求される機能を損なわないこと。</li> <li>安全機能を有する施設のうち、外気を取り込むことにより、外部火災防護対象施設の安全機能が損なわれるおそれがある換気設備等を抽出し、ばい煙の影響がフィルタの設置等により考慮されていること。</li> <li><u>有毒ガスの発生が想定される場合、中央監視室等の居住性への影響を踏まえた対策が考慮されていること。</u></li> </ul>

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>附属書A</p> <p>森林火災の原子力発電所への影響評価について</p> <p>1. 総則</p> <p>原子力発電所（以下「発電所」という。）における安全上重要な設備は、多重性、多様性を確保するとともに、適切な裕度をもって設計され、適切に維持管理されるなど損傷防止上の配慮がなされている。</p> <p>本評価ガイドは、発電所敷地外で発生する火災に対して安全性向上の観点から、森林火災が発電所へ迫った場合でも原子炉施設（本評価ガイドにおける「原子炉施設」は、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>1. 1 一般</p> <p>本評価ガイドは、発電所敷地へ森林火災が迫った場合でも設置されている原子炉施設が、外部火災の影響を受けないよう、適切な防護措置が施されていることについて評価するための手順を示すものである。なお、本評価ガイドでは、放水などによる消火活動の影響については評価の対象外とする。</p> <p>2. 火災の到達時間及び防火帯幅の評価</p> <p>2. 1 森林火災の想定</p> <p>森林火災の想定は以下のとおりである。</p> <p>(1) 森林火災における各樹種の可燃物量は現地植生から求める。</p> <p>(2) 気象条件は過去 10 年間に調査し、森林火災の発生件数の多い月の最小湿度、最高気温、及び最大風速の組合せとする。</p> <p>(3) 風向は卓越方向とし、発電所の風上に発火点を設定する。ただし、発火源と発電所の位置関係から風向きを卓越方向に設定することが困難な場合は、風向データ等から適切に設定できるものとする。</p> <p>(4) 発電所からの直線距離 10km の間で設定する。(解説-1)</p> <p>(5) 発火源は最初に人為的行為を考え、道路沿いを発火点とする。さらに必要に応じて想定発火点を考え評価する。</p>	<p>附属書A</p> <p>森林火災の原子力発電所への影響評価について</p> <p>1. 総則</p> <p>MOX燃料加工施設敷地外で発生する森林火災がMOX燃料加工施設敷地へ迫った場合でも外部火災防護対象施設に影響を及ぼさないことを評価している。</p> <p>2. 火災の到達時間及び防火帯幅の評価</p> <p>2. 1 森林火災の想定</p> <p>外部火災ガイドに基づき、森林火災の想定は以下のとおりとしている。</p> <p>(1) 森林火災における各樹種の可燃物量は、自治体から入手した森林簿データ等による現地植生から求めた。</p> <p>(2) 気象条件は過去 10 年間に調査し、森林火災の発生件数の多い3～8月の最小湿度、最高温度及び最大風速の組合せとした。</p> <p>(3) 卓越方向は過去 10 年間に調査し、東南東及び西北西とした。</p> <p>(4) 発火点は、MOX燃料加工施設からの直線距離 10km の間に設定した。</p> <p>(5) 発火源は、青森県の森林火災の発生原因で最多となっている煙草とたき火を踏まえて、人為的行為による火災発生の可能性の高い居住地域及び人の立ち入りがある作業エリア並びに卓越方向を考え、発火点 1～3 を設定した。</p>

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

(解説-1) 発火点の設定について

米国外部火災基準(NUREG-1407) において、発電所から 5 マイル以内の火災の影響を評価するとしていることを参考として設定。

2. 2 森林火災による影響の有無の評価

2. 2. 1 評価手法の概要

本評価ガイドは、発電所に対する森林火災の影響の有無の評価を目的としている。  
具体的な評価指標と観点を以下に示す。

評価指標	評価の観点
延焼速度 [km/h]	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災発生後、どの程度の時間で発電所に到達するのか</li> <li>発電所に到達し得る火災の規模はどの程度か</li> <li>必要となる消火活動の能力や防火帯の規模はどの程度か</li> </ul>
火線強度 [kW/m]	
火炎長 [m]	
単位面積当たり熱量 [kJ/m <sup>2</sup> ]	
火炎輻射強度 [kW/m <sup>2</sup> ]	
火炎到達幅 [m]	

上記の評価指標は、現地の土地利用（森林、農地、居住地等の分布）、地形（標高、傾斜角度等）、気象条件（風向・風速、気温、湿度等）に大きく依存することから、これらを可能な限り考慮した評価を行う必要がある。

本評価ガイドにおいては、FARSITE (Fire Area Simulator) という森林火災シミュレーション解析コードの利用を推奨している。FARSITE は、米国農務省 USDA ForestService で開発され、世界的に広く利用されている。本モデルは、火災の 4 つの挙動タイプを考慮するとともに、地理空間情報を入力データとして使用することにより、現地の状況に即した評価を行うことが可能である。

2. 2 森林火災による影響の有無の評価

2. 2. 1 評価手法の概要

外部火災ガイドに基づき、森林火災の影響については森林火災シミュレーション解析コード（以下「FARSITE」という。）を用いて評価を実施している。

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

2. 2. 2 評価対象範囲

評価対象範囲は発電所近傍の発火想定地点を 10km 以内としたことにより、植生、地形等評価に必要な対象範囲は、発火点の距離に余裕をみて南北 12km、東西 12km とする。

2. 2. 2 評価対象範囲

外部火災ガイドに基づき、森林火災の発火想定地点をMOX燃料加工施設敷地周辺の 10 km以内とし、植生、地形及び土地利用データは発火点までの距離に安全余裕を考慮し、南北 12 km及び東西 12 kmとしている。

2. 2. 3 必要データ

評価に必要なデータを以下に示す。

2. 2. 3 必要データ

外部火災ガイドに基づき、以下のとおり設定している。

データ種類	整備要領
土地利用データ	現地状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である 100m メッシュの土地利用データを用いる。 (国土数値情報 土地利用細分メッシュ)
植生データ	現地状況をできるだけ模擬するため、樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿の空間データを現地の地方自治体より入手する。森林簿の情報を用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種・林齢によりさらに細分化する。
地形データ	現地の状況をできるだけ模擬するため、公開情報の中でも高い空間解像度である 10m メッシュの標高データを用いる。傾斜度、傾斜方向については標高データから計算する。 (基盤地図情報 数値標高モデル 10m メッシュ)
気象データ	現地にて起こり得る最悪の条件を検討するため、発生件数の多い月の過去 10 年間の最大風速、最高気温、最小湿度の条件を採用する。

・土地利用データ

敷地周辺の土地利用データについては、現地状況をできるだけ模擬するため、100mメッシュの「国土数値情報 土地利用細分メッシュ」を使用している。

・植生データ

植生データについては、現地状況をできるだけ模擬するため、敷地周辺の樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿及び森林計画図の空間データを使用している。また、MOX燃料加工施設敷地内の樹種や生育状況に関する情報は、実際の植生を調査し使用している。

・地形データ

敷地内及び敷地周辺の土地の標高及び地形のデータについては、現地状況をできるだけ模擬するため、10mメッシュの「基盤地図情報 数値標高モデル」を使用している。

・気象データ

現地にて起こり得る森林火災が厳しい評価となるように、過去 10 年間のデータのうち、青森県で発生した森林火災の実績より、発生頻度が高い3月から8月の気象条件（風向、最大風速、最高気温及び最小湿度）の最も厳しい条件を使用している。

2. 2. 4 延焼速度及び火線強度の算出

ホイヘンスの原理\*に基づく火災の拡大モデルを用いて延焼速度や火線強度を算出する。

\*附録 A 参照

2. 2. 4 延焼速度及び火線強度の算出

外部火災ガイドに基づき、ホイヘンスの原理を採用している FARSITE を用いて、延焼速度及び火線強度を算出している。

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

2. 2. 5 火炎の到達時間の算出

延焼速度より、発火点から発電所までの到達時間を算出する。また、火炎の到達時間を基に発電所の自衛消防隊が対応可能であるか否かを評価する。

2. 2. 5 火炎の到達時間の算出

FARSITEにより、発火点から防火帯までの火炎到達時間（5時間1分（発火点3））を算出し、森林火災が防火帯に到達するまでの間に敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班による消火活動が可能であることを評価している。

2. 2. 6 防火帯幅の算出

火線強度より、発電所に必要な最小防火帯幅を算出する。ここでは Alexander and Fogarty の手法を用い、火炎の防火帯突破確率 1% の値を発電所に最低限必要な防火帯幅とする。

2. 2. 6 防火帯幅の算出

FARSITE による影響評価により算出される最大火線強度（9128kW/m（発火点2））に対し、外部火災ガイドに基づき、風上に樹木が有る場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火炎の防火帯突破確率 1%）から、10000 kW/m の火線強度に必要とされる最小防火帯幅 24.9 m を上回る幅 25m 以上の防火帯を確保することとした。

Alexander の文献では、火線強度と防火帯幅との関係は相似則が成り立つとして、火線強度に対する防火帯幅の相関図を示している（図1）。以下にそれを活用した防火帯幅を求める手法を説明する。

図1は、森林火災が、火線強度の関数として防火帯を破る可能性に関する図である。

防火帯幅と防火帯の風上 20m 内に樹木が存在しない場合（図1 A）と存在する場合（図1 B）を示している。例として、図1 Aの場合で、火線強度 10,000kW/m の森林火災が約 10m 幅の防火帯を突破する確率は 1% であり（図1 A内赤線）、図1 Bの場合で、同じく火線強度 10,000kW/m の森林火災が約 13m 幅の防火帯を突破する確率は 50% である（図1 B内赤線）。

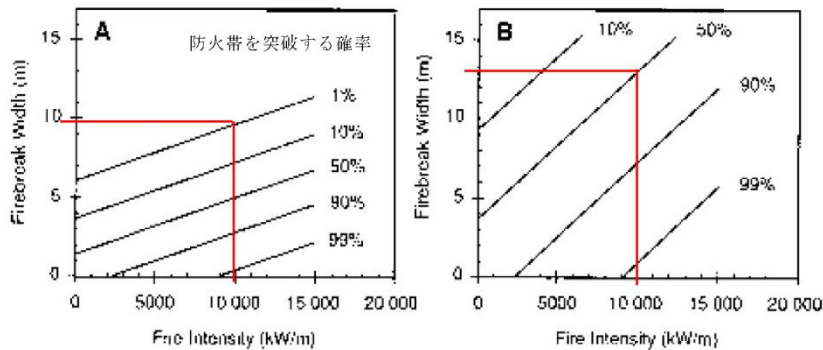


図1 火線強度に対する防火帯の相関図

防火帯幅の評価には風上の樹木の有無によって異なる表を用いる。火炎の防火帯突破確率

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

1%となる最小防火帯幅を下記に示す。

風上に樹木が無い場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火炎の防火帯突破確率 1%）

火線強度 (kW/m)	500	1000	2000	3000	4000	5000	10000	15000	20000	25000
防火帯幅 (m)	6.2	6.4	6.7	7.1	7.4	7.8	9.5	11.3	13.1	14.8

風上に樹木が有る場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火炎の防火帯突破確率 1%）

火線強度 (kW/m)	500	1000	2000	3000	4000	5000	10000	15000	20000	25000
防火帯幅 (m)	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	34.4	39.1

2. 3 判断の考え方

森林火災影響評価においては、以下に示す到達時間及び防火帯幅の条件を満足していることを確認する。

2. 3. 1 火炎の到達時間

想定される森林火災に対して、火炎の到達時間を考慮して発電所の自衛消防隊による対応が可能である。

2. 3. 2 防火帯幅

防火帯幅が想定される森林火災に対して、評価上必要とされる防火帯幅以上である。

2. 3 判断の考え方

2. 3. 1 火炎の到達時間

FARSITE により、発火点から防火帯までの火炎到達時間（5時間1分（発火点3））を算出し、森林火災が防火帯に到達するまでの間に敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班による消火活動が可能であることを確認している。

2. 3. 2 防火帯幅

FARSITE による影響評価により算出される最大火線強度（9128kW/m（発火点2））に対し、外部火災ガイドを参考として、風上に樹木が有る場合の火線強度と最小防火帯幅の関係（火炎の防火帯突破確率 1%）から、10000kW/mの火線強度に必要とされる最小防火帯幅24.9mを上回る幅25m以上の防火帯を確保することとしている。

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

3. 危険距離の評価

3. 1 森林火災の想定

前述の2. 1 森林火災の想定と同じ。

3. 2 森林火災による影響の有無の評価

3. 2. 1 評価手法の概要

本評価ガイドは、輻射強度という指標を用いて、原子炉施設に対する森林火災の影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。

評価指標	内容
輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度
火炎到達幅 [m]	発電所に到達する火炎の横幅（2. 2 森林火災で算出された値）
形態係数 [-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数
燃焼半径 [m]	森林火災の火炎長より算出する値
危険距離 [m]	延焼防止に必要な距離

上記の評価指標は、受熱面が輻射帯の底部と同一平面上にあると仮定して評価する。

森林火災の火炎形態については、土地の利用状況（森林、農地、居住地等の分布）、地形（標高、傾斜角度等）、気象条件（風向・風速、気温、湿度等）に大きく依存することから、これらをすべて反映した火炎モデル仮定することは難しい。したがって、森林火災の火炎は円筒火災をモデルとし、燃焼半径は火炎長の3分の1とする。なお、原子炉施設への火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとする。

3. 危険距離の評価

3. 1 森林火災の想定

前述の2. 1 森林火災の想定と同じ。

3. 2 森林火災による影響の有無の評価

3. 2. 1 評価手法の概要

外部火災ガイドに基づき、FARSITE による解析結果を用い、設計対処施設への輻射強度を算出し、森林火災の影響の有無を評価している。

外部火災ガイドに基づき受熱面が輻射帯の底部と同一平面上にあると仮定して評価している。森林火災の火炎は円筒火災をモデルとし、燃焼半径は火炎長の3分の1としている。また、MOX燃料加工施設への火炎到達幅の分だけ円筒火炎モデルが横一列に並ぶものとしている。

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

3. 2. 2 評価対象範囲

評価対象範囲は発電所に迫る森林火災とする。

3. 2. 2 評価対象範囲

評価対象範囲は前述の2. 2. 2と同じ想定とし、MOX燃料加工施設敷地に迫る森林火災としている。

3. 2. 3 必要データ

評価に必要なデータを以下に示す。

3. 2. 3 必要データ

外部火災ガイドに基づき、FARSITE による解析を行い、評価に必要なデータを評価している。

データ種類	整備要領
火炎放射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	2. 2 森林火災で算出された火炎放射強度の値を火炎放射発散度の値に変換したもの
火炎長 [m]	2. 2 森林火災で算出された火炎長の値
火炎到達幅 [m]	2. 2 森林火災で算出された到達火炎の横幅
危険放射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	原子炉施設の外壁、天井スラブの放射熱に対する耐熱性を放射強度で示したもの（文献等で無い場合には実測すること）

3. 2. 4 燃焼半径の算出

次の式から燃焼半径を算出する。火炎長は前述の2. 2 森林火災の影響評価で算出された値を用いる。

$$R = \frac{H}{3}$$

R:燃焼半径[m]、H:火炎長[m]

3. 2. 4 燃焼半径の算出

外部火災ガイドに基づき、燃焼半径を算出している。



原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

3. 2. 5 円筒火炎モデル数の算出

次の式から円筒火炎モデル数を算出する。火炎到達幅は前述の2. 2 森林火災の影響評価で算出された値を用いる。

$$F = \frac{W}{2R}$$

F:円筒火炎モデル数[-]、W:火炎到達幅 [m]、R:燃焼半径[m]

3. 2. 6 形態係数の算出

次の式から各円筒火炎モデルの形態係数を算出する。

$$\phi_i = \frac{1}{\pi m} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{A(n-1)}{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \sqrt{\frac{(n-1)}{(n+1)}} \right] \right\}$$

ただし  $m = \frac{H}{R} \div 3$  ,  $n = \frac{L}{R}$  ,  $A = (1+n)^2 + m^2$  ,  $B = (1-n)^2 + m^2$

$\phi_i$ :各円筒火炎モデルの形態係数、Li:離隔距離[m]、H:火炎長[m]、R:燃焼半径[m]

したがって、各円筒火炎モデルの形態係数を合計した値が、原子炉施設に及ぼす影響について考慮すべき形態係数  $\phi_t$  となる。

$$\phi_t = (\phi_i + \phi_{i+1} + \phi_{i+2} \dots)$$

$\phi_t$ :各円筒火炎モデルの形態係数を合計した値

なお、 $i+(i+1)+(i+2)\dots+(i+X)$ の火炎モデル数の合計は F 個となる。

3. 2. 7 危険距離の算出

輻射熱に対する原子炉施設の危険輻射強度を調査し、輻射強度がその危険輻射強度以下になるように原子炉施設は危険距離を確保する。

火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、火炎輻射強度に形態係数を掛けた値になる。次の式から形態係数  $\phi$  を求める。

3. 2. 5 円筒火炎モデル数の算出

外部火災ガイドの算出式に基づき、メッシュ毎に円筒火炎モデル数を算出している。

3. 2. 6 形態係数の算出

外部火災ガイドの算出式に基づき、各円筒火炎モデルの形態係数を算出している。

3. 2. 7 危険距離の算出

外部火災ガイドに基づき、防火帯の外縁（火炎側）から設計対処施設の建屋との間に必要な離隔距離（危険距離）を算出している。

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

$$E = Rf \cdot \phi$$

E: 輻射強度[W/m<sup>2</sup>]、Rf:火災輻射発散度 [W/m<sup>2</sup>]、φ:形態係数

φ > φ<sub>t</sub> となるように危険距離を算出する。

$$\phi_t = \frac{1}{\pi m} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{\sqrt{A(n-1)}}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{(n+1)} \right] \right\}$$

ただし  $m = \frac{H}{R} \div 3$  ,  $n = \frac{Lt}{R}$  ,  $A = (1+n)^2 + m^2$  ,  $B = (1-n)^2 + m^2$

φ<sub>t</sub>:各火災モデルの形態係数を合計した値、Lt:危険距離[m]、H:火災長[m]、R:燃焼半径[m]

3. 3 判断の考え方

危険距離を指標とした森林火災の影響の有無は、次の条件を満足しているかで判断する。

発電所に設置される防火帯の外縁（火災側）から原子炉施設までの離隔距離が、想定される森林火災に対して、評価上必要とされる危険距離以上である。

4. 森林火災に対する防火安全性評価

2. 3. 1、2. 3. 2及び3. 3の項目を十分に満たしている場合には、森林火災に対して一定の防火安全性をもつと評価する。満たしていない場合には、別途防火安全対策を講じることが必要と考えられる。

3. 3 森林火災の影響評価結果

(1) 危険距離を指標とした森林火災の影響の有無

MOX燃料加工施設周辺に設置される防火帯の外縁（火災側）から設計対処施設の建屋までの離隔距離が、想定される森林火災に対して、評価上必要とされる危険距離以上であることを確認している。

対象施設	防火帯外側からの離隔距離(m)	危険距離(m)
燃料加工建屋	226	23

(2) 設計対処施設への影響の有無

設計対処施設の建屋については、外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下であり、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないことを確認している。

対象施設	外壁表面温度(°C)	コンクリート許容温度(°C)
燃料加工建屋	58	200

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>附属書B</p> <p>石油コンビナート等火災・爆発の原子力発電所への影響評価について</p> <p>1. 総則</p> <p>原子力発電所（以下「発電所」という。）における安全上重要な設備は、多重性、多様性を確保するとともに、適切な裕度をもって設計され、適切に維持管理されるなど損傷防止上の配慮がなされている。</p> <p>本評価ガイドは、発電所敷地外で発生する石油コンビナート等の火災やガス爆発に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災やガス爆発が発電所に隣接する地域で起こったとしても原子炉施設（本評価ガイドにおける「原子炉施設」は、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>1. 1 一般</p> <p>本評価ガイドは、発電所敷地に隣接する石油コンビナート等で火災やガス爆発が起こった場合でも、設置されている原子炉施設が、外部火災やガス爆発の影響を受けないよう、適切な防護措置が施されていることについて評価するための手順を示すものである。</p> <p>なお、本評価ガイドでは、放水などによる消火活動の影響については評価の対象外とする。</p> <p>1. 5 判断の考え方</p> <p>石油コンビナート等の火災やガス爆発の評価は、それらの影響を受けない（飛来物も含む）危険距離及び危険限界距離が確保されているかどうかにより判断する。火災とガス爆発が同時に起こると想定される場合には、より長い方の離隔距離が確保されているかどうかにより判断する。</p> <p>2. 発電所周辺における石油コンビナート等の火災影響評価</p> <p>2. 1 石油コンビナート等の火災想定（危険物等の流出火災）</p> <p>石油コンビナート等の火災想定は以下のとおりである。</p>	<p>1. 総則</p> <p>MOX燃料加工施設敷地周辺で石油コンビナート等の火災やガス爆発が起こったとしても外部火災防護対象施設に影響を及ぼさないことを評価している。</p> <p>2. 発電所周辺における石油コンビナート等の火災影響評価</p> <p>2. 1 石油コンビナート等の火災想定（危険物等の流出火災）</p> <p>外部火災ガイドに基づき、石油備蓄基地の火災を以下のとおり想定している。</p>

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

(1) 野外貯蔵タンクの火災想定

A. 想定条件

A-1 気象条件は無風状態とする。

A-2 タンクから石油類が流出しても、防油堤内に留まるものとする。

A-3 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。

B. 火災の形態

タンク内及び防油堤内の全面火災

C. 輻射熱の算定

油火災において任意の位置にある輻射熱（強度）を計算により求めるには、半径が1.5 m以上の場合で火炎の高さ（輻射体）を半径の3倍にした円筒火災モデルを採用する。

2. 2 石油コンビナート等の火災による影響の有無の評価

2. 2. 1 評価手法の概要

本評価は、発電所に対する石油コンビナート等の火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。

評価指標	内容
輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度
形態係数 [-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数
燃焼半径 [m]	防油堤規模より求めた燃焼半径
危険距離 [m]	延焼防止に必要な距離

上記の評価指標は、受熱面が輻射帯の底部と同一平面上にあると仮定して評価する（附録A参照）。油の液面火災では、火炎面積の半径が3 mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価では保守的な判断を行うために、火災規模による輻射熱発散度の低減が無いものとする。

輻射熱に対する建物の危険輻射強度を調査し、輻射強度がその建物の危険輻射強度以下に

・気象条件は無風状態とする。

・石油備蓄基地に配置している51基の原油タンク（約11.1万m<sup>3</sup>/基）の原油全てが防油堤内に流出した全面火災を想定し、原油タンクから流出した石油類は全て防油堤内に留まるものとする。

・火災は原油タンク9基（3列×3行）又は6基（2列×3行）を1単位とした円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。

2. 2 石油コンビナート等の火災による影響の有無の評価

2. 2. 1 評価手法の概要

外部火災ガイドに基づき、石油備蓄基地の火災影響の評価に当たっては、評価指標の影響を評価している。

石油備蓄基地火災の影響評価については、受熱面が輻射帯の底部と同一平面上にあると仮定して評価している。

なお、石油備蓄基地の原油タンク火災は、燃焼半径が大きく、燃焼時に空気供給が不足し、大量の黒煙が発生するため、輻射発散度の低減率（0.3）を考慮した評価としている。

設計対処施設の建物は、輻射熱に対する建物外壁の危険輻射強度を算出し、輻射強度が危

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

なるように原子炉施設は危険距離（離隔距離）を確保するものとする。

2. 2. 2 評価対象範囲

評価対象範囲は、発電所敷地外の半径 10 km に存在する石油コンビナート等とする。

2. 2. 3 必要データ

評価に必要なデータを以下に示す。

データ種類	整備要領
輻射発散度* [W/m <sup>2</sup> ]  *参考資料(3)	燃焼する可燃物によって決まる定数(代表的な可燃物は附録Bに記載)  文献等に無い場合には実測すること
防油堤規模	防油堤の縦及び横の大きさ
危険輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	原子炉施設の外壁、天井スラブの輻射熱に対する耐熱性を輻射強度で示したもの(文献等で無い場合には実測すること)

ガイドへの適合性の確認結果

危険輻射強度以下となることを評価することで、危険距離以上の離隔距離が確保されていることを確認している。

2. 2. 2 評価対象範囲

外部火災ガイドに基づき、MOX燃料加工施設敷地周辺 10km 以内に存在する石油コンビナート、危険物貯蔵所等の調査を行い、評価対象を選定している。

2. 2. 3 必要データ

外部火災ガイドに基づき、評価に必要なデータは以下のとおりとしている。

- ・輻射発散度  
外部火災ガイドに基づき、カフジ原油に対応する値を採用し、41 kW/m<sup>2</sup>と設定している。
- ・防油堤規模  
石油備蓄基地の原油貯蔵タンク 9 基(3列×3行)又は 6 基(2列×3行)を 1 単位として円筒形にモデル化し、防油堤の大きさは原油貯蔵タンク 1 基あたり縦幅及び横幅ともに 160m に設定している。
- ・危険輻射強度  
輻射熱により設計対処施設の建物外壁のコンクリートが許容温度(200℃)となる輻射強度を危険輻射強度と設定している。

## 原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

## ガイドへの適合性の確認結果

## 2. 2. 4 燃焼半径の算出

防油堤には貯槽その他不燃障害物が存在し、火災面積はその面積分だけ小さくなるが、防油堤全面火災のような大規模な火災の場合は、多少の障害物も無視できる。したがって、本評価では、防油堤面積と等しい円筒火災を生ずるものと想定し、次の式から燃焼半径を算出する。

$$R = \frac{1}{\sqrt{\pi}} \times \sqrt{w \times d}$$

R:燃焼半径[m]、w:防油堤幅[m]、d:防油堤奥行き[m]

## 2. 2. 5 危険距離の算出

火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。

$$E = Rf \cdot \phi$$

E: 輻射強度 [W/m<sup>2</sup>]、Rf:輻射発散度[W/m<sup>2</sup>]、φ:形態係数

次の式から危険距離を算出する。ここで算出した危険距離が石油コンビナート等と原子炉施設の間に必要な離隔距離となる。

$$\phi = \frac{1}{\pi n} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{A(n-1)}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$$

ただし  $m = \frac{H}{R} \div 3$  ,  $n = \frac{L}{R}$  ,  $A = (1+n)^2 + m^2$  ,  $B = (1-n)^2 + m^2$

φ:形態係数、L:危険距離[m]、H:炎の高さ[m]、R:燃焼半径[m]

## 2. 2. 4 燃焼半径の算出

外部火災ガイドに基づき、燃焼半径を算出している。

## 2. 2. 5 危険距離の算出

設計対処施設が石油備蓄基地火災から受ける輻射強度については、外部火災ガイドに基づき算出している。

また、コンクリートの許容温度となる危険輻射強度を算出し、上記で算出した輻射強度が危険輻射強度以下となることを評価することで必要な離隔距離が確保されていること、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないことを確認している。

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

2. 3 判断の考え方

石油コンビナート等の火災による影響の有無は、次の要求基準を満足しているかで判断する。

想定される石油コンビナート等の火災に対して、石油コンビナート等の施設から原子炉施設までの離隔距離が評価上必要とされる危険距離以上であること。

2. 3 石油コンビナート等の火災による影響の影響評価結果

(1) 石油備蓄火災の評価結果

・設計対処施設の建物については、輻射熱に対する建物の危険輻射強度を算出し、輻射強度が危険輻射強度以下となることを評価することで、危険距離以上の離隔距離が確保されていることを確認している。

評価対象	石油備蓄基地からの 離隔距離(m)	輻射強度 (kW/m <sup>2</sup> )	危険輻射強度 (kW/m <sup>2</sup> )
燃料加工建屋	1970	1.1	2.3

(2) 石油備蓄基地火災と森林火災の重量評価

石油備蓄基地火災と森林火災の輻射熱量及び離隔距離を考慮し、石油備蓄基地火災と森林火災から受ける輻射強度が大きくなる外部火災防護対象施設への評価を実施している。

設計対処施設の建屋については、外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下であり、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないことを確認している。

評価対象	石油備蓄基地からの離隔 距離(m)	外壁表面温度 (°C)	コンクリート許容温度 (°C)
燃料加工建屋	1970	130	200

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

3. 発電所周辺における石油コンビナート等のガス爆発影響評価

3. 1 石油コンビナート等のガス爆発想定（高圧ガス漏洩による爆発）  
石油コンビナート等のガス爆発想定は以下のとおりである。

(1) 野外貯蔵タンクのガス爆発想定

A. 想定条件  
気象条件は無風状態とする。

B. ガス爆発の形態  
高圧ガス漏洩、引火によるガス爆発とする。

3. 2 石油コンビナート等のガス爆発による影響の有無の評価

3. 2. 1 評価手法の概要  
本評価は、発電所に対する石油コンビナート等のガス爆発による影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。

(3) 危険物貯蔵施設火災の影響評価

敷地内の屋外に設置する重油タンク火災の評価を実施している。

設計対処施設の建屋については、外壁表面温度をコンクリートの許容温度以下であり、建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないことを確認している。

重油タンク	評価対象	評価結果 (°C)	コンクリート許容温度 (°C)
ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	燃料加工建屋	66	200

3. 発電所周辺における石油コンビナート等のガス爆発影響評価

3. 1 石油コンビナート等のガス爆発想定（高圧ガス漏洩による爆発）  
再処理施設の還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫を選定している。また、MOX燃料加工施設が所有する敷地内に存在する危険物貯蔵施設等を選定している。

3. 2 石油コンビナート等のガス爆発による影響の有無の評価

3. 2. 1 評価手法の概要  
再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫のプロパンボンベは屋内に収納され、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造として設計する。また、還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫から設計対処施設までの離隔距離が危険限界距離以上であることを確認している。



外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド		ガイドへの適合性の確認結果
評価指標	内容	
危険限界距離 [m]	ガス爆発の爆風圧が 0.01MPa 以下になる距離  (人体に対して影響を与えない爆風圧)	
3. 2. 2 評価対象範囲	評価対象範囲は発電所の南北 10km、東西 10km とする。	<p>MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫及は、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすること及び爆発時に発生する爆風や飛来物が上方向に開放される構造として設計する。<u>MOX燃料加工施設のLPGボンベ庫の貯蔵容器は、ボンベ庫内に収納され、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とし、爆発を防止する設計とする。</u></p> <p>また、第1高圧ガストレーラ庫及びLPGボンベ庫から設計対処施設までの離隔距離を危険限界距離以上確保する設計とする。</p>
3. 2. 3 必要データ	評価に必要なデータを以下に示す。参考資料(2)より引用すること。	<p>3. 2. 2 評価対象範囲</p> <p>外部火災ガイドに基づき、MOX燃料加工施設敷地 10km の範囲内に存在する高圧ガス貯蔵施設を網羅的に調査し、評価対象を選定している。</p> <p>3. 2. 3 必要データ</p> <p>外部火災ガイドに基づき、評価に必要なデータを考慮している。</p>

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

データ種類	整備要領
石油類のK値	コンビナート等保安規定第5条別表第二に掲げる数値 (代表的な可燃物は附録Bに記載)
貯蔵設備又は 処理設備のW値	コンビナート等保安規定第5条貯蔵設備又は処理設備の区分に応じて次に掲げる数値
	<p>貯蔵設備：液化ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位 トン）の数値の平方根の数値（貯蔵能力が一トン未満のものにあつては、貯蔵能力（単位 トン）の数値）、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては貯蔵能力（単位 立方メートル）を当該ガスの常用の温度及び圧力におけるガスの質量（単位 トン）に換算して得られた数値の平方根の数値（換算して得られた数値が一未満のものにあつては、当該換算して得られた数値）</p> <p>処理設備：処理設備内にあるガスの質量（単位 トン）の数値</p>

貯蔵設備内に2つ以上のガスがある場合においては、それぞれのガスの量（単位トン）の合計量の平方根の数値にそれぞれのガスの量の当該合計量に対する割合を乗じて得た数値に、それぞれのガスに係るKを乗じて得た数値の合計により、危険限界距離を算出する。また、処理設備内に2以上のガスがある場合においては、それぞれのガスについてK・Wを算出し、その数値の合計により、危険限界距離を算出する。

3. 2. 4 危険限界距離の算出

次の式から危険限界距離を算出する。ここで算出した危険限界距離が石油コンビナート等

3. 2. 4 危険限界距離の算出

外部火災ガイドに基づき、危険限界距離を算出している。

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>と原子炉施設の間に必要な離隔距離となる。</p> $X = 0.04 \lambda \sqrt[3]{K \times W}$ <p>X:危険限界距離[m]、λ:換算距離 14.4[m・kg-1/3]、K: 石油類の定数[-]、W:設備定数[-] [λ : 換算距離は参考資料 (3) より引用]</p> <p>3. 3 判断の考え方</p> <p>石油コンビナート等のガス爆発による影響の有無は、次の条件を満足しているかで判断する。</p> <p>想定される石油コンビナート等のガス爆発に対して、石油コンビナート等の施設から原子炉施設までの離隔距離が評価上必要とされる危険限界距離以上であること。</p>	<p>3. 3 石油コンビナート等のガス爆発影響評価</p> <p>再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫のプロパンボンベは屋内に設置し、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすることから、爆発に至ることはなく、設計対処施設への影響はなく、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことはないことを確認している。また、還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫から設計対処施設までの離隔距離が危険限界距離以上であることを確認している。</p> <p>以上より外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないことを確認している。</p> <p>MOX燃料加工施設の第1 高圧ガストレーラ庫及び LPG ボンベ庫の爆発については、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造であり爆発に至らない設計としている。また、第1 高圧ガストレーラ庫は、爆発時に発生する爆風及び飛来物が上方向に開放される構造として設計する。さらに、MOX燃料加工施設の第1 高圧ガストレーラ庫及び LPG ボンベ庫の爆発については、設計対処施設までの離隔距離が危険限界距離以上であること設計としている。</p> <p>以上より外部火災防護対象施設の安全機能を損なわないことを確認している。</p>

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>附属書C</p> <p>原子力発電所の敷地内への航空機墜落による火災の影響評価について</p> <p>1. 総則</p> <p>原子力発電所（以下「発電所」という。）における安全上重要な設備は、多重性、多様性を確保するとともに、適切な裕度をもって設計され、適切に維持管理されるなど損傷防止上の配慮がなされている。</p> <p>本評価ガイドは、発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災に対してより一層の安全性向上の観点から、その火災が発電所の敷地内で起こったとしても原子炉施設（本評価ガイドにおける「原子炉施設」は、安全機能を有する構築物、系統及び機器を内包するものに限る。）に影響を及ぼさないことを評価するものである。</p> <p>1. 1 一般</p> <p>本評価ガイドは、発電所敷地への航空機の墜落で発生する火災が起こった場合でも、設置されている原子炉施設が、火災の影響を受けないよう、適切な防護措置が施されていることについて評価するための手順を示すものである。</p> <p>なお、本評価ガイドでは、放水などによる消火活動の影響については評価の対象外とする。</p> <p>2. 発電所の敷地内への航空機墜落による火災の影響評価</p> <p>2. 1 航空機墜落による火災の想定</p> <p>航空機墜落による火災の想定は以下のとおりである。</p> <p>(1) 航空機墜落による火災の想定</p> <p>A. 想定条件</p> <p>A-1 航空機は、当該発電所における航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種とする。</p> <p>A-2 航空機は燃料を満載した状態を想定する。</p> <p>A-3 航空機の墜落は発電所敷地内であって墜落確率が <math>10^{-7}</math> (回/炉・年) 以上になる範囲のうち原子炉施設への影響が最も厳しくなる地点で起こることを想定する。</p>	<p>1. 総則</p> <p>MOX燃料加工施設敷地への航空機の墜落が発生したとしても、外部火災防護対象施設に影響を及ぼさないことを評価している。</p> <p>2. 発電所の敷地内への航空機墜落による火災の影響評価</p> <p>2. 1 航空機墜落による火災の想定</p> <p>航空機墜落による火災の想定は以下のとおりとしている。</p> <p>(1) 航空機墜落による火災の想定</p> <p>A. 想定条件</p> <p>A-1 航空機墜落評価の対象航空機のうち燃料積載量が最大の機種 (KC-767) を選定している。</p> <p>また、敷地周辺の三沢対地訓練区域における主要な航空機等 (F-2, F-16, F-35) を選定している。</p> <p>A-2 航空機は燃料を満載した状態を想定する。</p> <p>A-3 航空機の墜落は敷地内であって、建屋外壁等の設計対処施設への影響が厳しい地点とする。</p>

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

A.-4 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。  
 A.-5 気象条件は無風状態とする。  
 A.-6 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。  
 B. 輻射強度の算定  
 油火災において任意の位置にある輻射強度（熱）を計算により求めるには、半径が1.5m以上の場合で火炎の高さ（輻射体）を半径の3倍にした円筒火災モデルを採用する。

2. 2 航空機墜落による火災影響の有無の評価  
 2. 2. 1 評価手法の概要  
 本評価ガイドは、発電所に対する航空機墜落による火災影響の有無の評価を目的としている。具体的な評価指標とその内容を以下に示す。

A.-4 航空機の墜落によって燃料に着火し火災が起こることを想定する。  
 A.-5 気象条件は無風状態とする。  
 A.-6 火災は円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。  
 B. 輻射強度の算定  
 油火災において任意の位置にある輻射強度（熱）を計算により求めるには、半径が1.5m以上の場合で火炎の高さ（輻射体）を半径の3倍にした円筒火災モデルを採用する。

2. 2 航空機墜落による火災影響の有無の評価  
 2. 2. 1 評価手法の概要  
 外部火災ガイドに基づき、評価を実施している。

評価指標	内容
輻射強度 [W/m <sup>2</sup> ]	火災の炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度
形態係数 [-]	火炎と受熱面との相対位置関係によって定まる係数
燃焼半径 [m]	保守的に想定した航空機の墜落火災の燃焼半径
燃焼継続時間 [s]	火災が終了するまでの時間
離隔距離 [m]	原子炉施設を中心にして墜落確率が10 <sup>-7</sup> (回/炉・年)以上になる地点とその地点から原子炉施設までの直線距離
熱許容限界値 [-]	建屋の外壁、天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界以下になる値

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド

ガイドへの適合性の確認結果

上記の評価指標は、受熱面が輻射帯の底部と同一平面上にあると仮定して評価する（附録A参照）。油の液面火災では、火炎面積の半径が3mを超えると空気供給不足により大量の黒煙が発生し輻射発散度が低減するが、本評価ガイドでは保守的な判断を行うために、火災規模による輻射熱発散度の低減が無いものとする。

2.2.2 評価対象範囲

評価対象範囲は、発電所敷地内であって墜落確率が $10^{-7}$ （回/炉・年）以上になる範囲のうち原子炉施設への影響が最も厳しくなる区域とする。

2.2.3 必要データ

評価に必要なデータを以下に示す。

データ種類	整備要領
燃料量 [m <sup>3</sup> ]	最大搭載燃料量
輻射発散度 [W/m <sup>2</sup> ]	燃焼する燃料によって決まる定数
燃焼速度 [m/s]	燃料が燃焼する速度
航空機墜落地点 [-]	原子炉施設を中心にして墜落確率が $10^{-7}$ （回/炉・年）以上になる地点

2.2.2 評価対象範囲

外部火災ガイドを適用せず、離隔距離を考慮しない評価条件としている。

2.2.3 必要データ

外部火災ガイドに基づき、必要データを考慮している。ただし、航空機墜落地点は、外部火災ガイドを適用せず、離隔距離を考慮しない評価条件としている。

熱影響評価の対象航空機は、航空機墜落評価の対象航空機（KC-767, F-2, F-16, F-35）のうち、熱影響が厳しいF-16を対象としている。

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>2. 2. 4 燃焼半径の算出</p> <p>航空機墜落による火災においては墜落の状況によって、様々な燃焼範囲の形状が想定されるが、円筒火災を生ずるものとする。ここでの燃焼面積は、航空機の燃料タンクの投影面積に等しいものとする。したがって、燃焼半径は燃料タンクの投影面積を円筒の底面と仮定し算出する。</p> <p>2. 2. 5 形態係数の算出</p> <p>次の式から形態係数を算出する。ここで算出した形態係数が輻射強度を求める際に必要になる。</p> $\phi = \frac{1}{\pi} \tan^{-1} \left( \frac{m}{\sqrt{n^2 - 1}} \right) + \frac{m}{\pi} \left\{ \frac{(A - 2n)}{n\sqrt{AB}} \tan^{-1} \left[ \frac{\sqrt{A(n-1)}}{\sqrt{B(n+1)}} \right] - \frac{1}{n} \tan^{-1} \left[ \frac{(n-1)}{\sqrt{(n+1)}} \right] \right\}$ <p>ただし <math>m = \frac{H}{R} \div 3</math> , <math>n = \frac{L}{R}</math> , <math>A = (1+n)^2 + m^2</math> , <math>B = (1-n)^2 + m^2</math></p> <p><math>\phi</math>: 形態係数、L: 離隔距離[m]、H: 火炎の高さ[m]、R: 燃焼半径[m]</p> <p>2. 2. 6 輻射強度の算出</p> <p>火災の火炎から任意の位置にある点（受熱点）の輻射強度は、輻射発散度に形態係数を掛けた値になる。</p> $E = Rf \cdot \phi$ <p>E: 輻射強度 [W/m<sup>2</sup>]、Rf: 輻射発散度 [W/m<sup>2</sup>]、<math>\phi</math>: 形態係数</p>	<p>2. 2. 4 燃焼半径の算出</p> <p>外部火災ガイドに基づき、円筒火災を想定している。ただし、燃焼面積については、実物航空機の衝突実験を参考とし、機体の投影面積とする。</p> <p>2. 2. 5 形態係数の算出</p> <p>外部火災ガイドに基づき、形態係数を算出している。</p> <p>2. 2. 6 輻射強度の算出</p> <p>外部火災ガイドに基づき、輻射強度を算出している。</p>

外部火災ガイドへの適合性

原子力発電所の外部火災影響評価ガイド	ガイドへの適合性の確認結果
<p>2. 2. 7 燃焼継続時間の算出</p> <p>燃焼時間は、燃料量を燃焼面積と燃焼速度で割った値になる。</p> $t = \frac{V}{\pi R^2 \times v}$ <p>t: 燃焼継続時間 [s]、V: 燃料量 [m<sup>3</sup>]、R: 燃焼半径 [m]、v: 燃焼速度 [m/s]</p> <p>2. 3 判断の考え方</p> <p>輻射強度を指標とした航空機墜落による火災の影響の有無は、次の条件を満足しているかで判断する。</p> <p>原子炉施設の外壁、天井スラブが想定火災の熱影響に対して許容限界値以下であること。</p>	<p>2. 2. 7 燃焼継続時間の算出</p> <p>外部火災ガイドに基づき、燃焼時間を算出している。</p> <p>2. 3 判断の考え方</p> <p>設計対処施設の建屋については、外壁表面より約 17 c m で初期温度 (50°C) となり、入熱による影響がなくなることを確認した。設計対処施設の建屋の最小外壁厚は 17 c m 以上であることから、屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能は損なわれないことを確認した。また、外壁でコンクリートの許容温度以上となる領域は 5 c m 未満であり、建屋外壁に要求される機能が損なわれないことを確認した。</p>



補足説明資料4-3 (9条 外部火災)

## 森林火災シミュレーション解析の結果及び 防火帯の設定について

### 1. 森林火災シミュレーション解析の結果

FARSITE による解析の結果、最大火線強度は発火点2が最大、火炎の到達時間は発火点3が最短、輻射強度は発火点3が最大となった。FARSITE による結果を第1表に示す。

### 2. 防火帯の設定について

FARSITEによる解析の結果から、火線強度の最大値は発火点2の9128kW/mであり、外部火災ガイドを参考として、第2表「風上に樹林がある場合の火線強度と最小防火帯幅の関係」に示す10000kW/mの火線強度に必要とされる最小防火帯幅24.9mを上回る25m以上の防火帯を確保する。

防火帯の配置については、既設の設備及び駐車場についても考慮し、延焼の可能性のあるものと干渉しないように設定する。防火帯の配置を第1図に示す。

防火帯の維持管理については、防火帯内での車両の駐車禁止、物品の仮置き禁止、定期的な除草等、消火活動に支障をきたすことがないよう管理方法について手順を定める。

### 3. 消火活動について

外部火災発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置し、MOX燃料加工施設への影響を軽減するため、自衛消防隊の消火班により事前散水を含む消火活動を実施する。また、外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動のための要員として自衛消防隊の消火

班のうち消火専門隊は敷地内に常駐する運用とする。

外部火災発生時の連絡体制，防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練を定期的実施する。

第1表 FARSITE による結果

項目	内容	解析結果
延焼速度	全燃焼セルにおける延焼速度	発火点1：最大4.7m/s 平均0.07m/s 発火点2：最大5.3m/s 平均0.08m/s 発火点3：最大3.5m/s 平均0.04m/s
最大火線強度	火線最前線の最大火線強度（防火帯幅算出に用いる）	発火点1：1,527 kW/m 発火点2：9,128 kW/m 発火点3：2,325 kW/m
火炎の到達時間	発火から敷地内に最も早く到達する時間	発火点1：30時間1分 発火点2：18時間37分 発火点3：5時間1分
輻射強度	設計対処施設が受ける輻射強度（熱影響評価に用いる発火点の選定）	発火点1： <u>363 W/m<sup>2</sup></u> 発火点2： <u>472 W/m<sup>2</sup></u> 発火点3： <u>910 W/m<sup>2</sup></u>

第2表 風上に樹林がある場合の火線強度と最小防火帯幅の関係  
(火炎の防火帯突破確率1%)

火線強度 (kW/m)	500	1000	2000	3000	4000	5000	10000	15000	20000	25000
防火帯幅 (m)	16	16.4	17.4	18.3	19.3	20.2	24.9	29.7	34.4	39.1

「外部火災ガイド」より抜粋



補足説明資料5－1（9条 外部火災）  
別紙3

## 敷地内における危険物貯蔵施設等の火災及び爆発

### 1. 目的

MOX燃料加工施設敷地内の危険物貯蔵設備の火災及び爆発が、安全機能を有する構築物及び設備・機器を内包するMOX燃料加工施設に影響を及ぼさないことについて、「原子力発電所の外部火災評価ガイド付属書B石油コンビナート火災・爆発の原子力発電所への影響評価について」（以下「評価ガイド」という。）に基づき、評価を実施する。

### 2. 評価対象

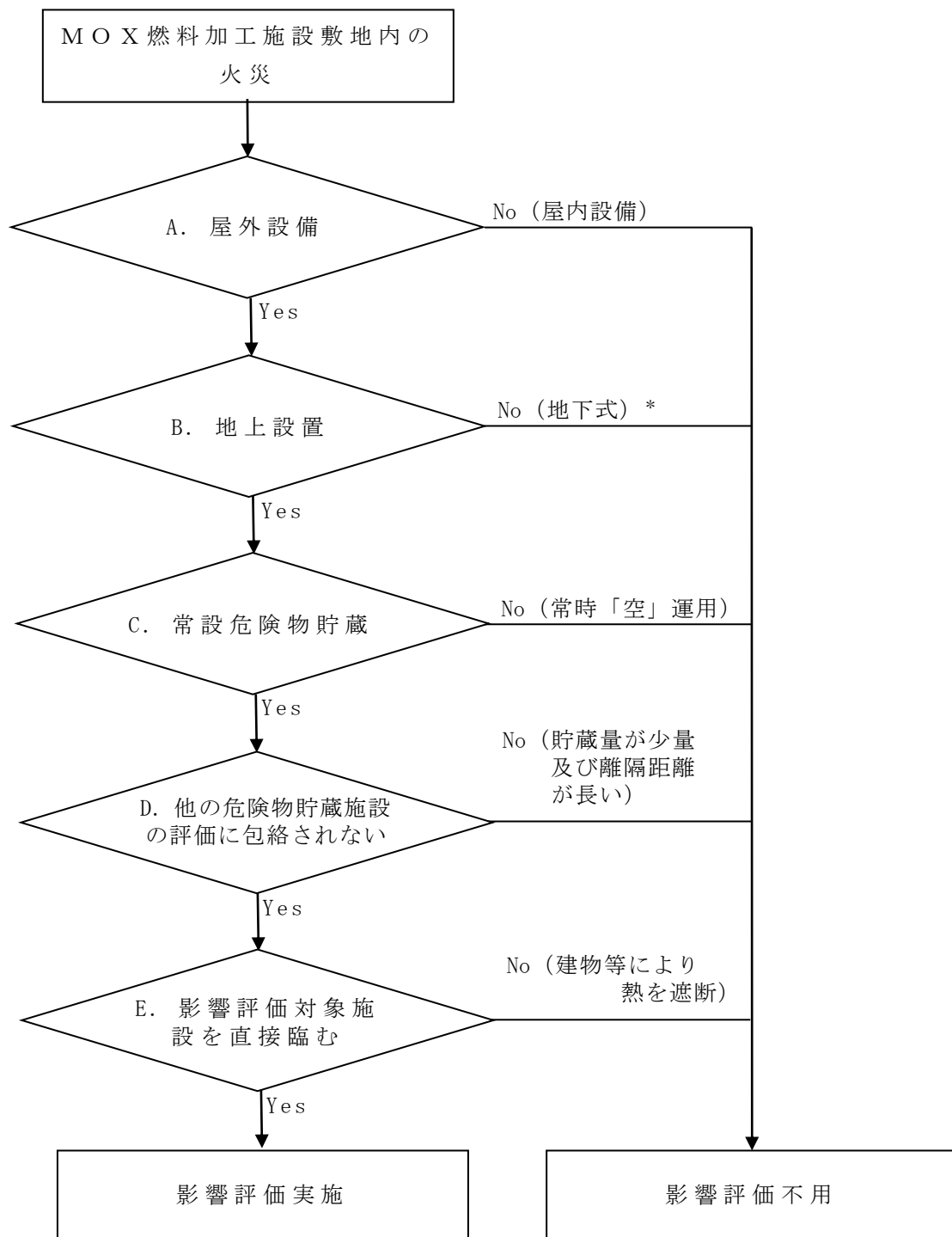
評価ガイドに基づき、敷地内の火災源となる石油類等の危険物貯蔵施設について、火災・爆発の影響評価を実施する。第1図のフローに基づき評価対象を抽出した。火災源の抽出結果を第1表及び第2表に示す。

- ・屋内貯蔵所は評価対象外とした。
- ・地下タンク貯蔵所については、地表面で火災が発生する可能性は低いことから、評価対象外とした。
- ・危険物貯蔵量が少なくかつ評価対象施設までの離隔距離が長い設備は、貯蔵量が多くかつ評価対象施設までの離隔距離が短い他設備に包含されるため、評価対象外とした。
- ・火災源となる設備から評価対象施設を直接臨まないものについては、当該危険物貯蔵設備において火災及び爆発が発生しても、その影響が及ばないため、評価対象外とした。
- ・敷地郊外より入構してくるタンクローリーについては、燃

料補給時は監視人が立会いを実施し、万が一の火災発生時は速やかに消火活動が可能であることから、評価対象外とした。

- ・敷地内の受電変圧器では絶縁油を使用しているが、危険物の貯蔵量が多くかつ評価対象施設までの離隔距離が短い他設備に包含されるため、評価対象外とした。評価対象施設と受電変圧器の危険物貯蔵量と離隔距離との比較を第3表に、離隔距離の位置関係を第2図に示す。
- ・火災源となり得る敷地内に保管される可搬型重大事故等対象設備については、設計対処施設の建屋外壁等の至近に墜落を想定している航空機墜落による火災の評価に包含される。





\*：地下式については，地上部で発生する火災からの輻射熱を受けない構造とする。（別紙5）

第1図 敷地内の火災及び爆発評価対象抽出フロー



第 1 表 敷地内の火災源となる設備一覧

建屋名称	貯蔵所または取扱所の区分	危険物の類, 品名		最大数量	詳細評価要否
燃料加工建屋	保管廃棄(液体廃棄物)	第 4 類 第 1 ~ 4 石油類	(機械油等)	6,000 L	× (屋内配置 → A)
	地下タンク貯蔵所	第 4 類 第 3 石油類	(重油)	61,600 L	× (地下式 → B)
エネルギー管理建屋	屋外地下タンク貯蔵所	第 4 類 第 3 石油類	(重油)	30,500 L	× (地下式 → B)
ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所* <sup>1</sup>	屋外タンク貯蔵所(A系)	第 4 類 第 3 石油類	(重油)	2,000,000 L	○
	屋外タンク貯蔵所(B系)	第 4 類 第 3 石油類	(重油)	2,000,000 L	○
ディーゼル発電機用燃料油受入れ貯蔵所* <sup>2</sup>	屋外タンク貯蔵所(A系)	第 4 類 第 3 石油類	(重油)	50,000 L	○
	屋外タンク貯蔵所(B系)	第 4 類 第 3 石油類	(重油)	50,000 L	○
	屋外タンク貯蔵所(C系)	第 4 類 第 3 石油類	(重油)	50,000 L	○
	屋外タンク貯蔵所(D系)	第 4 類 第 3 石油類	(重油)	50,000 L	○

\* 1 : 再処理施設と共用

\* 2 : 再処理施設及び廃棄物管理施設と共用

第2表 敷地内の火災源となる設備一覧 (1/3)

(再処理施設が所有する設備)

建屋名称	貯蔵所または取扱所の区分	危険物の類、品名		最大数量	詳細評価要否
油脂保管庫	屋内貯蔵所	第4類第3石油類	(懸濁剤)	4,986 L	× (屋内設置→A)
		第4類第4石油類	(潤滑油)	13,400 L	
低レベル廃棄物処理建屋	一般取扱所	第1類第1種酸化性固体	(硝酸塩類)	1,600 kg	× (屋内設置→A)
		第4類第1石油類	(分析廃液)	491 L	
		第4類第2石油類	(軽油)	22.5 L	
		第4類第3石油類	(n-トデカン、TBP)	41,453 L	
		第4類第3石油類	(懸濁剤)	178 L	
		第4類第4石油類	(油圧作動油・廃油)	7,654 L	
試薬建屋	地下タンク貯蔵所	第5類第2種自己反応性物質	(硝酸ヒドラン)	32,964 kg	× (地下式→B)
		第4類第3石油類	(n-トデカン)	17,800 L	
		第4類第3石油類	(TBP)	17,800 L	
非常用電源建屋	一般取扱所 (A系)	第4類第3石油類	(重油)	44,400 L	× (屋内設置→A)
		第4類第4石油類	(潤滑油)	6,420 L	
	一般取扱所 (B系)	第4類第3石油類	(重油)	44,400 L	× (屋内設置→A)
		第4類第4石油類	(潤滑油)	6,420 L	
	地下タンク貯蔵所 (A系)	第4類第3石油類	(重油)	335,600 L	× (地下式→B)
	地下タンク貯蔵所 (B系)	第4類第3石油類	(重油)	335,600 L	× (地下式→B)
	屋内タンク貯蔵所 (A系)	第4類第3石油類	(重油)	3,064 L	× (屋内設置→A)
		第4類第4石油類	(潤滑油)	1,800 L	
	屋内タンク貯蔵所 (B系)	第4類第3石油類	(重油)	3,064 L	× (屋内設置→A)
		第4類第4石油類	(潤滑油)	1,800 L	
屋内タンク貯蔵所 (A系)	第4類第4石油類	(潤滑油)	10,000 L	× (屋内設置→A)	
屋内タンク貯蔵所 (B系)	第4類第4石油類	(潤滑油)	10,000 L	× (屋内設置→A)	
ボイラ建屋	一般取扱所	第4類第3石油類	(重油)	317,000 L	× (屋内設置→A)
運転予備用電源建屋	一般取扱所	第4類第3石油類	(重油)	69,964 L	× (屋内設置→A)
		第4類第4石油類	(潤滑油)	26,312 L	
ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	屋外タンク貯蔵所 (A系)	第4類第3石油類	(重油)	2,000,000 L	○
	屋外タンク貯蔵所 (B系)	第4類第3石油類	(重油)	2,000,000 L	
ボイラ用燃料貯蔵所	屋外タンク貯蔵所 (A系)	第4類第3石油類	(重油)	150,000 L	○
	屋外タンク貯蔵所 (B系)	第4類第3石油類	(重油)	150,000 L	
ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	屋外タンク貯蔵所 (A)	第4類第3石油類	(重油)	50,000 L	○
	屋外タンク貯蔵所 (B)	第4類第3石油類	(重油)	50,000 L	
	屋外タンク貯蔵所 (C)	第4類第3石油類	(重油)	50,000 L	
	屋外タンク貯蔵所 (D)	第4類第3石油類	(重油)	50,000 L	
電源車取扱所	一般取扱所	第4類第3石油類	(重油)	19,200 L	× (常時「空」→C)

網掛け箇所：評価対象となる設備

第2表 敷地内の火災源となる設備一覧 (2/3)

(再処理施設が所有する設備)

建屋名称	貯蔵所または取扱所の区分	危険物の類、品名		最大数量	詳細評価要否
移動タンク (12k1)	移動タンク貯蔵所	第4類第3石油類	(重油)	12,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (6k1) 1号車	移動タンク貯蔵所	第4類第3石油類	(重油)	6,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (6k1) 2号車	移動タンク貯蔵所	第4類第3石油類	(重油)	6,000 L	× (常時「空」→C)
発電機建屋	一般取扱所	第4類第3石油類	(重油)	34,500 L	× (屋内設置→A)
	地下タンク貯蔵所	第4類第3石油類	(重油)	90,000 L	× (地下式→B)
第2ユーティリティ建屋	屋内タンク貯蔵所	第4類第3石油類	(重油)	5,300 L	× (屋内設置→A)
	一般取扱所	第4類第3石油類	(重油)	42,936 L	× (屋内設置→A)
第4類第4石油類		(潤滑油)	5,700 L		
使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	一般取扱所 (A系)	第4類第3石油類	(重油)	29,376 L	×
		第4類第4石油類	(潤滑油)	3,900 L	(屋内設置→A)
	一般取扱所 (B系)	第4類第3石油類	(重油)	29,376 L	×
		第4類第4石油類	(潤滑油)	3,900 L	(屋内設置→A)
	屋内タンク貯蔵所 (A系)	第4類第3石油類	(重油)	4,000 L	×
	屋内タンク貯蔵所 (B系)	第4類第3石油類	(重油)	4,000 L	(屋内設置→A)
第1非常用ディーゼル発電設備重油	地下タンク貯蔵所	第4類第3石油類	(重油)	520,000 L	× (屋内設置→A)
分離建屋	一般取扱所	第4類第3石油類	(n-ドデカン、TBP)	85,000 L	×
		第5類第2種自己反応性物質	(硝酸ヒドレンジン)	2,795 kg	(屋内設置→A)
精製建屋	一般取扱所	第4類第3石油類	(n-ドデカン、TBP)	150,800 L	×
		第5類第2種自己反応性物質	(硝酸ヒドレンジン)	1,950 kg	(屋内設置→A)
ガラス固化体貯蔵建屋	一般取扱所	第4類第3石油類	(重油)	11,200 L	×
		第4類第4石油類	(潤滑油)	620 L	(屋内設置→A)
E先行用燃料油貯蔵設備	地下タンク貯蔵所	第4類第3石油類	(重油)	30,000 L	× (地下式→B)
再処理事務所西棟	地下タンク貯蔵所	第4類第3石油類	(重油)	60,000 L	× (地下式→B)
	一般取扱所	第4類第3石油類	(重油)	10,248 L	× (屋内設置→A)
移動タンク (3k1)	移動タンク貯蔵所	第4類第2石油類	(軽油)	3,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (4k1) No.1	移動タンク貯蔵所	第4類第2石油類	(灯油・軽油)	4,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (4k1) No.2	移動タンク貯蔵所	第4類第2石油類	(灯油・軽油)	4,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (4k1) No.3	移動タンク貯蔵所	第4類第2石油類	(灯油・軽油)	4,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (4k1) No.4	移動タンク貯蔵所	第4類第2石油類	(灯油・軽油)	4,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (4k1) No.5	移動タンク貯蔵所	第4類第2石油類	(灯油・軽油)	4,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (4k1) No.6	移動タンク貯蔵所	第4類第2石油類	(灯油・軽油)	4,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (4k1) No.7	移動タンク貯蔵所	第4類第2石油類	(灯油・軽油)	4,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (4k1) No.8	移動タンク貯蔵所	第4類第2石油類	(灯油・軽油)	4,000 L	× (常時「空」→C)
移動タンク (4k1) No.9	移動タンク貯蔵所	第4類第2石油類	(灯油・軽油)	4,000 L	× (常時「空」→C)
屋内貯蔵所	屋内貯蔵所	第4類第2石油類	(軽油)	98,800 L	× (屋内設置→A)
技術開発研究所	屋外タンク貯蔵所	第4類第3石油類	(重油)	15,000 L	× (他評価に包絡→D)

第2表 敷地内の火災源となる設備一覧 (3/3)

(再処理施設が所有する設備)

建屋名称	貯蔵所または取扱所の区分	危険物の類、品名		最大数量	詳細評価要否
ガラス固化技術開発建屋	一般取扱所	第4類第3石油類	(重油)	6,557 L	× (屋内設置→A)
	地下タンク貯蔵所	第4類第3石油類	(重油)	20,000 L	× (地下式→B)
前処理建屋	貯蔵・取扱(せん断機油圧ユニットA)	第4類第4石油類	(潤滑油)	1,700 L	× (屋内設置→A)
	貯蔵・取扱(せん断機油圧ユニットB)	第4類第4石油類	(潤滑油)	1,700 L	× (屋内設置→A)
分析建屋	貯蔵・取扱(分析廃液)	第4類第1～4石油類	(分析廃液/貯蔵)	194 L	× (屋内設置→A)
			(分析廃液/取扱)	174 L	
	貯蔵(分析試薬)	第4類第1～4石油類、アルコール類	(分析試薬)	415.9 L	× (屋内設置→A)
ウラン酸化物貯蔵建屋	取扱(油圧エレベータ)	第4類第4石油類	(潤滑油)	4,521 L	× (屋内設置→A)
ユーティリティ建屋	取扱(消火ポンプ)	第4類第2石油類	(軽油)	490 L	× (屋内設置→A)
技術開発研究所	貯蔵・取扱(温調ボイラ)試験棟南側	第4類第3石油類	(重油)	1,954 L	× (屋内設置→A)
	貯蔵・取扱(プロセスボイラ)試験棟北	第4類第3石油類	(重油)	1,692 L	
	貯蔵・取扱(油圧ユニット)	第4類第3石油類	(鉱物油)	1,700 L	
屋内貯蔵所隣接	取扱所	第4類第2石油類	(軽油)	800 L	× (常時「空」→C)

第3表 評価対象施設及び受電変圧器の危険物貯蔵量・離隔距離の比較

	火災源	危険物貯蔵量	設計対処施設との離隔距離
評価対象施設 (第1表及び第2表で詳細評価「○」とした施設)	ボイラ用燃料貯蔵所	300,000L	<u>780m</u>
	ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所	4,000,000 L	550m
	ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	200,000 L	660m
受電変圧器	<u>ユーティリティ建屋 受電変圧器</u>	<u>39,000L</u>	<u>720m</u>
	第2ユーティリティ建屋受電変圧器	90,400 L	550m

補足説明資料8－4（9条 外部火災）

## 外部事象に対する加工運転の停止について

### 1. MOX燃料加工施設の特徴を踏まえた異常時の措置

MOX燃料加工施設は、自然現象又はその組合せにより安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。安全上重要な施設の安全機能を損なわなければ設計基準事故に至ることはない。

ただし、事業許可基準規則第九条の解釈では、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含む、とされていることを受け、大きな事故に進展するおそれのある外部事象及び居住性に影響を与えるおそれのある外部事象が発生した際は、加工運転の停止及び送排風機の停止の措置を講ずることで、施設を安定な状態に移行する。

本資料では、外部事象が発生した際の加工運転の停止、送排風機の停止措置について整理した。

### 2. 加工運転の停止の種類について

加工運転の停止の種類については、通常操作による設備停止及び非常停止操作による設備停止がある。また、加工運転の停止の停止範囲として、各制御室における各設備又は各工程単位での停止と中央監視室において行うことができる全工程の一括停止がある。送風機及び排風機の停止については、管理区域の送排風機の停止と非管理区域も含めた送排風機の停止がある。第1表に工程停止及び送排風機の停止の用語の種類と停止範囲を示す。



第1表 工程停止及び送排風機の停止の用語の種類と停止範囲について

用語	停止範囲	通常停止 操作場所	非常停止 操作場所
工程停止	換気設備等のユーティリティの停止を含まないの加工工程のうち任意の工程の停止を指す。 なお、加工工程とは、燃料製造、スクラップ処理、試験・分析、核燃料物質の貯蔵、その他作業(ただし、廃棄のうち、気体廃棄を除く)を示し、その工程に所属する設備全体を示す。	制御第1室 から 制御第6室	制御第1室 から 制御第6室
全工程停止	換気設備等のユーティリティの停止を含まない全ての加工工程の停止を指す。	制御第1室 から 制御第6室	中央監視 室
送排風機の 停止	気体廃棄物の廃棄設備の建屋排風機、工程室排風機、送風機及び窒素循環ファン並びに燃料加工建屋の非管理区域の換気・空調を行う設備の手動停止を指す。	中央監視 室	中央監視 室
全送排風機 の停止	上記に加え気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排風機の手動停止を指す。	中央監視 室	中央監視 室

### 3. 外部事象ごとの対処方針

1. の考え方に基づいた、異常事象ごとの対処方針を第2表に示す。


なお、施設への影響及び事象の進展の度合い等状況に応じて、それぞれに通常停止操作又は非常停止操作を選択するものとする。また、第1図に示す通常運転の停止操作と非常時の停止操作に要する時間の目安を踏まえ、時間猶予及び復旧作業時の運転員の安全性を考慮して運転停止の方法を適切に選択する。

任意の工程の通常停止又は非常停止操作については、各制御室において、運転員により制御盤の操作によって実施する。また、施設全体への影響が大きい事象が発生していることを確認した場合は、中央監視室において、全工程を一括で停止する非常停止操作を実施する。時間猶予がない場合は、設備停止したうえで事象が収束した後に、状況に応じて核燃料物質を貯蔵設備に貯蔵する等の必要な措置を講ずる。

第2表 異常事象ごとの対処方針

異常事象		運転停止の判断（目安）	時間猶予	対処
予測可能	竜巻	竜巻発生確度ナウキャストの発生確度2かつ雷ナウキャストの雷活動度3を確認した場合	10数min	・竜巻の気圧差による施設への影響を限定するため、全工程停止、送排風機の停止、工程室排風機後の手動ダンパの閉止を行う。
	外部火災（森林火災）	MOX燃料加工施設の敷地に森林火災が迫ってくる状態を確認した場合	数h	・森林火災で発生したばい煙・有毒ガスの建屋内部への侵入による設備・機器への影響を防止するため全工程停止、送排風機の停止及び系統上のダンパの閉止を実施する。また、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。
	火山（降灰）	気象庁が発表する降灰予報で敷地内に「やや多量」以上の降灰が予想された場合	数10min	・降下火砕物の建屋内部への侵入による設備・機器への影響を防止するため、全工程停止、送排風機の停止及び系統上のダンパの閉止を実施する。また、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。
予測不可能 (注1)	地震	中央監視室に表示される加速度計の指示値が、水素・アルゴン混合ガス及び水配管の遮断弁作動の設定加速度以上（耐震Cクラスの設備・機器に適用する静的震度（1.2Ci）程度）を確認した場合	—	・施設の安全性を確保するため、全工程停止を行う。
	外部火災（敷地内タンク火災）	敷地内の重油タンクの炎上を確認した場合		・敷地内の重油タンクの火災で発生したばい煙・有毒ガスの建屋内部への侵入による設備・機器への影響を低減するため全工程停止、送排風機の停止及び系統上のダンパの閉止を実施する。また、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。
	外部火災（航空機墜落火災）	敷地内に航空機の墜落を確認した場合		・敷地内の航空機墜落火災で発生したばい煙・有毒ガスの建屋内部への侵入による設備・機器への影響を低減するため全工程停止、送排風機の停止及び系統上のダンパの閉止を実施する。また、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。
	有毒ガス	有毒ガスの発生等運転員へ影響を及ぼす兆候が見られた場合		・有毒ガスの影響が中央監視室等に及ぶおそれがある場合に、全工程停止、送排風機の停止及び系統上のダンパの閉止を実施する。また、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。
	化学物質の漏えい			

(注1) 異常事象の影響範囲を考慮して通常の設備停止と非常停止を選択する

停止操作	状態	安定度	停止作業の内訳	完了までの時間(目安)
非常停止操作	操作直後の状態を維持。 (容器等昇降動作の途中であっても途中の状態での強制停止。)	 高	中央監視室において非常停止ボタンを操作して全工程を停止させる。  ・所内へ非常停止操作を行うことをアナウンス ・非常停止ボタン操作 ・設備は停止前の状況(把持)を維持したまま直ちに停止 ・工程が停止したことを中央監視室で確認	数sec～数min
通常停止操作(全工程 or 当該設備)	操作後、搬送等一定の動作を完了して停止。 (容器等昇降動作の途中であれば昇降完了してから停止。)		制御第1室から制御第6室において、各設備の制御盤を操作して設備の運転を停止させる。  ・所内へ通常停止操作を指示 ・制御室において各設備の制御盤から停止の操作 ・設備は、動作中に制御盤からの停止信号を受け停止(停止前の状況を維持) ・設備の運転が停止したことを各制御室で確認	10数min
各工程通常停止操作後に貯蔵(※)	貯蔵施設に安定した状態で貯蔵している状態。		制御第1室から制御第6室において、バッチ処理完了後、各設備の制御盤を操作して設備の運転を停止させる。また、核燃料物質が貯蔵施設に入庫されたことを確認した上で、搬送設備の制御盤を操作して設備の運転を停止させる。  ・所内へ通常停止操作を指示 ・制御室において各設備の制御盤からバッチ処理終了を確認した後停止の操作 ・設備は、加工運転終了後制御盤からの停止信号を受け停止 ・設備の運転が停止したことを現場で確認 ・設備内に核燃料物質がないことを現場で確認 ・核燃料物質が貯蔵施設へ入庫された後に搬送設備の運転を停止	数10min～10数h

※バッチ処理完了までの時間猶予がある場合は、処理完了後に停止する。なお、新たな加工運転は行わない。

第1図 非常停止操作と通常停止操作の完了までに要する時間について

補足説明資料8－5（9条 外部火災）

## 二次的影響（有毒ガス）への対処について

MOX燃料加工施設における重要な安全機能は、臨界防止及び閉じ込めの安全機能である。これらの安全機能は二次的影響（有毒ガス）の影響によって損なわれることはない。

また、MOX燃料加工施設で取り扱う核燃料物質は、化学的に安定な酸化物であり、焼結処理、焙焼処理及び一部の分析作業を除いて、化学反応による物質の変化及び発熱が生ずるプロセスはないことから、指示値を監視するための計測制御に係る安全上重要な施設はない。

二次的影響（有毒ガス）が中央監視室に及ぶおそれがある場合、全工程停止及び気体廃棄物の廃棄設備のグローブボックス排風機以外の送排風機を停止することで、外気の取り込みを抑制しMOX燃料加工施設を安定な状態に移行する。

上記対応により、工程の設備は停止するとともに着火源が排除されること並びに焼結炉等は水素・アルゴン混合ガスの供給及び加熱が停止することから、臨界、機械的破損、火災、爆発といった異常事象に対して施設の継続的な監視が不要となる。ただし、安全上重要な施設の非常用所内電源設備及びグローブボックス排気設備については、フィルタの差圧を定期的に確認する必要がある。

二次的影響（有毒ガス）が中央監視室に及ぶおそれがある場合においても、上記確認項目の巡視を実施できるよう資機材の確保、手順の整備を行う。

### 1. 必要な資機材

運転員が施設の監視を適時実施することができるように、以下の防護資機材を確保する。

- ・防塵めがね
- ・防塵マスク

また、状況に応じて可搬型照明、放射線サーベイ機器等の適切な装備を選定する。

## 2. 施設の監視のための手順及び資機材

二次的影響（有毒ガス）が中央監視室に及ぶおそれがある場合において、施設の監視を適時実施するための手順及び資機材（監視手段）を以下のとおり定める。

### （1）監視項目

- ・グローブボックス排気フィルタユニットのフィルタ差圧
- ・非常用所内電源設備のフィルタ差圧（外部電源喪失時のみの確認項目）

### （2）監視頻度

- ・適時（1回／日 以上）

### （3）監視手段

- ・現場の差圧計

なお、外部電源が喪失していない場合は、施設の状態を他の建屋で確認することも可能である。

# 事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（1/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p><b>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</b></p> <p>1 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p><b>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</b></p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含む。</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>3 第1項に規定する「想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。</p> <p><b>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</b></p> <p>2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。</p> <p><b>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</b></p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含む。</p> <p>4 第2項に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象」とは、対象となる自然現象に対応して、最新の科学的技術的知見を踏まえて適切に予想されるものをいう。なお、過去の記録、現地調査の結果、最新知見等を参考にして、必要のある場合には、異種の自然現象を重畳させるものとする。</p> <p>5 第2項に規定する「適切に考慮したもの」とは、大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故が発生した場合に生じる応力を単純に加算することを必ずしも要求するものではなく、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた場合をいう。</p>	<p>本文別添</p> <p>一. 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 建物の構造</p> <p>(ロ) 構造</p> <p>(6) その他の主要な構造</p> <p>① 加工施設における主要な建物は、敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全性が損なわれることのない構造とする。</p> <p>添付書類五</p> <p>イ. 安全設計の方針</p> <p>(イ) 安全設計の基本方針</p> <p>(6) 加工施設は、台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によっても安全確保上支障がないように設計する。</p> <p>へ. 地震以外の自然現象に対する考慮</p> <p>加工施設は、敷地で予想される津波、地すべり、陥没、台風、高潮、洪水、異常寒波、豪雪等の自然条件について、敷地及び周辺地域の過去の記録、現地調査を参考にして、予想される自然条件のうち最も過酷と考えられる条件を適切に考慮した設計とする。</p> <p>(イ) 津波・高潮</p> <p>加工施設の敷地は、標高60m前後の弥栄平と呼ばれる台地にあり、津波、高潮のおそれのない環境にある。</p> <p>(ロ) 洪水</p> <p>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることは考えられない。</p> <p>(ハ) 台風・異常寒波・豪雪等</p> <p>気象条件の設定については、原則として最寄りの気象官署である八戸測候所及びむつ特別地域気象観測所の観測資料を使用する。ただし、異常寒波、豪雪の気象条件については、敷地近傍にある六ヶ所地域気象観測所の観測資料も考慮する。</p> <p>燃料加工建屋の設計に当たっては、最大瞬間風速は八戸測候所の観測記録41.3m/s、最低気温は六ヶ所地域気象観測所の観測記録を踏まえ八戸測候所の観測記録-15.7℃、最深積雪は六ヶ所地域気象観測所の観測記録190cmを考慮し、安全確保上支障がないように設計する。</p> <p>また、積雪及び風の荷重を適切に組み合わせて設計する。</p> <p>なお、加工施設には、「建築基準法」等に基づき、避雷設備を設ける。</p> <p>(ニ) 地すべり・陥没</p> <p>加工施設の敷地は、標高60m前後の弥栄平と呼ばれる台地にあり、地すべりが発生し、加工施設に影響を与えるような急斜面はない。また、敷地の地質状況等からみて、陥没のおそれはない。</p>	<p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(1) 安全機能を有する施設</p> <p>① 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の自然環境を基に想定される洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）又は地震及び津波を含む組合せに遭遇した場合において、自然現象そのものがもたらす環境条件及びその結果としてMOX燃料加工施設で生じ得る環境条件においても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、敷地内又はその周辺で想定される自然現象のうち、洪水及び地滑り並びに津波については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>上記に加え、安全上重要な施設は、最新の科学的技術的知見を踏まえ当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を、それぞれの因果関係及び時間的変化を考慮して適切に組み合わせた条件においても、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、安全機能を有する施設は、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害のうちMOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、敷地内又はその周辺の状況を基に想定される人為事象のうち、ダムの崩壊及び船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</p> <p>自然現象及び人為事象の組合せについては、地震、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災等を考慮する。これらの事象が単独で発生した場合の影響と比較して、複数の事象が重畳することで影響が増長される組合せを特定し、その組合せの影響に対しても安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、想定される自然現象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含める。また、人為事象に対しては、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含める。また、想定される自然現象及び人為事象の発生により、MOX燃料加工施設に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、工程停止する等、MOX燃料加工施設への影響を軽減するための措置を講ずるよう手順を整備する。</p>	<p>「安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないもの」について、既許可申請書本文口項に敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全機能が損なわれることのない構造及び配置とすることを記載している。</p> <p>また、上記の本文記載事項に対する設計方針として、既許可申請書添付書類五「イ.安全設計の基本方針」及び「へ.地震以外の自然現象に対する考慮」並びに評価として既許可申請書添付書類七「ロ.事故の想定及び評価」にMOX燃料加工施設は、敷地で予想される台風、異常寒波、豪雪等の自然現象によってもその安全性が損なわれることのない構造及び配置とすることを記載している。</p> <p>したがって、以下の内容が、指針から明確化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>想定される自然現象として、竜巻、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災が明確された</li> <li>設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに遭遇した場合において、自然事象そのものがもたらす環境条件及びその結果として当該施設で生じ得る環境条件において、その設備が有する安全機能が達成されること。</li> <li>安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置</li> </ul> <p>上記を踏まえ、適合方針については、明確された森林火災に対する規則要求への適合性を新たに記載する。</p> <p>したがって、以下の内容が指針から追加要求となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>異種の自然現象の重畳を考慮すること。</li> <li>設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮すること。</li> </ul> <p>以上より、適合方針では記載の明確化を実施する。</p> <p>また、森林火災に対する規則要求への適合性を新たに記載する。</p>	<p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則解釈に合わせ、明確化された自然現象を追加</li> </ul> <p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則解釈に合わせ、明確化された設計上の考慮を要する自然現象又はその組合せに対して考慮を追加</li> </ul> <p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則解釈に合わせ、異種の自然現象の重畳及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮することを追記</li> </ul> <p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則解釈に合わせ、想定される外部人為事象の追加</li> </ul> <p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則解釈に合わせ、明確化された自然現象を追加</li> </ul> <p>【新規基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則解釈に合わせ、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を追加</li> </ul>



## 事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（2/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
<p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</p> <p>3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</p> <p>1 第9条は、設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置を含む。</p> <p>6 第3項は、設計基準において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して、安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な重大事故等対処設備への措置を含む。</p> <p>7 第3項に規定する「加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等をいう。なお、上記の「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29 原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、防護設計の要否について確認する。</p>	<p>添付書類七</p> <p>ロ．事故の想定及び評価</p> <p>(3) その他の自然現象等による事故の災害評価</p> <p>① その他の自然現象</p> <p>主要な加工施設は、十分な地耐力を有するたかほこ鷹架層に支持させること、また、敷地の西側部分を標高約55mに整地し配置することから、敷地周辺の斜面の崩壊等による影響を受けることはない。燃料加工建屋の風荷重に対する設計は、敷地周辺の過去の記録を考慮し設計されるため、台風等の風により損傷を受けることはない。また、燃料加工建屋の最低気温及び最深積雪量に対する設計は、敷地及び周辺地域の過去の記録に基づいて設計することから、これらの自然現象により加工施設が被害を受けることはない。</p> <p>添付書類七</p> <p>ロ．事故の想定及び評価</p> <p>(3) その他の自然現象等による事故の災害評価</p> <p>② 火災</p> <p>敷地付近には、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のむつ小川原国家石油備蓄基地がある。敷地に隣接して、当社濃縮・埋設事業所のウラン濃縮工場及び低レベル放射性廃棄物埋設センターがある。また、敷地内には、再処理事業所の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター及び再処理工場がある。これらの工場のうち火災等の影響が考えられるむつ小川原国家石油備蓄基地<sup>(10)</sup>での万一の火災を想定しても、距離的に離れていることから、加工施設の安全確保上支障がない。</p>	<p>b. 外部火災</p> <p>安全機能を有する施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として、森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高压ガス貯蔵施設（以下「近隣の産業施設」という。）の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。</p> <p>自然現象として想定される森林火災については、敷地への延焼防止を目的として、MOX燃料加工施設の敷地周辺の植生を確認し、作成した植生データ及び敷地の気象条件等を基に解析によって求めた最大火線強度（9128kW/m）から算出される防火帯（幅25m以上）を敷地内に設ける。</p> <p>防火帯は延焼防止機能を損なわない設計とし、防火帯内には原則として可燃物となるものは設置しない。防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する。</p> <p>また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>人為事象として想定される近隣の産業施設の火災及び爆発、敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベの火災及び爆発の影響については、離隔距離の確保等により、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>航空機墜落による火災については、対象航空機が安全機能を有する施設を収納する建屋の直近に墜落する火災を想定し、火災からの輻射強度の影響により、建屋外壁の温度上昇を考慮した場合においても、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とすること、若しくはその火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>外部火災の二次的影響であるばい煙による影響については、換気設備等に適切な防護対策を講じることで、安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、有毒ガスによる影響については、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p> <p>【添付書類三】</p> <p>イ. 気象</p> <p>(4) その他の一般気象</p> <p>① 森林火災</p> <p>気象条件については、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061912号 原子力規制委員会決定）を参考とし、過去10年間を調査し、森林火災の発生頻度が年間を通じて比較的高い3月から8月の最高気温、最小湿度及び最大風速の組合せを考慮し、風向は卓越方向を考慮する。MOX燃料加工施設の最寄りの気象官署としては、気候的に敷地に比較的類似している八戸特別地域気象観測所及びむつ特別地域気象観測所があり、敷地近傍には六ヶ所地域気象観測所がある。最高気温、最小湿度及び最大風速については、気象条件が最も厳しい値となる八戸特別地域気象観測所の過去10年間の気象データ<sup>(7)</sup>をから設定する。風向については、MOX燃料加工施設の風上に発火点を設定する必要があることから、敷地近傍にある六ヶ所地域気</p>	<p>MOX燃料加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）として、既許可申請書においては敷地及び敷地周辺の状況を基に選択される事象のうち、むつ小川原石油備蓄基地の石油備蓄基地の火災等の想定及び航空機落下<sup>(10)</sup>について建物・構築物の防護設計をすることとしている。</p> <p>したがって、指針から以下の事項が明確化された。</p> <p>① 次の事象が明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムの崩壊</li> <li>・有毒ガス</li> <li>・船舶の衝突</li> <li>・電磁的障害</li> </ul> <p>② 航空機に係る事故についての評価手法として、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき、防護設計の要否について確認することが明確化された。</p> <p>③ 安全機能を有する施設が安全機能を損なわないために必要な措置</p> <p>また、重大事故等対処設備への措置について新たに追加された。</p> <p>以上より、近隣工場等の火災・爆発、敷地内の危険物タンク等の火災・爆発及び航空機墜落による火災に対する規則要求への適合性を新たに記載する。</p>	<p>【新規制基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される自然現象として明確化された森林火災について、規則または解釈に適合させるよう記載を追加</li> </ul> <p>【新規制基準の第9条要求による変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣工場等の火災・爆発、敷地内の危険物タンク等の火災・爆発及び航空機墜落による火災について、規則または解釈に適合させるよう記載を追加</li> </ul>

事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（3/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>象観測所の過去10年間の気象データ<sup>(7)</sup>から、最大風速時の風向の出現回数及び風向の出現回数を調査し、卓越方向を設定する。</p> <p>青森県の森林火災発生状況<sup>(10)</sup><sup>(12)</sup><sup>(13)</sup>（2003年から2012年）及び気象データ<sup>(7)</sup>（最高気温、最小湿度及び最大風速）（2003年から2012年）について、添3-イ第18表に示す。</p> <p>気象データ<sup>(7)</sup>（卓越風向）（2003年から2012年における3月から8月の期間）について、添3-イ第19表に示す。</p> <p><b>【添付書類五】</b>                  (ハ) 外部火災                  (1) 外部火災に関する設計方針                  原子力規制委員会の定める事業許可基準規則の第九条では、外部からの衝撃による損傷の防止として、安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）又は人為事象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならないとしている。</p> <p>安全機能を有する施設は、外部火災の影響を受ける場合においてもその安全機能を確保するために、防火帯の設置、離隔距離の確保、建屋による防護等により、外部火災に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>その上で、外部火災により発生する火炎及び輻射熱からの直接的影響並びにばい煙等の二次的影響によってその安全機能が損なわれないことを確認する施設を、MOX燃料加工施設の全ての安全機能を有する構築物及び設備・機器とする。外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）は、安全評価上その機能を期待する構築物及び設備・機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な構築物及び設備・機器を抽出し、外部火災により臨界防止及び閉じ込め等の安全機能を損なわないよう機械的強度を有すること等により、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>上記に含まれない安全機能を有する施設については、外部火災に対して機能を維持すること、若しくは外部火災による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障が生じない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここでの外部火災としては、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」（平成25年6月19日 原規技発第13061912号 原子力規制委員会決定）（以下「外部火災ガイド」という。）を参考として、森林火災、近隣の産業施設の火災及び爆発並びに航空機墜落による火災を対象とする。また、外部火災防護対象施設へ影響を与えるおそれのある敷地内に存在する屋外の危険物貯蔵施設及び可燃性ガスボンベ（以下「危険物貯蔵施設等」という。）については、外部火災源としての影響及び外部火災による影響を考慮する。ただし、地下に設置する重油タンク並びに再処理施設の第1非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備、第2非常用ディーゼル発電機の燃料貯蔵設備、重油貯槽、第1軽油貯槽、第2軽油貯槽、硝酸ヒドラジン受入れ貯槽、TBP受入れ貯槽及びn-ドデカン受入れ貯槽については、熱影響を受けないことから危険物貯蔵施設等の対象から除外する。</p> <p>さらに、近隣の産業施設の火災においては、外部火災ガイドを参考として、近隣の産業施設周辺の森林へ飛び火することによりMOX燃料加工施設へ迫る場合を想定し、近隣の産業施設の火災と森林火災の重量を考慮する。また、敷地内への航空機墜落による火災を想定することから、航空機墜落による火災と危険物貯蔵施設等の火災及び爆発との重量を考慮する。</p> <p>外部火災の影響評価は、外部火災ガイドを参考として実施する。</p> <p>外部火災にて想定する火災及び爆発を添5第28表に示す。また、危険物貯蔵施設等を添5第29表に、危険物貯蔵施設等</p>		

事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（4/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>の配置を添5第23図に示す。</p> <p>(2) 設計対処施設                      MOX燃料加工施設において、屋外に設置する外部火災防護対象施設はないことから、外部火災防護対象施設を収納する建屋を設計対処施設とする。                      外部火災防護対象施設は、全て燃料加工建屋（外壁厚さ1.3m）内に収納されるため、燃料加工建屋を設計対処施設として選定する。設計対処施設の配置を添5第23図に示す。                      また、二次的影響として、火災に伴い発生するばい煙を抽出し、その上で、安全機能を有する施設のうち、外気を取り込むことにより外部火災防護対象施設の安全機能が損なわれるおそれがある設備を以下のとおり選定する。                      ① 換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備                      ② 非常用所内電源設備の非常用発電機</p> <p>(3) 森林火災の想定                      ① 概要                      想定される森林火災については、外部火災ガイドを参考として、初期条件（可燃物量（植生）、気象条件及び発火点）を、MOX燃料加工施設への影響が厳しい評価となるように設定し、森林火災シミュレーション解析コード（以下「FARSITE」という。）を用いて影響評価を実施する。                      この影響評価の結果に基づき、必要な防火帯及び離隔距離を確保することにより、設計対処施設の温度を許容温度以下とし、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>② 森林火災の想定                      想定する森林火災については、外部火災ガイドを参考として、初期条件（可燃物量（植生）、気象条件（湿度、温度、風速、風向）及び発火点）を、工学的判断に基づいてMOX燃料加工施設への影響が厳しい評価となるように以下のとおり設定する。                      a. 森林火災における各樹種の可燃物量は、青森県の森林簿及び森林計画図のデータによる現地の植生を用いるとともに、敷地内の各樹種の可燃物量は現地調査により、現地の植生を用いる。また、樹種及び林齢を踏まえ、可燃物量が多くなるように植生を設定する。                      b. 気象条件は、立地地域及びその周辺地域における過去10年間の気象条件を調査し、青森県の森林火災の発生頻度を考慮して、最小湿度、最高気温及び最大風速の組合せとする。                      c. 風向は、最大風速記録時の風向から卓越風向を設定する。                      d. 発火点は、青森県の森林火災の発生原因で最多となっている煙草及びたき火を踏まえて、MOX燃料加工施設から直線距離10kmの範囲における人為的行為を考慮し、火を取り扱う可能性のある箇所での火災の発生頻度が高いと想定される居住地域近傍の道路沿い及び人の立ち入りがある作業エリアまでの道路沿いを候補とし、卓越方向から施設の風上となることも考慮し外部火災の発生を想定したときにMOX燃料加工施設への影響評価の観点で、FARSITEより出力される火線強度及び反応強度（火炎放射強度）の影響が厳しい評価となるよう、以下のとおり設定する。発火点の位置を添5第24図に示す。                      (a) 森林火災の発生原因として多い人為的な火災発生の可能性があり、可燃物量（植生）及び卓越風向「西北西」を考慮し、敷地西側に位置（約9.5km）する横浜町吹越地区の居住区域近傍の道路沿いを「発火点1」として設定する。                      (b) 森林火災の発生原因として多い人為的な火災発生の可能性があり、可燃物量（植生）及び卓越風向「東南東」を考慮し、敷地東側に位置（約7km）するむつ小川原国</p>		

事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（5/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>家石油備蓄基地（以下「石油備蓄基地」という。）の中継ポンプ場及び中継ポンプ場までのアクセス道路沿いを「発火点2」として設定する。</p> <p>(c) 森林火災の発生原因として多い人為的な火災発生の可能性があり、可燃物量（植生）、卓越風向「西北西」及びMOX燃料加工施設までの火災の到達時間が最短であることを考慮し、敷地西側に位置（約0.9km）する石油備蓄基地及び石油備蓄基地までのアクセス道路沿いを「発火点3」として設定する。</p> <p>e. 太陽光の入射により、火線強度が増大することから、日照による火線強度の変化を考慮し、火線強度が最大となる時刻を発火時刻として設定する。</p> <p>③ 評価対象範囲 評価対象範囲は、外部火災ガイドを参考として、森林火災の発火想定地点を敷地周辺の10km以内とし、植生、地形及び土地利用データは発火点までの距離に安全余裕を考慮し、南北12km及び東西12kmとする。</p> <p>④ 入力データ FARSITEの入力データは、外部火災ガイドを参考に、以下のとおりとする。</p> <p>a. 地形データ 敷地内及び敷地周辺の土地の標高及び地形のデータについては、現地状況をできるだけ模擬するため、10mメッシュの「基盤地図情報 数値標高モデル<sup>(41)</sup>」を用いる。</p> <p>b. 土地利用データ 敷地周辺の土地利用データについては、現地状況をできるだけ模擬するため、100mメッシュの「国土数値情報 土地利用細分メッシュ<sup>(42)</sup>」を用いる。</p> <p>c. 植生データ 植生データについては、現地状況をできるだけ模擬するため、敷地周辺の樹種や生育状況に関する情報を有する森林簿<sup>(43)</sup>及び森林計画図の空間データ<sup>(44)</sup>を使用する。ここで、森林簿の情報をを用いて、土地利用データにおける森林領域を、樹種及び林齢によりさらに細分化する。また、敷地内の樹種や生育状況に関する情報は、実際の植生を調査し、その調査結果を使用する。植生が混在する場合は、厳しい評価となるように可燃物量、可燃物の高さ及び可燃物熱量を考慮して入力する植生データを設定する。</p> <p>d. 気象データ 気象条件については、外部火災ガイドを参考とし、過去10年間を調査し、森林火災の発生頻度<sup>(45)</sup><sup>(64)</sup><sup>(65)</sup>が年間を通じて比較的高い3月から8月の最高気温、最小湿度及び最大風速の組合せを考慮し、風向は卓越方向を考慮する。MOX燃料加工施設の最寄りの気象官署としては、気候的に敷地に比較的類似している八戸特別地域気象観測所及びむつ特別地域気象観測所があり、敷地近傍には六ヶ所地域気象観測所がある。最高気温、最小湿度及び最大風速については、気象条件が最も厳しい値となる八戸特別地域気象観測所の過去10年間の気象データから設定する。風向については、MOX燃料加工施設の風上に発火点を設定する必要があることから、敷地近傍にある六ヶ所地域気象観測所の過去10年間の気象データから、最大風速時の風向の出現回数及び風向の出現回数を調査し、卓越方向を設定する。 FARSITEによる評価に当たっては、厳しい評価となるよ</p>		

事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（6/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>う以下のとおり、風向、風速、気温及び湿度による影響を考慮する。</p> <p>(a) 風向及び風速については、火災の延焼性を高め、また、敷地側に対する風の影響を厳しく想定するため、風速は最大風速で一定とし、風向は卓越風向とする。</p> <p>(b) 気温については、可燃物の燃焼性を高めるため、最高気温で一定とする。</p> <p>(c) 湿度については、可燃物が乾燥し燃えやすい状態とするため、最小湿度で一定とする。</p> <p>⑤ 延焼速度及び火線強度の算出 外部火災ガイドを参考として、ホイヘンスの原理に基づく火災の拡大モデルを用いて、評価結果が厳しくなるよう火災をモデル化した上で、上記の設定を基にFARSITEにて、延焼速度（平均0.04m/s（発火点3））、火線強度及び火災輻射強度を算出する。</p> <p>⑥ 火災到達時間による消火活動 外部火災ガイドを参考として、FARSITEにより、発火点から防火帯までの火災到達時間（5時間1分（発火点3））を算出する。敷地内には、消火活動に必要な消火栓等の消火設備の設置及び大型化学消防車を配備することで、森林火災が防火帯に到達するまでの間に敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班による消火活動が可能であり、万一の飛び火等による火災の延焼を防止することで設計対処施設への影響を防止し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>安全機能を有する施設のうち防火帯の外側に位置する放射線管理施設の環境モニタリング設備のモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計については、森林火災発生時は、自衛消防隊の消火班による事前散水により延焼防止を図ること及び代替設備を確保することにより、その機能を維持する設計とする。</p> <p>⑦ 防火帯幅の設定 FARSITEによる影響評価により算出される最大火線強度（9128kW/m（発火点2））に対し、外部火災ガイドを参考として、風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火帯の関係から、必要とされる最小防火帯幅24.9mを上回る幅25m以上の防火帯を確保することにより、設計対処施設への延焼を防止し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>設置する防火帯の位置を添5第23図に示す。</p> <p>⑧ 危険距離の確保及び熱影響評価について</p> <p>a. 森林火災の想定 森林火災を以下のとおり想定する。</p> <p>(a) 外部火災ガイドを参考に、森林火災による熱を受ける面と森林火災の火災の地点は同じ高さにあると仮定する。</p> <p>(b) 外部火災ガイドを参考に、森林火災の火災は、円筒火災モデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>(c) 円筒火災モデル数は、火災最前線のセルごとに設定する。</p> <p>(d) 設計対処施設への熱影響が厳しくなるよう、火災最前線のセルから、最大の火災輻射強度（750kW/m<sup>2</sup>（発火点3））となるセルを評価対象の最短として配置し、火災最前線の火災が到達したセルを横一列に並べて、全てのセルからの火災輻射強度を考慮する。</p> <p>b. 危険距離 最大の火災輻射強度を踏まえた輻射強度に基づき、防火帯の外縁（火災側）から設計対処施設までの離隔距離を、外壁表面温度がコンクリートの圧縮強度が維持できる温度である200℃<sup>(46)</sup>となる危険距離23m以上確保するこ</p>		

事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（7/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>とで、設計対処施設への延焼を防止し、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>危険距離については、設計対処施設が受ける輻射強度の影響が最大となる発火点3の森林火災に基づき算出する。</p> <p>c. 設計対処施設への熱影響について 外部火災ガイドを参考として、熱影響評価を実施する。</p> <p>(a) 外部火災防護対象施設を収納する建屋 設計対処施設である燃料加工建屋外壁（防火帯外側からの離隔距離 約226m）が受ける輻射強度（910W/m<sup>2</sup>（発火点3））については、外部火災ガイドを参考とし、設計対処施設への輻射強度の影響が最大となる発火点3の森林火災に基づき算出する。この輻射強度に基づき算出する燃料加工建屋の外壁表面温度を、コンクリートの許容温度200℃<sup>(46)</sup>以下とすることで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 非常用所内電源設備の非常用発電機への影響 非常用所内電源設備の非常用発電機は、建屋内に収納し、建屋の外気取入口から空気を取り込み、その空気を非常用発電機に取り込む設計とする。 そのため、非常用所内電源設備の非常用発電機を収納する設計対処施設の外気取入口から流入する空気の温度が森林火災の熱影響によって上昇したとしても、空気温度を許容温度以下とすることで、非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。 空気温度の評価については、可燃物量が多く、火災の燃焼時間が長く輻射熱の影響が厳しい石油備蓄基地火災の熱影響評価に包絡される。</p> <p>⑩ 異種の自然現象の重畳及び設計基準事故との組合せ 森林火災と同時に発生する可能性がある自然現象としては、風（台風）及び高温が考えられる。森林火災の評価における気象条件については、外部火災ガイドを参考とし、過去10年間を調査し、森林火災の発生頻度が年間を通じて比較的高い月の最高気温及び最大風速の組合せを考慮している。そのため、風（台風）及び高温については、森林火災の評価条件として考慮されている。 設計対処施設への森林火災の影響については、設計基準事故時に生ずる荷重の組合せを適切に考慮する設計とする。すなわち、森林火災により設計対処施設に作用する荷重及び設計基準事故時に生ずる荷重を、それぞれの因果関係及び時間的变化を考慮して適切に組み合わせて設計する。また、設計基準事故の影響が及ぶ期間に発生すると考えられる森林火災の荷重と設計基準事故時に生ずる荷重を適切に考慮する設計とする。 設計対処施設は、森林火災に対して安全機能を損なわない設計とすることから、森林火災と設計基準事故は独立事象である。また、設計基準事故発生時に、森林火災が発生した場合、安全上重要な施設に荷重を加える設計基準事故である「露出した状態でMOX粉末を取り扱い、火災源となる潤滑油を保有しているグローブボックスにおいて火災が発生し、容器内のMOX粉末が飛散し、外部に放射性物質が放出される事象」による荷重との組み合わせが考えられる。この設計基準事故により荷重を受ける安全上重要な施設であるグローブボックスは、森林火災の影響を受けることは無いため、設計基準事故時荷重と森林火災の組合せは考慮しない。</p> <p>(4) 近隣の産業施設の火災及び爆発</p>		<p>【新規基準の第9条要求による変更】 ・規則解釈に合わせ、異種の自然現象の重畳及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮することを追記</p>



事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（8/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>① 概要</p> <p>近隣の産業施設の火災及び爆発については、外部火災ガイドを参考として、敷地周辺10k m範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等を網羅的に調査し、石油備蓄基地（敷地西方向約0.9k m）の火災、敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を対象とする。</p> <p>敷地周辺10k m範囲内に存在する近隣の産業施設及び敷地内の危険物貯蔵施設等の配置を添5第23図及び添5第25図～添5第27図に示す。</p> <p>また、敷地周辺に国道338号線及び県道180号線があることから、燃料輸送車両の火災による影響が想定される。燃料輸送車両は、消防法令において移動タンク貯蔵所の上限が定められており、公道を通行可能な上限のガソリンが積載された状況を想定した場合でも、貯蔵量が多く設計対処施設までの距離が近い敷地内に存在する危険物貯蔵施設（重油タンク）火災の評価に包絡されることから、燃料輸送車両の火災による影響は評価の対象外とする。</p> <p>漂流船舶の影響については、再処理事業所は海岸から約5k m離れており、敷地近傍の石油備蓄基地火災の影響に包絡されることから、評価の対象外とする。</p> <p>設計対処施設である外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋については、外部火災ガイドを参考として、建屋の外壁で受ける火炎から算出された輻射強度を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、コンクリートの許容温度<sup>(46)</sup>となる輻射強度（以下「危険輻射強度」という。）以下とすることで、危険距離以上の離隔を確保する設計とし、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>近隣の産業施設の火災により周辺の森林へ飛び火し敷地へ火炎が迫ることを想定し、近隣の産業施設の火災と森林火災の重量評価においては、外部火災ガイドを参考として、影響評価により算出される輻射強度に基づき、設計対処施設の温度を許容温度以下とすることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>危険物貯蔵施設等の火災については、外部火災ガイドを参考として、影響評価により算出される輻射強度に基づき、設計対処施設の温度を許容温度以下とすることで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>MOX燃料加工施設の第1 高压ガストレーラ庫、LPGボンベ庫及び敷地内に存在するMOX燃料加工施設以外の危険物貯蔵施設等の爆発については、設計対処施設への影響がなく外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>② 石油備蓄基地火災</p> <p>石油備蓄基地火災については、外部火災ガイドを参考として、以下のとおり石油備蓄基地火災を想定し、設計対処施設への熱影響評価を実施する。</p> <p>a. 石油備蓄基地火災の想定</p> <p>(a) 気象条件は無風状態とする。</p> <p>(b) 石油備蓄基地に配置している51基の原油タンク（約11.1万m<sup>3</sup>/基<sup>(47)</sup>）の原油全てが防油堤内に流出した全面火災を想定し、原油タンクから流出した石油類は全て防油堤内に留まるものとする。</p> <p>(c) 火災は原油タンク9基（3列×3行）又は6基（2列×3行）を1単位とした円筒火災モデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>(d) 原油タンクは、燃焼半径が大きく、燃焼時に空気供給が不足し、大量の黒煙が発生するため、輻射発散度の低減率(0.3)<sup>(48)</sup>を考慮する。</p>		

事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（9/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>b. 設計対処施設への熱影響について</p> <p>(a) 外部火災防護対象施設を収納する建屋（燃料加工建屋） 外部火災防護対象施設を収納する燃料加工建屋（石油備蓄基地からの距離（約1970m））は、外部火災ガイドを参考とし、想定される石油備蓄基地火災により建屋外壁で受ける火災からの輻射強度を算出する。この輻射強度を危険輻射強度（<math>2.3\text{kW/m}^2</math>）以下とすることで、危険距離以上の離隔を確保する設計とする。また、危険輻射強度以下とすることで外壁表面温度をコンクリートの許容温度<math>200^\circ\text{C}</math><sup>(46)</sup>以下とし、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 非常用所内電源設備の非常用発電機 非常用所内電源設備の非常用発電機は、建屋内に収納し、建屋の外気取入口から空気を取り込み、その空気を非常用発電機に取り込む設計とする。 そのため、非常用所内電源設備の非常用発電機を収納する設計対処施設の外気取入口から流入する空気の温度が石油備蓄基地火災の熱影響によって上昇したとしても、空気温度を許容温度以下とすることで、非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。 評価対象は、石油備蓄基地からの距離が約1970mとなる非常用所内電源設備の非常用発電機を収納する燃料加工建屋を対象とする。評価については、想定される石油備蓄基地火災により、建屋外壁等がコンクリートの許容温度<math>200^\circ\text{C}</math><sup>(46)</sup>に上昇した状態を想定し、建屋外壁等からの熱伝達により、燃料加工建屋の外気取入口から流入する空気の温度を算出する。この空気温度を許容温度以下とすることで、非常用所内電源設備の非常用発電機の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>③ 近隣の産業施設の火災と森林火災の重量評価 石油備蓄基地火災においては、防油堤外部へ延焼する可能性は低いが、外部火災ガイドを参考として、石油備蓄基地周辺の森林へ飛び火することによりMOX燃料加工施設へ迫る場合を想定し、石油備蓄基地火災と森林火災の重量を想定する。 燃料加工建屋は、建屋外壁が受ける輻射強度を外部火災ガイドを参考として算出する。この輻射強度に基づき算出する外壁表面温度をコンクリートの許容温度<math>200^\circ\text{C}</math><sup>(46)</sup>以下とすることで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>④ 敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発 敷地内に複数存在する危険物貯蔵施設等の中から、貯蔵量、配置状況及び設計対処施設への距離を考慮し、設計対処施設に火災及び爆発の影響を及ぼすおそれがあるものを選定する。敷地内の危険物貯蔵施設等を添5第29表に示す。</p> <p>a. 危険物貯蔵施設等の火災 敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災による熱影響評価は、輻射強度が最大となる火災を想定するため、貯蔵量が最も多く、燃料加工建屋から近い、ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所（以下「貯蔵所」という。）に設置する重油タンクの火災を対象とする。</p> <p>(a) 貯蔵所火災の想定 貯蔵所の火災は、外部火災ガイドを参考とし以下のとおり想定する。</p> <p>i. 気象条件は無風状態とする。</p> <p>ii. タンク内の重油全てが防油堤内に流出した全面火災を想定し、流出した重油は全て防油堤内に留まるものとする。</p> <p>iii. 火災は円筒火災モデルとし、火災の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>iv. 輻射発散度の低減は考慮しない。</p>		



事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（10/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>(b) 評価対象施設 評価対象施設は、設計対処施設である燃料加工建屋を対象とする。</p> <p>(c) 設計対処施設への熱影響について 設計対処施設への熱影響は、外部火災ガイドを参考として評価を実施する。 貯蔵所から約550m離れている燃料加工建屋は、建屋外壁が受ける火炎からの輻射強度（0.098kW/m<sup>2</sup>）を外部火災ガイドを参考として算出する。この輻射強度に基づき算出する外壁表面温度を、コンクリートの許容温度200℃（46）以下とすることで、建屋内に収納する外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 危険物貯蔵施設等の爆発 敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の爆発については、MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫及びLPGボンベ庫並びにMOX燃料加工施設以外の危険物貯蔵施設等として、設計対処施設との隔離距離が最短となる再処理施設の還元ガス製造建屋における水素ボンベ及び可燃物の貯蔵量が最も多い低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫のプロパンボンベを対象とする。</p> <p>(a) MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の爆発 MOX燃料加工施設の第1高圧ガストレーラ庫は、高圧ガス保安法に基づき、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とすること及び爆発時に発生する爆風や飛来物が上方向に開放される構造として設計する。MOX燃料加工施設のLPGボンベ庫の貯蔵容器は、ボンベ庫内に収納され、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造とし、爆発を防止する設計とする。 また、第1高圧ガストレーラ庫及びLPGボンベ庫は、外部火災ガイドを参考に危険限界距離を算出する。設計対処施設である燃料加工建屋は、第1高圧ガストレーラ庫及びLPGボンベ庫から危険限界距離以上の隔離を確保することで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 再処理施設の危険物貯蔵施設等の爆発 再処理施設の還元ガス製造建屋の水素ボンベ及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫のプロパンボンベは屋内に収納され、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造として設計することから、設計対処施設への影響はなく、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。また、設計対処施設は、対象とした危険物貯蔵施設等の爆発に対する危険限界距離以上の隔離距離を確保する設計とする。</p> <p>(5) 航空機墜落による火災 ① 概要 航空機墜落による火災については、外部火災ガイド及び航空機墜下評価ガイドを参考として、航空機墜落による火災の条件となる航空機の選定を行う。また、航空機墜落地点については、建屋外壁等で火災が発生することを想定する。この航空機墜落による火災の輻射強度を考慮した場合において、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>② 航空機墜落による火災の想定 航空機墜落による火災の想定は、以下のとおりとする。 a. 航空機は、対象航空機を種類別に分類し、燃料積載量が最大の機種とする。 b. 航空機は、燃料を満載した状態を想定する。 c. 航空機墜落地点は、建屋外壁等の設計対処施設への影響が厳しい地点とする。</p>		

事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（11/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>d. 航空機の墜落によって燃料に着火し、火災が起こることを想定する。</p> <p>e. 気象条件は無風状態とする。</p> <p>f. 火災は円筒火災をモデルとし、火炎の高さは燃焼半径の3倍とする。</p> <p>g. 油火災において任意の位置にある輻射強度を計算により求めるには、半径が1.5m以上の場合で火炎の高さを半径の3倍にした円筒火災モデルを採用する。</p> <p>③ 墜落による火災を想定する航空機の選定 外部火災ガイドを参考に、航空機墜落による火災の対象航空機については、航空機落下評価ガイドの落下事故の分類を踏まえ、以下の航空機の落下事故における航空機を選定する。</p> <p>a. 自衛隊機又は米軍機の訓練空域内を訓練中及び訓練空域周辺を飛行中の落下事故 外部火災ガイドを参考として、燃料積載量が最大の自衛隊機であるKC-767を選定する。 また、三沢対地訓練区域を訓練飛行中の自衛隊機又は米軍機のうち、当社による調査結果から、自衛隊機のF-2又は米軍機のF-16を選定する。さらに、今後、訓練飛行を行う主要な航空機となる可能性のあるF-35についても選定する。</p> <p>④ 計器飛行方式民間航空機の空路を巡航中の落下事故 直行経路を巡航中の計器飛行方式民間航空機の落下事故については、「(ヌ) 航空機落下」に示す計器飛行方式民間航空機の航空機落下確率の評価式を用いると、航空機落下の発生確率が<math>10^{-7}</math>回/年となる範囲が敷地外となる。 敷地外における外部火災については、「(4) 近隣の産業施設の火災及び爆発」で、石油備蓄基地に配置している51基の原油タンク（約11.1万<math>m^3</math>/基<sup>(47)</sup>）の原油全てが防油堤内に流出した全面火災を想定している。計器飛行方式民間航空機の墜落による火災について、厳しい条件となる最大燃料積載量の多い機種（燃料積載量約240<math>m^3</math>）を対象としても、石油備蓄基地の原油量と比較すると火災源となる可燃物量が少ないことから、計器飛行方式民間航空機の墜落による火災は、近隣の産業施設の火災影響評価に包絡される。</p> <p>⑤ 航空機墜落地点の設定 再処理施設は、敷地内に放射性物質を取り扱う建屋が多く、面的に広く分布し、建屋が隣接している。そのため、再処理事業変更許可申請書（令和2年7月29日変更許可）において再処理施設は、離隔距離を想定しない航空機墜落による火災としてとらえ、航空機墜落地点は、建屋外壁等の設計対処施設への影響が厳しい地点としている。 MOX燃料加工施設は再処理施設に隣接していることから、再処理施設と同様に、航空機墜落地点は、建屋外壁の設計対処施設への影響が厳しい地点とする。また、航空機墜落事故として単独事象を想定する。 設計対処施設の建屋については、外壁の至近に円筒火災モデルを設定し、火災の発生から燃料が燃え尽きるまでの間、一定の輻射強度を与えるものとして熱影響を評価する。</p> <p>⑥ 設計対処施設への熱影響評価について 設計対処施設の建屋については、建屋外壁が受ける火災からの輻射強度を外部火災ガイドを参考として算出する。この輻射強度に基づき算出される外壁及び建屋内の温度上昇により建屋内の外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない及び建屋外壁が要求される機能を損なわない設計とする。</p> <p>⑦ 航空機墜落による火災と敷地内の危険物貯蔵施設等の火災及び爆発の重量について</p>		

## 事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（12/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>設計対処施設の建屋については、航空機墜落による火災とMOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等による火災が重畳した場合の熱影響に対して、建屋の外壁温度が、熱に対するコンクリートの強度が維持できる温度以下とし、かつ、建屋内の温度上昇により外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>さらに、設計対処施設は、航空機墜落による火災とMOX燃料加工施設の可燃性ガスを貯蔵する貯蔵容器の爆発が重畳した場合の爆風圧に対して、外部火災ガイドを参考として危険限界距離を算出し、可燃性ガスを貯蔵する貯蔵容器までの離隔距離を確保し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>a. 火災の重畳 航空機墜落による火災に対する危険物貯蔵施設等の火災の影響については、発生熱量が大きく設計対処施設に与える影響が大きい事象を想定する。発生熱量が一番大きくなる想定として、重油タンクが航空機墜落により火災を発生させることを想定する。</p> <p>航空機が危険物貯蔵施設等に直撃し、危険物及び航空機燃料による重畳火災を想定したとしても、貯蔵量が最も多く、燃料加工建屋から近い、ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所の重畳火災により、燃料加工建屋が受ける輻射強度は1kW/m<sup>2</sup>程度であり、設計対処施設の直近で航空機墜落による火災を想定した場合の輻射強度（30kW/m<sup>2</sup>）よりも小さく、設計対処施設の直近での航空機墜落による火災評価に包絡される。</p> <p>b. 爆発の重畳 航空機墜落による火災に対する第1高圧ガストレーラ庫及びLPGボンベ庫の爆発については、外部火災ガイドを参考に危険限界距離を算出する。設計対処施設の建屋は、第1高圧ガストレーラ庫及びLPGボンベ庫から危険限界距離以上の離隔距離を確保することで、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 危険物貯蔵施設等への熱影響 ① 概要 危険物貯蔵施設等への熱影響については、森林火災及び近隣の産業施設の火災の影響を想定しても、敷地内のMOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等の貯蔵物の温度を許容温度以下とすることで、危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止し、設計対処施設への影響を与えない設計とする。また、近隣の産業施設の爆発の影響を想定しても、危険物貯蔵施設等の爆発を防止し、設計対処施設へ影響を与えない設計とする。</p> <p>② 熱影響の評価対象 評価対象は、防火帯及び石油備蓄基地からの距離が最短となる危険物貯蔵施設等とする。ただし、森林火災又は石油備蓄基地火災の発生を想定しても、建物及び構築物により火災の輻射の受熱面がない場合には、その危険物貯蔵施設等は、当該火災評価の際の評価対象としない。</p> <p>森林火災及び近隣の産業施設の火災における評価対象を添5第30表に示す。</p> <p>③ 熱影響について a. 森林火災 森林火災においては、ボイラ用燃料受入れ・貯蔵所、第1高圧ガストレーラ庫の水素ガスの貯蔵容器及びLPGボンベ庫のLPガスの貯蔵容器に対し、火災の燃焼時間を考慮し、一定の輻射強度でこれらの貯蔵容器が加熱されるものとして、内部温度を算出する。算出される内部温度を貯蔵物の許容温度以下とすることで、危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止し、設計対処施設へ影響を与えない設計とする。</p>		

## 事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（13/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>b. 近隣の産業施設の火災 石油備蓄基地火災においては、ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所及び第1高圧ガストレーラ庫の水素ガスの貯蔵容器が受ける火災からの輻射強度に基づき、重油タンク及び水素ガスの貯蔵容器の表面での放熱量と入熱量の関係から、表面温度を算出する。算出した表面温度を貯蔵物の許容温度以下とすることで、危険物貯蔵施設等の火災及び爆発を防止し、設計対処施設へ影響を与えない設計とする。</p> <p>③ 近隣の産業施設の爆発の影響について 敷地内に存在するMOX燃料加工施設以外の危険物貯蔵施設等として選定した還元ガス製造建屋及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫については、着火源を排除するとともに可燃性ガスが漏えいした場合においても滞留しない構造として設計することから、MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等に対して影響を与えない設計とする。</p> <p>また、MOX燃料加工施設の危険物貯蔵施設等は、選定した還元ガス製造建屋（危険限界距離24m）及び低レベル廃棄物処理建屋プロパンボンベ庫（危険限界距離67m）に対する危険限界距離以上の離隔距離を確保する設計とする。</p> <p>（7） 二次的影響評価 ばい煙及び有毒ガスによる影響については、外部火災ガイドを参考として添5第32表の設備を対象とし、ばい煙及び有毒ガスの侵入に対して、適切な対策を講ずることで外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。ただし、他に二次的影響が想定される爆風については、「（4） 近隣の産業施設の火災及び爆発」で示す。</p> <p>① ばい煙の影響 a. 換気設備の給気設備 外気を取り込む設備・機器である燃料加工建屋の換気設備の給気設備及び非管理区域換気空調設備については、ばい煙の侵入に対して、フィルタを設置し、一定以上の粒径のばい煙粒子を捕獲するとともに、給気設備及び非管理区域換気空調設備の送風機の停止及び手動ダンパの閉止の措置を講ずる設計とする。</p> <p>b. 非常用所内電源設備の非常用発電機 非常用所内電源設備の非常用発電機については、ばい煙の侵入に対して、フィルタを設置することで、安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>② 有毒ガスの影響 外部火災により発生する有毒ガスが、中央監視室等の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合に、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p> <p>（8） 消火体制 MOX燃料加工施設は、再処理事業所内にある再処理施設及び廃棄物管理施設とともに自衛消防組織を編成し消火活動にあたる。</p> <p>外部火災発生時には、再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置し、MOX燃料加工施設への影響を軽減するため、自衛消防隊の消火班により事前散水を含む消火活動を実施する。</p> <p>外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動のための要員として自衛消防隊の消火班のうち消火専門隊は敷地内に常駐する運用とする。</p> <p>（9） 火災防護計画を策定するための方針 外部火災に対する対策を実施するため、以下の内容を含めた火災防護計画を定める。</p> <p>a. 外部火災に対する消火設備の選定方針、設置目的及び運用方法</p>		

事業許可基準規則第9条（外部火災）と許認可実績・適合方針との比較表（14/14）

①事業許可基準規則	②許認可実績等	③適合方針	①事業許可基準規則 - ②許認可実績等 - ③適合方針の比較結果	②許認可実績等 - ③適合方針の本文比較結果
		<p>b. 外部火災に対する消火活動を実施するための消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車及び化学粉末消防車の配備</p> <p>c. 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る体制及び手順</p> <p>d. 初期消火活動及びその後の消火活動に係る体制並びに火災時の装備</p> <p>e. MOX燃料加工施設が影響を受けるおそれがある場合の工程停止等の措置</p> <p>f. 計画を遂行するための体制の整備（責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保に係る事項を含む）並びに教育及び訓練</p> <p>g. 外部火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応に係る手順</p> <p>h. 外部火災発生時におけるMOX燃料加工施設の保全のための活動を行う体制の整備</p> <p>(10) 手順等            外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管理並びにばい煙及び有毒ガス発生時の対応を適切に実施するための対策を火災防護計画に定める。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び外部火災発生時の対策を実施するために必要な手順を定める。            以下に外部火災に対する必要な手順等を示す。</p> <p>① 防火帯の維持及び管理に係る手順並びに防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合には、延焼防止機能を損なわないよう必要最小限とするとともに、不燃性シートで覆う等の対策を実施する手順を整備する。</p> <p>② 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する手順を整備する。</p> <p>③ 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時に、MOX燃料加工施設に影響があると判断される場合は、全工程停止及び送排風機の停止を実施する手順を整備する。また、施設の監視が適時実施できるように、資機材を確保し手順を整備する。</p> <p>④ 敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動については、敷地内に常駐する自衛消防隊の消火班が実施する手順を整備する。また、消火活動に必要な消火栓等の消火設備の設置並びに大型化学高所放水車、消防ポンプ付水槽車、化学粉末消防車及びその他資機材の配備を実施する。</p> <p>⑤ 外部火災の対応に必要な設備の維持管理に係る手順を整備する。</p> <p>⑥ 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練を定期的実施する手順を整備する。</p> <p>⑦ 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する手順を整備する。また、FARSITEの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する手順を定める。</p> <p>⑧ 外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する手順を定める。</p> <p>⑨ 敷地内の外部火災が発生した場合は、MOX燃料加工施設の全工程停止等の措置を講ずる手順を整備する。また、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、MOX燃料加工施設が影響を受ける場合には全工程停止の措置を講ずる手順を整備する。ただし、核燃料物質の入った容器を貯蔵設備に戻すなどの対応は状況に応じて実施する。さらに、必要に応じて運転員が消火活動の支援を行えるよう、手順を整備する。</p>		